

児童自立とWITHの心

～児童自立支援施設の実践～ 2023

巻頭論文

『児童自立支援施設の役割と機能』

～施設の高機能化に向けた実践～

遠藤 洋二

特 集

児童自立支援施設の高機能化、多機能化について



高知県立希望が丘学園

〒783-0043 高知県南国市岡豊町小蓮 720
TEL.088-866-2913 FAX.088-866-0649



高知龍馬空港



高知県立歴史民俗資料館（岡豊城跡）



坂本龍馬像（桂浜）



高知県立牧野植物園

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一つです。不良行為をなし、またはなすおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所、または保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。

児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医および精神科の診療に相当する経験を有する医師または嘱託医等が置かれ、入所している児童がその適性および能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、生活指導、学科指導、職業指導が行われます。全国に58施設あり、約1,400人の児童が入所しています。

日本における児童福祉施設種別の中でも古い歴史を持ち、明治16(1883)年に設立された施設の「感化院」が児童自立支援施設に続く源流です。その後「感化院」は「少年教護院」へと名称変更され、さらに戦後の児童福祉法の施行により「少年教護院」から「教護院」へと名称の変遷があり、平成10(1998)年4月に現在の「児童自立支援施設」となりました。

施設の名称が変わっても、入所する子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わりません。『粹のある生活』を基盤とし、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

目 次

巻頭言

- 児童自立と WITH の心 ～児童自立支援施設の実践～ 発刊にあたって …………… 前田 浩 2

巻頭論文

- 児童自立支援施設の役割と機能
～施設の高機能化に向けた実践～ …………… 遠藤 洋二 6

特集 『児童自立支援施設の高機能化、多機能化について』

- ①児童自立支援施設の高機能化・小規模化について
～千秋学園の実践をとおして～ …………… 長尾 真 近 舞子 佐々木雄大 16
- ②児童自立支援施設の高機能・多機能化に向けた視点と方法
～家族支援機能・データベース・少年鑑別所との連携に焦点をあてて～
…………… 大原 天青 反中 亜弓 28
- ③夫婦制におけるチーム養育支援について考える
～夫婦制と交替制の枠を超えて～ …………… 真崎 英二 35
- ④淡海学園の高機能化に向けた取り組み
～実科生指導へのチャレンジ～ …………… 佐伯 香菜 39
- ⑤児童自立支援施設における経験知蓄積による機能発展について
～島根県立わかたけ学園で試行錯誤を繰り返しながら継承され蓄積されてきたことをふまえて～
…………… 永島 正治 44
- ⑥児童自立支援施設における出口問題
～高機能化・多機能化は高校中退者へ届くのか～ …………… 三代 陽介 58

特別寄稿

- 高知県の非行問題への対応
～高知家の子ども見守りプラン～ …………… 森 克仁 68

実践者寄稿

- ①児童自立支援施設におけるファミリーソーシャルワークの展望
～配置義務化から十年が経過した家庭支援専門相談員の現状と課題～ …………… 岩田 智和 80
- ②よりよく生きるための児童支援を目指して
～性問題研究委員会の今後の活動に向けて～ …… 三代 陽介 本山 香織 中村 文俊 92
- ③トラウマを抱える職員が、子どもを支援すること …………… 大城 由峰 99

きゅう（外部の声）

- にんしん SOS 高知みそのランプの取り組み
～ひとりじゃないよ～ …………… 岡野 麻希 110

交友会

- 第 43 回（令和 4 年度）全児協転退職者交友会 中部（岐阜）大会 …………… 長嶺 耕次 114

- 文献賞（令和 4 年度文献賞） …………… 118

- 編集後記 …………… 121

- 会員外の読者の皆様へ …………… 122

卷頭言

巻 頭 言

児童自立とWITHの心 ～児童自立支援施設の実践～ 発刊にあたって

四国地区児童自立支援施設協議会会長
香川県立斯道学園 園長
ま え だ ひろし
前田 浩



コロナウイルス感染症が、日本に上陸してから早3年。当初、誰がこのような大感染を予想していたことでしょうか。その後、いくつもの感染の波を繰り返し、この冊子の巻頭言を書いている(9月上旬)この時期、「オミクロン株」「第7波」「BA.5」「過去最高の感染者数」という言葉が、連日マスメディアにより報道される状況になっています。この間、日々児童自立支援施設の運営にご尽力されている全国の職員の皆様方が、これまで行ってきた施設内に感染を持ち込まない為の対応・努力は、尋常なものではなかったのではないかと思います。また、施設によっては施設内感染を免れることが出来なかった施設もあったでしょうし、陽性の児童であっても施設内での支援を余儀なくされた施設、職員が感染し、入院や自宅療養となり人員不足で施設運営に支障を来す施設もあったのではないのでしょうか。そして何より、感染防止の観点から、本来活動的であるはずの児童自立支援施設での生活や各種行事、各地区協議会等でのスポーツ大会の中止、縮小など児童の活動を大幅に制限したり、また帰省や面会、保護者の行事への参加などをお断りしなければならなかった等が、何より自立支援に関わる職員の方々の心を痛めることとなっていたのではないのでしょうか。

ただし、このような時代であっても、家庭裁判所や児童相談所などの関係機関、保護者の方々の児童自立支援施設への利用ニーズは多く、関係機関の児童自立支援施設への期待は高まる一方ではないかと思います。このような「コロナ禍」にあっても、児童自立支援施設の職員

は、日々児童と共にあり続け、活動し、退園後の生活、将来の目標に向けて共に歩み続けることが求められており、職員一人ひとりがこれまで同様、地道な実践や、研鑽を続けて行かなければならない時代となっているということを痛感している次第です。

また、「WITH コロナ」の中で、私たちのすべきことは、現実的なものとして、いつ施設内でコロナ感染症の児童、職員の感染があったとしても、速やかに対応できる対策・体制の構築、防護服等の物品の確保、陽性になった児童の生活の場の確保、そして「陽性となった児童」を「感染していない児童」と同一施設(寮)内で支援せざるを得ない状況になった場合の感染拡大防止の為の方策などを検討しておく必要性も感じています。

さて、今回新しく発刊されるにあたり旧「非行問題」から名称や編集形態が大きく変わりました。旧「非行問題」は、「第228号」まで、その時代時代の課題にスポットをあて、先人の方々や先輩諸氏の現場における先駆的で斬新な取り組みや実践の報告をしつつ、有識者からの提言等、私たちが日々支援に悩み、暗中模索している中での羅針盤となり、私たちに多くのことを学ばせてくれました。しかし、今回「非行問題」という名称自体が現在置かれている児童自立支援施設の入所児童の「入所の理由」「問題の背景」「入所児童の質の変化」という観点から見た時に、実態に即していないのではないかとということから、コロナ禍で、全児協を構成する全施設が参加しての十分な議論が出来なかった中ではありましたが、名称変更を決断し、

「児童自立と WITH の心 ～児童自立支援施設の実践」という名称に決定することとなりました。

ご存じのように、児童自立支援施設は明治時代の「感化法」による「感化院」、少年教護法による「少年教護院」、児童福祉法による「教護院」、そして児童福祉法の一部改正により「児童自立支援施設」と、その時代時代の背景や世相、また法改正により施設種別の変遷を重ねてきました。しかし時代により、児童を取り巻く環境、背景も異なる中で、施設種別も変わって行ったとしても、常に「WITH の心」という精神のあり方が問われ、児童自立支援施設で働く私たちの指導であり支援の原点となる言葉であり続けました。「児童自立と WITH の心 ～児童自立支援施設の実践」という表題は、今後とも私たちの今抱える課題にスポットを当て、今後の方向性を模索していく上での指針となる「機関誌」の名称に相応しいものになって行ってくれるものと確信しています。

今回の「児童自立と WITH の心 ～児童自立支援施設の実践」のテーマは、児童自立支援施設の役割と機能～施設の高機能化と多機能化に向けた実践～というテーマが設定されました。児童自立支援施設の「高機能化」とは、①医療との連携の強化②心理療法担当職員の配置強化③個別対応のための寮職員等の配置強化④施設内における学校教育の充実、⑤家庭復帰の難しい中卒児童への対応強化⑥施設におけるアフターケア体制の充実と地域資源と連携を行った重層的なアフターケア体制作りを検討⑦職員の専門性向上及びメンタルヘルスに関する取り組みの充実⑧児童相談所との連携です。

また、「多機能化」とは、①通所機能、短期入所機能（アフターケアの一環として対応している施設もある。）②一時保護児童の受け入れ③専門職の育成・資格取得や、専門里親等への研修及び実習の受け入れ（専門性を生かした研修の実施、地域の専門機関としての役割が期待される。）といったものです。このような役割は、一部の児童自立支援施設では既に取り組みを始

めているところもあると思いますが、地域、関係機関からの要望や必要性があるのは理解しつつ、施設の人員・体制、ハード面の関係から、なかなか実践するまでに至っていないという施設も多いのではないかと考えています。

いわゆる「ケアニーズ」の高い児童の受け入れ、対応をどうするか。精神疾患を持つ児童、愛着機能に深刻なダメージを受けて育って来た児童、感情の高ぶりが急激（衝動性が高い）な児童、虐待経験からのトラウマを抱える児童等々、私たちが対応を求められる児童も幅広く、より専門性や他機関特に医療機関との密な連携を要する児童の増加が課題となっています。そういった中で、ケアニーズの高い児童の支援を積極的に行って行きながら、これまで述べてきた児童自立支援施設での「高機能化」「多機能化」をどう実現して行くか。それ以外にも、児童の「権利擁護」、「意見表明権の保障」、「中卒後の支援の在り方」「小ユニットでの支援の在り方」「医師、看護師、心理職の配置」問題など児童自立支援施設を取り巻く課題は、どんどん変遷している状況にあります。

今回、この冊子で、先駆的な取り組みをしている児童自立支援施設での実践報告を紹介していただくと共に、併せてその取り組みを阻害している要因などを分析・考察できれば、今後私たちの目指す方向性や取り組んで行くべき道筋が見えてくるものと考えています。

また、旧「非行問題」新冊子「児童自立と WITH の心 ～児童自立支援施設の実践」を、関係機関の方々にもご一読いただき、自立支援施設の現状を知っていただき、貴重なご意見をいただければ幸いです。

最後になりましたが、本誌発刊にあたり、ご多忙の中ご尽力をいただきました高知県立希望が丘学園の皆様、各地区編集委員の皆様方、原稿をお寄せいただいた皆様方に心からお礼を申し上げます。

卷頭論文

児童自立支援施設の役割と機能

～施設の高機能化に向けた実践～

関西福祉科学大学社会福祉部 教授

えんどう ようじ
遠藤 洋二



1 はじめに

筆者と児童自立支援施設（教護院）との出会いは、40数年前に遡る。大学で社会福祉学を専攻し、児童相談所での現場実習の一環で教護院のA学園を訪問した。元々、少年非行に興味があったこともあってか、A学園の暮らしにすっかり魅了され、園長にお願いししばらく居候をさせていただいた。当初は短期間のつもりが、結果的に1年間A学園で過ごすことになり、M寮長の下、それこそ朝から夜遅くまで子どもたちと共に生活した。M寮長ご夫婦の子どもに対する思いや姿勢に触れつつ過ごした日々は、その後何十年間従事するソーシャルワークの原点とも言える経験であった。

A学園の生活から十数年後に児童福祉司となり、また、違った立場で児童自立支援施設とお付き合いすることとなった。勤務していた児童相談所は、相談種別で担当が決まっており、筆者は教護相談のワーカーとして数多くの子どもを児童自立支援施設に措置してきた。当時は中学生を中心に非行の嵐が吹き荒れ、児童自立支援施設に措置した子どもも落ち着いて生活することができず、繰り返し無断外出する子どもも数多くいた状況で、A学園の職員とそれこそ毎日のように「トンコ探し」をした時もあった。

それ以降も様々な形で児童自立支援施設とお付き合いすることとなり、時代は変わっても、児童自立支援施設には子どもと職員が織りなす「暮らし」があり、そこで癒され育つ多くの子どもたちの姿も見てきた。

その反面、これからも児童自立支援施設が価

値ある社会資源として存続するためには、時代のニーズに即した柔軟な取り組みが求められることは改めて指摘する必要はないであろう。

全国児童自立支援施設協議会の機関誌である「非行問題」が新たな雑誌となる第1号の巻頭論文を執筆することは、筆者にとって重圧以外の何物でもないが、長きに渡る児童自立支援施設の応援団として、未来の児童自立支援施設へのエールとなれば幸いである。

2 これまでの議論の整理と現状に対する認識

およそ25年前、中央児童福祉審議会基本問題部会において「中間報告書」が公表され、その中で、施設入所の実態について、ニーズの多様化、施設機能とニーズとの乖離などが指摘され、特に「教護院」については、入所率の低下・入所の敬遠・処遇の硬直化が問題視された。

その結果、

- ①名称の見直し
- ②運営形態の弾力化
- ③学校教育の導入等の学習指導体制の充実
- ④専門的機能の強化等

を図り、新しい施設として再生することが求められた。

さらに、(児童福祉)施設全体に対しては、

- ①自立までの一貫した支援
- ②最も適切な施設での処遇
- ③社会的に自立するまでのアフターケア
- ④サービスの向上
- ⑤(生活水準に関する)基準の見直し

などが課題として挙げられた。

他の児童福祉施設と並列的に言及したのではなく、特に「教護院」を横出しにして問題点を羅列したことは、ある意味、当時の「教護院」が時代の要請に適合していないとして指弾されたものとも受け止められる。

翌年（1997）には、「教護院を『児童自立支援施設』に改称し、非行・虐待児童だけでなく、生活指導及び学習指導又は職業指導を一体的に行う必要のある児童に対し、幅広く児童の態様に応じた指導を行い、その自立を支援する施設に改めること」といった児童福祉法の改正案について、厚生大臣（当時）から中央児童福祉審議会に諮問された。

同諮問書では、虚弱児施設の児童養護施設への移行も謳われた。戦後、結核や栄養不良の児童の療育に貢献し、当時は気管支喘息・心疾患・情緒障害など入院治療が必要なほどではないものの、家庭の養育能力では十分なケアができない子どもを入所させる施設として一定機能していたと思われる虚弱児施設について、歴史的使命を終えたかのように廃止されたことを受け、「次は教護院が番ではないか」と不安を抱いた関係者も少なからず存在した。

結果的に、1997年の児童福祉法改正（以下、「法改正」と記す。）により、教護院は児童自立支援施設と名称変更がなされ、対象児童に「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を加え、通所指導も可能としながら、「個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」施設として新たな道を歩みだした訳であるが、その機能や役割がどのように変化してきたかが重要である。

2003年に全国児童自立支援施設協議会は、「児童自立支援施設の将来像」として、表1のように、「児童自立支援施設の役割と機能」と「児童自立支援施設の将来方向」に整理している。その中で、「このように児童自立支援施設に期待される要請は、様々であり、かつ客観的に見るならば、寄せられる期待には大きいものがあ

る。しかし、児童自立支援施設のどのような機能がこれに応えうることになるのか、またどのような取り組みがこれらの要請に応えうることになるのか、児童自立支援施設の現状を踏まえての整理は必ずしも十分になされていない」（全国児童自立支援施設協議会：2004）とあるように、社会的ニーズに呼応した「新たな」児童自立支援施設のあり方について暗中模索していた様子が見えがえる。

表1 児童自立支援施設の役割と機能

児童自立支援施設の役割	児童自立支援施設の将来方向
1 児童自立支援施設の基本的な役割	1 児童自立支援施設の処遇理念の転換と新たな取り組み
2 児童自立支援施設における枠のある生活の意義	2 児童自立支援施設の処遇の透明性と検証性の確保
3 児童自立支援施設の処遇の基本的な考え方	3 児童の自立を確かなものにするための取り組みの追求
4 児童自立支援施設における「生活」の意義	
5 児童自立支援施設における子どもの力	
6 児童自立支援施設における通所機能	
7 児童自立支援施設と学校教育	
8 児童自立支援施設と児童養護施設	
9 児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設	
10 児童自立支援施設と少年院	

2005年には、子どもを取り巻く環境の悪化、少年院送致の下限年齢撤廃の議論などから、児童自立支援施設の今後の方向性を議論する場として、厚生労働省が「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」を立ち上げ8回にわたり議論を重ね、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」を公表した。

その中で、自立支援機能の充実・強化として以下が掲げられた。

(1) 支援技術・方法について

- アセスメント及び自立支援計画策定のあり方
- 集団生活において個別の支援・援助が必要となった場合の支援・援助のあり方
- 被虐待経験や発達障害等を有する特別なケ

- アを要する子どもの支援・援助のあり方
- 自らの行った非行行為と向き合う取組を通じた自立支援のあり方
- リービングケア（退所準備）のあり方
- アフターケアのあり方
- 親（保護者）支援・家族支援のあり方
- 子どもの権利擁護のあり方

(2) 施設機能の拡充について

- 相談機能
- 通所支援機能
- 短期入所機能及び一時保護機能

このような経過の中、新たな名称の下、児童自立支援施設がどのように変化し、現状として、社会的要請に応える存在となっているかどうかを検証するとともに、時代のニーズに適合した専門性の高い児童自立支援施設像を明確にすることは必要不可欠である。

1997年の児童福祉法改正当時、ひとつの課題となった入所率について、それ以降の経過は冷静に評価しなければならない。

表2 児童自立支援施設の在籍人数及び通所人員の推移

年度	在籍人数	定員	充足率	通所人員	年度	在籍人数	定員	充足率	通所人員
1997	1,626	4,330	37.6%	0	2009	1,473	3,823	38.5%	6
1998	1,637	4,330	37.8%	0	2010	1,470	3,753	39.2%	9
1999	1,732	4,260	40.7%	0	2011	1,322	3,749	35.3%	8
2000	1,663	4,260	39.0%	0	2012	1,287	3,704	34.7%	10
2001	1,573	4,184	37.6%	0	2013	1,290	3,847	33.5%	5
2002	1,425	4,102	34.7%	0	2014	1,175	3,806	30.9%	3
2003	1,511	4,172	36.2%	8	2015	1,198	3,628	33.0%	0
2004	1,563	3,961	39.5%	8	2016	1,109	3,539	31.3%	0
2005	1,519	3,961	38.3%	2	2017	1,033	3,524	29.3%	0
2006	1,599	3,973	40.2%	6	2018	1,018	3,481	29.2%	0
2007	1,550	3,828	40.5%	6	2019	1,060	3,482	30.4%	0
2008	1,552	3,862	40.2%	6	2020	889	3,311	26.8%	0

(厚生労働省「福祉行政報告例」を基に筆者が作成)

表2は、1997年度以降の児童自立支援施設在籍員等の推移を記した表である。入所人員・充足率ともに低下し、昨今では、全国の児童自立支援施設に在籍する人員は1,000名前後で推移している。もちろん児童自立支援施設への入所が減少している要因には、児童相談所の業務が虐

待相談に集中し、非行相談など児童と一定期間関わる中で、児童自身や保護者の動機づけをした上で、児童自立支援施設等に措置するといったソーシャルワーク機能が低下したことも大きな要因であることは強調しなければならない。しかしながら、児童自立支援施設側もその機能や強みを広報し、積極的に入所児童を増やすための努力をしてきたかどうかは大きな疑問である。多くが公立施設である児童自立支援施設の定員は条例で定められているため、現実的に受け入れることが可能な児童数と（条例）定員との間に大きな乖離があり、充足率が児童自立支援施設の評価をする適切な基準でないことは理解しつつも、ステークホルダーである市民・国民目線で考えれば、入所人員・充足率は、児童自立支援施設の有効性を評価する分かりやすい指標としてとらえられることも当然であろう。

また、法改正により新たに加えられた通所機能に関して言えば、現在までほとんど機能していないのが現状である。当時の時代背景を概観すれば、1980年代に吹き荒れた中学校における校内暴力の波は一定終息したが、いじめや学級崩壊など、児童生徒の問題行動や集団不適応などが顕在化し、そのような不適応児童の受け皿として、定員充足率が低い、児童自立支援が浮上してきた感がある。

元来、多くは都道府県・政令指定都市に1か所のみ設置されている児童自立支援施設が通所機能を持ったとしても、どれだけの児童がそこに通所できるかは大いに疑問があるところである。通所機能が生かされていないことは、児童自立支援施設側の課題ではなく、政策スキームとして無理があると言わざるを得ない。

3. 児童自立支援施設における高機能化とは

2016年に改正された「子どもの家庭養育優先原則」が明確化され、2017年に発表された「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育

の在り方に関する検討会：2017) では、「子どもの最善の利益の観点から、家庭からの分離が必要になった場合にも、その後の一時保護から代替養育まですべての段階において、個々の子どものニーズに合った養育(ケア)がなされ、同時並行的に永続的解決を目指したソーシャルワークがなされることが原則である」、さらに、「子どもにとって高度に専門的な治療的ケアが必要な場合は一時的に施設ケアが必要になる場合もあるが、その場合でも、個別のケアが行われる必要があり、生活の場は『できるだけ家庭的な養育環境』であることが必要である」とあるように、要保護児童に対しては、養育里親や養子縁組など、代替家庭を優先させ、子どもの特性などによりそれが困難な場合に、必要最小限に施設ケアを利用するといった方向に我が国の社会的養護は大きく舵を切った。

つまり、入所型の児童福祉施設を解体し、ほぼ全ての要保護児童を代替家庭での養育とする欧米に追随するも、現存する施設の存在意義を保持するために、生活単位を小規模化するとともに地域に分散するなど、より家庭に近い環境において、養育里親等では対応できない高度な専門的な援助を目指すといった「高機能化・多機能化」が謳われたものであろう。

しかしながら、「高機能化・多機能化」とはどのようなものなのかは具体的に示されておらず、言葉だけが独り歩きしている感を否めない。実際、2019年4月に早稲田夕季衆議院議員の「児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問主意書」(第198回国会答弁第118号：2019)に対して、政府は「『高機能化や多機能化等』の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない」と答弁しているように、児童養護施設等の入所型児童福祉施設を目指す方向は、ハードウェアとしての小規模化・地域分散化は示されていても、ソフトウェアについてはその具体的内容については誰もわからないといったのが現状ではないだろうか。

「新しい社会的養育ビジョン」(前掲書)の中

で、児童自立支援施設の課題と将来像として以下を掲げている。

- ①他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿、小規模による家庭的なケア、個々の子どもの育ちなおしや立ち直りや社会的自立に向けた支援
- ②個別支援や心理治療的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的機能の充実
- ③中卒・高校生など年長児童への対応
- ④学校教育(公教育)の導入
- ⑤施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実

ここに記載されている内容は必ずしも目新しいものではなく、従来から児童自立支援施設が保有するものであり、高機能化とは、本来持っている「強み」をより研ぎ澄まし、その時代のニーズに応える援助機能を持つことに他ならない。

- ①児童自立支援施設に対して児童の「最後の砦」と称するむきがあるが、他の施設での対応が困難となったため「やむなく」児童自立支援施設へ措置するといった論理には大きな疑問がある。本来であれば、児童自立支援施設が持つ機能を措置権者(児童相談所)が十分に理解し、積極的な選択として入所措置を決定すべきものあろう。そのためには、児童自立支援施設側は自らの持つ高い機能を可視化して、関係者に伝える努力を怠ってはならないであろう。児童養護施設の小規模化や地域分散化が推奨される中、同時に「家庭的な養育環境の形態(家庭的養護)に変えていく」と明確に打ち出された。元来、児童自立支援施設は小舎夫婦制のみならず、他の運営形態においても「家庭的環境」を重視し、児童と職員が施設内で育む「暮らし」を軸に援助を展開してきた経緯がある。換言すれば、児童福祉

政策の潮流が原点回帰し、再び、教護院時代から積み重ねてきた施設における「家庭的」の意味を問い直す時代が到来したとも言えるかもしれない。

②児童自立支援施設における専門的な援助は、ややもすれば心理療法担当職員や他の専門職が実施する治療的な関りを目指すものと思われがちであるが、児童自立支援施設の専門的援助の中核は「暮らし」の中で、児童自身が持つ生活上の課題を解決あるいは緩和し、退所後の自立した生活に結びつけるといったものであろう。したがって、児童自立支援専門員や児童生活支援員など児童の暮らしを支える職員は、児童相談所の援助指針や診断結果を基に、入所前後の十分なアセスメントを行い、それぞれの児童が持つ課題を施設内の暮らしに落とし込んだ援助計画（自立支援計画）を作成し、それを実践するといった極めて専門性の高い機能を発揮しなければならない。

③表3は児童自立支援施設に入所している年長児童（中学校3年生以上）数であるが、高校生の占める割合は8.5%であり、その中でも高校3年生は1.3%にとどまっている。生活のほぼすべてを施設内、それも一定の枠の中ですごす中学生以下と施設外通学を基本とする高校生が同じ生活環境を共有する困難性、あるいは児童自立支援施設の枠組みの中で高校3年間を過ごすことの必然性への疑問はあるものの、児童自立支援施設における入所児童の進学への取り組みについては検証されなければならない。

2017年厚生労働省が作成した資料（社会的養護の現状について）によると、全児童の高校等への進学率は98.7%、就職率は0.3%であり、児童養護施設入所児童は、進学率は96.0%、就職率は1.5%となっている。児童自立支援施設における中学校卒業児童の進学率については、明確なデータはないが、表4からは一定の傾向

表3 児童自立支援施設 年齢等別入所年長児童数

学校・学年	児童数	%	再掲
中学3年生	511	83.8%	83.8%
中学卒業生	39	6.4%	6.4%
高校1年生	29	4.8%	8.5%
高校2年生	11	1.8%	
高校3年生	8	1.3%	
高校4年生（定時制）	—	0.0%	
通信制高校の生徒	3	0.5%	
専修学校・各種学校の生徒	1	0.2%	
高校卒業生	—	0.0%	0.0%
大学・短期大学の学生	—	0.0%	
公共職業訓練施設の訓練生	—	0.0%	
その他	3	0.5%	0.5%
不詳	5	0.8%	0.8%
合計	610	100.0%	100.0%

厚生労働省：児童養護施設入所児童等調査の結果（平成30年2月1日現在）を基に筆者が作成

をうかがい知ることができる。

2020年度に児童自立支援施設を退所した児童（事故退所以外）は732名にのぼっており、その年齢構成は不明であるが、そのうち就職した児童は31名となっている。家庭復帰進学（278名）のほぼ全数および他の児童福祉施設への措置変更の大半が中学校卒業児童であると思われるが、仮に就職以外の退所児童全数を母数としても就職率は4.2%以上となり、児童養護施設のそれと比較して大きな数値となっている。（表4）

坂本（2016）は、「児童自立支援施設入所児童の高校進学率は、3割程度にとどまっている」と指摘し、さらに、「将来に向けての選択肢を拡げ、自活力を高める上で、高校等への学びの途が拡大されていくのは児童の最善の利益を保障することに繋がる方向性である」とし、高校進学の有用性を主張している。

表4 2020年度 退所児童の状況（事故退所以外）

内訳	人数
家庭復帰進学	278
家庭復帰修学	143
家庭復帰就職	22
住み込み就職	9
他の児童福祉施設への措置変更	210
その他	64
合計	732

※全国児童自立支援施設協議会「運営状況調査」を基に筆者が作成

全児童のうち99%が高校等に進学する現在において、児童自立支援施設における高校等への進学指導も検証されるべき項目なのかもしれない。

④ 1997年の法改正以降、最も大きな変化をみたのが公教育の導入ではないだろうか。実質的には自立援助ホームである1か所を除いた57か所のうち、公教育を導入している児童自立支援施設は54か所にのぼり、ようやく「福祉と教育の統合の場」(井上:1982)の基盤が整備されたともいえる。公教育を導入すること自体が目的ではないにせよ、入所児童の教育権を保障するために必要不可欠な取り組みであり、時として閉鎖的になりがちな児童自立支援施設に福祉とは別個の視点が導入され、福祉と教育との協働体制が確立することができれば、それこそ児童自立支援施設の強みのひとつになりえる。昨今、児童自立支援施設に発達障害や反応性愛着障害など、他者とのコミュニケーションに課題を有する児童が数多く入所していることは新たに指摘する必要もないが、そのような児童が地域の小中学校で2次障害ともいえる体験をしてきた例も少なくない。児童自立支援施設の園内学校において、少人数で手厚い教育を受け、自尊感情を高める経験を提供することができれば、児童自立支援施設だからこそ発揮できる機能となりえるであろう。

⑤ 地域共生社会が強調される昨今において、社会福祉施設がその対象者(利用者)のみの援助だけでなく、幅広く地域住民にサービスを提供する資源となることは、多くの分野で重要視されている。児童自立支援施設が入所児童だけではなく、地域に住む児童への通所指導を行ったり、地域住民に対する相談援助機能を発揮することは、概念としては理解できるものの、都道府県(および政令指定都市)に概ね1か所設置されている児童自立支援施設が、どこまで広範

に地域支援ができるかは大きな疑問である。このような直接援助を目指すことよりも、後述する児童養護施設や児童心理療養施設など他の入所型児童福祉施設などの後方支援や、一時保護のみならず、生活上や行動上の課題を有する児童へのレスパイトケアなど、児童自立支援施設的环境等を生かした機能を発揮することも検討する必要があるだろう。

本論を執筆するにあたって、改めて児童自立支援施設に関する書籍、論文、資料などを読み直してみると、児童自立支援施設(教護院)の理念は児童福祉の神髄であり、今も昔も変わらず、「児童の最善の利益」を追い求めるものであり、これからも援助基盤として忘れてはならないものであろう。しかしながら、理念や精神を具体的な実践と結びつけてこそ意味があるものであり、それがなければ単なるキャッチフレーズに終わってしまう。

また、非行問題に掲載されてきた論文・実践報告・事例検討は、多忙な業務の中、日々の実践の積み重ねを「見える化」した貴重な資料である。それ自体は極めて有意義なことあるが、その実践が特定の個人や機関の努力や知見に依存したものであれば、当該施設あるいは児童自立支援施設全体の高い機能として認識されることはないであろう。

4. 日々の積み重ねを実践モデルへ(まとめに代えて)

本論のみで児童自立支援施設における高機能化された援助体系を包括的に論ずることはもちろん困難であるが、筆者がこれまで研究あるいは実践している2つの事項について紹介したい。

第1は、児童養護施設等からの措置変更である。筆者が2013年に行った調査(遠藤:2015)においては児童自立支援施設に措置された児童の少なくとも14.8%が児童養護施設等からの措置変更であった。

2020年度の全国児童自立支援施設協議会の調査では、入所児童741名のうち183名(24.7%)が他の児童福祉施設等(社会的養護の枠組み)からの措置変更であった。家庭裁判所の保護処分決定の中にも児童福祉施設等からの観護措置をとられた児童も含まれることからその割合はさらに上がるものと考えられる。

換言すれば、児童自立支援施設に入所してくる児童の1/4強は措置変更児童であり、筆者の調査からはその60%以上は、犯罪(触法)行為等はないものの集団不適応を理由とした措置変更であった。「思春期以降の被虐待児童が児童養護施設等に入所し、児童集団に馴染めず不適応状態となる例も多い」との理由が挙げられることもあるが、実際は幼少期から乳児院、児童養護施設等で暮らしていた児童の措置変更の方が多くも分かってきた。

このような措置変更児童は当然であるが要保護性は高く、家庭から児童自立支援施設に措置されてきた児童のように、中学校卒業後に家庭復帰することは多くの場合困難である。措置変更そのものを否定的にとらえるつもりはないが、児童への支援が途切れのない一貫性のあるものになるためには、社会的養護の大きな枠組みの中で当該児童ソーシャル・サポート・ネットワークを構築する必要がある。

措置変更される児童については、入所前の「プリケア」、入所時の「アドミッションケア」、インケア、リービングケア、アフターケアのプロセスにおいて、児童相談所や措置変更前の入所施設との協働したカンファレンス、それに基づく自立支援計画の策定などを通じて、元の暮らしに戻ることも念頭に置いた関りも必要であろう。児童自立支援施設は都道府県や政令指定都市に概ね1か所であることを強みにして、管内の児童養護施設等との協議会を設立し、児童のパーマネンシーを保障するための仕組みを構築することも考えられる。

第2の点は、児童同士の性暴力に関してである。筆者の行った先の調査において、措置変更さ

れた児童の約1/8に性問題行動があり、現在、児童自立支援施設に入所している児童の中で性暴力の加害を理由に措置変更されている児童はかなりの数にのぼっていると思われる。さらに、児童自立支援施設に入所後も同様な加害行為を呈する児童も一定数存在する。性加害を理由とした措置変更児童に関しては、入所時の綿密なアセスメントを行うことは必須であり、それ以前に、当該児童が性加害の事実と性加害の行動が形成されたプロセスを正確に把握する必要がある。性暴力の事実を的確に掴むためには、定型化された様式(筆者が主宰する「神戸児童間性暴力研究会」では、そのような事実確認のための様式を開発している)を策定したり、措置変更児童に限らず、子どもの安心安全な暮らしを保障するために定期的な聴き取りをしたりするなど、具体的な取り組みが求められる。性加害児童に対して、構造化された性加害プログラムや心理療法担当職員による個別の治療的関わり、あるいは施設全体で行う性教育も必要とは思われるが、児童自立支援施設の特徴を生かした暮らしの中の性教育を体系化することがより重要なかもしれない。

いずれにせよ上記のような取り組みを担当職員の努力や思い付きに依存することなく、施設が組織として戦略的に取り組み、そこを実践モデルとして体系化し施設の運営システムに取り込むと同時に、その結果を可視化し、他の施設においても活用できるよう一般化することが、正に児童自立支援施設の高い援助機能の顕在化に他ならない。

上記は一例であるが、地域におけるニーズを把握し、自らが持つ強みを分析し、ニーズと強みをマッチングさせ、各々の児童自立支援施設が特徴ある機能を社会に示すことこそが高機能化といえるのではないだろうか。

参考文献

- ・ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)「新しい社会的養育ビジョン」、厚生労働省。
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>、(参照 2022-08-05)
- ・ 池田 瑛尚 (1985)「病弱・虚弱児の措置の実態に関する研究－虚弱児施設のあり方について－」『母子保健システム充実に関する研究 研究報告書』、厚生省
- ・ 井上肇 (1982)「少年教護の人間像」、川島書店
- ・ 岩田智和 (2021)「児童自立支援施設における施設機能強化に向けた取り組み～多職種・他機関との協働による高機能化・多機能化を目指して～」『非行問題第 227 号』、全国児童自立支援施設協議会、p.p.280-296
- ・ 遠藤洋二 (2015)「児童養護施設から児童自立支援施設への措置変更になった児童に関する実態調査～児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告」、『非行問題 第 222 号』、全国児童自立支援施設協議会、p.p.117-133
- ・ 厚生労働省 (2017)「社会的養護の現状について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>、(参照 2022-08-05)
- ・ 厚生労働省 (2020)「児童養護施設入所児童等調査の結果 (平成 30 年 2 月 1 日現在)」、<https://www.e-stat.go.jp/stat/search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450273&tstat=000001024520&cycle=8&tclass1=000001137628&tclass2val=0>、(参照 2022-08-05)
- ・ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2022)「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(令和 4 年 3 月 31 日)」、<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>、(参照 2022-08-05)
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(2006)「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書」、<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0228-2.html> (参照 2022-08-01)
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(2006)「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』議事録」、https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_129058.html (参照 2022-08-01)
- ・ 坂本 健 (2016)「児童自立支援施設の現状と支援の強み」『白百合女子大学初等教育学科紀要 創刊号』、白百合女子大学、p.p.35-44
- ・ 全国児童自立支援施設協議会 (2004)「児童自立支援施設の将来像」『非行問題第 210 号』、p.p.169-201、全国児童自立支援施設協議会
- ・ 第 198 回国会答弁第 118 号 (2019)「児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問主意書」、衆議院
- ・ 中央児童福祉審議会基本問題部会 (1996)「中央児童福祉審議会基本問題部会 中間報告書について」
<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/603.pd> (参照 2022-07-15)

特 集

児童自立とWITHの心

児童自立支援施設の
高機能化、多機能化について

児童自立支援施設の高機能化・小規模化について

～千秋学園の実践をとおして～



千秋学園 副主幹
ながお まこと
長尾 真



千秋学園 主任
こん まいこ
近 舞子



千秋学園 主任
ささき ゆうだい
佐々木雄大

I はじめに

千秋学園での私たちの一日は、「おはよう！」と自分の担当寮舎に出勤することから始まる。寮に在籍する児童一人一人の状態を確認するためである。そして一緒に分校へ登校する。脈々と受け継がれてきた習慣、言い換えれば伝統である。

千秋学園は、現在の寮舎と本館（学習棟等）が建設されてから50年が経とうとしている。千秋学園のこの50年は、交代制での支援の歴史でもある。小中学生だけでなく、中卒児童を多く受け入れ、様々な関係機関や社会資源と連携し児童を自立へと導いてきたことに関しては、我々も先人に対し感謝と尊敬の念を持って引き継いでいかねばならないと感じるところである。そして、交代制で支援することの意味や利点を千秋学園の強みとして、今後も児童の支援に役立てていかなければならないとも強く思っている。

現在の千秋学園の入所状況で考えてみると、入所の主訴は様々だが、児童全員が、発達障害及びその生育歴の中で何らかの虐待もしくは不適切な養育を受けてきている。そして、その児童の約6割が精神科を受診し服薬治療を行っている。

当然ながら、そういった児童への対応は困難を極める。今まで行ってきた「集団の利点を生かした支援や枠組みを基本とした支援」にはそ

ぐわなない児童が多く入所しているのが現実であり、心理的、医療的な知識とスキルが求められることが多くなってきている。我々現場の職員だけでは対応が難しく、心理療法担当職員や児童相談所はもちろんのこと、医療との連携も必要となってくる。また、そのような児童の自立には、関係福祉機関や地域資源との連携強化も大きな助けとなっていく。そしてその裏では職員のメンタルヘルスの取り組みも課題となるだろうことは想像に難くない。

令和2年度に出された「児童心理治療施設と児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めたあり方に関する報告書」の中では、これらのことが大きく取り上げられ、今後の自立支援施設の専門機関としての役割が示されているところでもある。

- ①医療との連携強化
- ②心理療法担当職員の配置増加
- ③個別対応のための寮職員等の配置強化
- ④施設内における学校教育の充実
- ⑤家庭復帰の難しい中卒児童への対応強化
- ⑥施設におけるアフターケア体制の充実と、地域資源と連携を行った重層的なアフターケア体制づくりの検討
- ⑦職員の専門性向上及びメンタルヘルスに関する取り組みの充実
- ⑧児童相談所との連携強化

高機能化に関しては、ケアニーズの高い児童の対応のために、この八つがあげられている。

よって我々も児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を念頭に置き、今後のあるべき姿を考える時期なのだと自覚しなければならない。

先にも述べたが、50年近い年月を経て、施設の老朽化が進む千秋学園では、数年後の建て替えに向けて「千秋学園のあり方検討委員会」を立ち上げ、今年度8月までに三回のワーキンググループが開催されている。先進地視察として、ここ数年の間に建て替えられた施設も見学し、今の児童の状況に合った児童自立支援施設とはどういうものなのかを議論している。ここには秋田県の状況も大きく関わってくる。秋田県に児童心理治療施設はない。児童精神科専門の病院もなく、ゆえに児童精神科の入院病棟もない。このような状況の秋田県では、千秋学園はいわゆる「最後の砦」としての役割が多く求められているのが実情である。

さて、今号のテーマ、「児童自立支援施設の役割と機能－施設の高機能化・多機能化に向けた実践－」については、二つの実践事例を紹介しながら、施設の高機能化について考えを述べていきたい。二つの実践事例を紹介するに当たり、このケースの背景について少し前置きしたいと思う。

まず、この事例のA・Bは二人とも女子寮の中卒児童であること。二人は同時期に在籍していたということ。また、この当時の女子寮は定員10名に対し9名の児童が在籍し、そのうちの8名が虐待やネグレクト、不適切な養育により愛着の問題や発達障害と診断される特性を抱えていたということ。その8名全員が精神科に定期通院し服薬治療を受けていたということ。そして、この二人の生活状況にはCという依存傾向の強い児童が大きな影響を与えていたということ。このようなことが背景としてあげられる。

この当時の女子寮では、一人の児童がフラッシュバックを起こして職員が押さえないければ

ならない状態になり、それに影響された別の児童が解離を起こす、もう一方では生活上の問題行動により個別的支援を行っている児童がいる、など、日々の中で同時多発的に問題が起こることが日常であった。その状況を寮職員6人で役割分担しながら、各児童に合ったオーダーメイドの自立支援を実践すべく日々苦悩していた。

今回の事例をとおして、児童自立支援施設の高機能化と小規模化の必要性と、私たちが目指す児童自立支援施設の姿とはどういうものなのかをあらためて考えていきたい。

II 事例

1 Aの事例

(1) 概要

在園期間	2年4か月
入園時の年齢	17歳7か月
入園理由	ぐ犯 (性被害防止の教育的な関わりと自立に向けた社会性等を身につけるため)
家族状況	実母、異父妹、異父弟

(2) 経緯

Aは小学生の頃、母親とその交際相手(妹弟の実父)からの虐待(身体、心理、ネグレクト)で一時保護されている。その際は、実母らの強い希望で、在宅での継続指導となったが、実母の交際相手が同居を解消すると、家族の生活は落ち着き、Aの高校入学を機に児童相談所による継続指導は終了していた。

しばらくはAが中心に家事や保育園に通う妹弟の世話をしていたが、学校と家庭の両立が難しくなり、高校は2年で中退。その後はAのアルバイトで家計を支えていたが、現状に嫌気がさし、家出。SNSで知り合った成人男性宅ですぐに発見されたが、Aが家庭復帰を頑なに

拒否したため、学園入所となったもの。

(3) 学園での様子・取組

①入園前～入園1か月

- ・一時保護中のAに、指導班長及び寮長が学園生活について説明に行った。事前に児童相談所や一時保護所の職員とAの特性等の打ち合わせをし、寮長から、Aにとっての学園生活のメリット、デメリットを丁寧に説明している。その際、Aは下を向いたまま全く言葉を発しなかったが、のちにAから、この説明で学園への抵抗感が和らぎ、だまされたと思ってやってみようと思えたと話がある。
- ・入園後も言葉は少なく、誰とも目を合わせて話すことはなかった。ただ、何事も淡々とこなし、日課やルールは遵守している。Aが生活に早く慣れるように、世話係の児童と一緒に行動し、職員も、適宜、声を掛けながら様子を見守っている。

②2か月～5か月

- ・日課に従った生活を継続している。言葉数も増え、表情も豊かになってきている。
- ・職員に悪態をつく年下の寮生に、Aが、温かい食事が出て、毎日入浴して、快適な布団で寝られることがいかに幸せか優しく論じている場面が見られるようになる。面倒見の良さから、寮生から慕われ始める。
- ・Aから、高校を中退したことを後悔していると話があり、高校卒業程度認定試験を提案すると興味を示し、すぐに勉強を始める。ただ、寮内では集中して勉強に取り組めず、1か月ほどでやめている。
- ・洋服で隠れる部分への自傷が始まる。Aに話を聞くと、「悪夢や人間関係のストレスが原因でやった。自傷は汚いし、だめなことだと分かっているから、周りに心配をかけないように、ばれないようにしている」とのこと。他児童に気兼ねなくAが職員と

過ごせる時間を定期的に設け、都度気持ちを受け止めながら様子を見守っている。

③6か月～7か月

- ・少しずつ、逸脱行動が始まる。職員に反抗したり、他の中卒児童（事例B他）と深夜に無断外出をしたりしている。
- ・体調不良も訴え始め、頭痛や腹痛で日中活動に参加できない日が多くなる。
- ・自傷も目立つようになる。また、不安定な他児童の様子を見て、Aも泣き出したり、前触れなく、数十分、昏迷状態となったりもした。幻覚や幻聴をしばしば訴えるようになる。
- ・特定の職員に過去のつらい体験を吐露するようになるが、話した後に、「職員に迷惑を掛けた、嫌われた」と不安定になり、その職員を過度に避けるようになる。職員は、役割を分担して対応している。Aも、職員の交代で気持ちを切り替えたり、整理したりするきっかけになると話している。

④8か月～11か月

- ・解離した状態での自傷行為が始まり、周囲に迷惑を掛けたくないというAの意思とは裏腹に症状は悪化する。解離しているため、傷が深く、複数の男性職員の制止でも治まらず、危険な状態が数時間続き、救急搬送を繰り返す。
- ・自傷行為が切迫しており、医療保護入院となる。実母には、児童相談所を通して状況を説明するが、「学園に入園してからAがどんどん悪くなる、早急に返してほしい」という反応であった。この状況を主治医及びMSWに相談。主治医から実母に病状等を説明してもらおう。Aの病状に関する窓口はMSWが担当し、実母のケアをしてもらうと、実母もASDの苦しみを少しずつ受け入れるようになる。
- ・急性期を脱した後のAは、入院中、静かな

環境で、今まで蓋をしてきた心と向き合い始める。何度も夢に出てきては今のAや過去の小さいAを苦しめる大きな黒い影の正体（当時の実母の交際相手）を突き止め、小さいAを黒い影から守り、癒やす作業を始めている。その上で、今の状況をどのように乗り越えるか、周囲にどのようにサポートしてほしいかも考え、面会に来た寮職員に伝えるようになる。

- ・ Aの治療と並行して、実母、病院、児童相談所、学園で集まり、原因の追及ではなく、Aの将来を見据えた支援の検討を始めている。Aの状況を実母に理解してもらうとともに、関係機関の役割分担や連携方法を話し合っている。なお、この「Aさん応援会議」は、3か月ごとに、退園まで続けている。

⑤ 12か月～1年6か月

- ・ Aが退院。退院後も、主治医のもとに2週間毎に通院し、症状等を伝えている。服薬や症状との付き合い方などについて、主治医から助言を受け、学園でそれを試し、次回の通院で振り返る作業を繰り返している。（退園まで）
- ・ 通院がない週は、学園の心理療法担当職員（以下：心理職員）による心理療法（トラウマのケア、ライフストーリーワーク他）を行っている。その結果は、A及び実母の了承を得て、心理職員からも主治医に情報提供している。（退園まで）
- ・ 寮生活では、寮職員がAに寄り添い、Aの回復したい気持ちを支えている。症状に波はあるが、少しずつ解離症状は改善し、解離せずに、現実と向き合い、受け入れる時間が増えてくる。過去の出来事と現在の不安定な状況をAなりに分析し、トリガーとなりやすい状況や職員なども自覚できるようになる。言葉による意思疎通も可能となり、職員に気持ちを伝え、職員もそれに応えることができるようになったことで、互

いに安心感を覚え、Aも自分自身や職員との関係に自信を持ち始める。

⑥ 1年7か月

- ・ A自身は回復してきていたが、この頃は、事例Bの他、複数の児童が互いに影響し合い、寮全体で自傷や暴力が特に激しくなった時期で、Aの解離症状も再び悪化する。職員の配置や寮舎の構造上、個別対応は難しく、主治医と相談し、Aは2度目の精神科入院となる。
- ・ Aは寂しさから、早期の退院を訴えるが、刺激の少ない入院生活で治療を進めた方が良いという主治医の助言を受け入れる。
- ・ 職員は定期的な面会や手紙を通して、Aを支える。
- ・ 主治医に相談しながら、Aの許可も得て、実母にも状況を説明し、Aへの理解を図る。この頃には、実母も協力的になっている。

⑦ 1年8か月～退園まで

- ・ 退院後、自身の進路を考え始めたAは、高校卒業程度認定試験の勉強を再開。ただ、寮内では対応が難しく、本館職員（指導班長や心理職員）が中心に、継続した学習指導にあたり、無事に合格する。
- ・ 病状や生活が安定してきたため、職場実習を経て、学園に理解のある事業所でアルバイトを始める。（なお、Aは、学園を退園後、この事業所に就職している。）
- ・ アルバイトの貯金で自動車学校にも通学し、普通自動車免許を取得している。
- ・ 実母、病院、児童相談所、学園の四者で、Aの進路について話し合う。母子の希望を尊重し、退園後、Aは家庭復帰せず、地元を離れ、就職して1人暮らしをすることに決める。初めのうちは、実母はAの家庭復帰を望み、Aも家族を心配し、家に戻ることも考えていたが、A自身が現段階で家庭復帰することは無理だと判断。実母にその

旨を伝えると、Aの考えを受け入れてくれている。

- ・家族の支援は、児童相談所や地元の社会福祉協議会が引き続き行うことで、Aが安心して自立できる態勢を整えた。
- ・他児童の退所により空いた居室をAの個室として、リビングケアを始める。いざ1人になると、寂しさも口にするが、1人暮らしの練習を率先して行っている。
- ・Aと寮職員で、Aが退園後どのような生活がしたいか、家族との交流はどうしたいのか等を整理してまとめ、それを実母や児童相談所に提示した。事前に主治医から助言をもらい、それらを参考に意見を出し合い、母子で折り合いをつけることができた。
- ・退園後の学園の関わり方は、Aの希望をもとにアフターケア計画を作成。Aから、学園に甘え過ぎないように、Aの生活が安定するまでの概ね1年間を目標にしたいと話があり、尊重した。アフターケアの方法は、アパートや職場への定期訪問及び主治医の助言により通院への同行とした。

⑧退園後

- ・母子ともに依存することはなく、互いを思いやりながらも程よい距離を保って生活している。
- ・学園は、Aとの定期的な面会やアパート訪問、通院への同行、職場との連携を通して、Aの不安軽減や安定した生活、就労の定着を支援した。Aの状況を見ながら、適宜計画を見直し、概ね2年で重点的なアフターケアは終了した。その後も、Aは年に数回、近況を連絡してきてくれている。

2 Bの事例

(1) 概要

在園期間 1年6か月
入園時の年齢 16歳8か月

入園理由	生活指導を要する (安心感のある環境での生活・就労支援が必要であるため。)
家族状況	実母、異父姉、祖父

(2) 経緯

Bは再入園児童で、最初の学園生活を高校入学を期に終えている。実母は精神障害者保健福祉手帳を所持しており、Bの退園後の受け入れが困難であることから里親委託となるが、里親との不和により継続した生活が困難となり、児童養護施設へ生活の場を移すこととなる。しかしそこでも、人間関係のトラブルにより不適応を起こし、一時保護。高校を退学し、将来的な自立、就労を見据えて当園に措置変更、二度目の学園生活が始まっている。

(3) 学園での様子・取組

①入園前～入園直後

- ・一時保護所では、特に職員に対しての依存が強く、自身の気持ちを受け入れてもらえないと思うと、強い不安感を覚えている。また今後についての不安も後押しをし、無断外出や自傷行為等の問題行動も頻回となる。
- ・入園後の生活は、勝手がわかっていることもあり、日課への適応はスムーズにできている。作業への取り組みも良好で、生活上の職員の指示にもしっかりと従い行動している。

②1か月～3か月

- ・他児の輪にうまく入れなかったり、特定の職員や児童を意識したりすることがきっかけで気持ちが不安定になっている。また、思った通りの態度が相手に見られないことで、自分が見捨てられるのではという不安を訴えている。取り乱して居室のガラスを割る、ガラス片を隠し持ち自傷行為に及ぶ、制止しようとした職員に攻撃をするなどの問題行動も見られるようになる。
- ・他者の気持ちへの理解に加え、自分の気持

ちの適切な表出の仕方についても苦手であることから、具体的なシチュエーションと方法をBに提示しながら対応に当たる。同室に他児童も生活していることから個別対応が難しく、急遽寮内に別室を設け、行動化する前のクールダウンを促している。

- ・前施設でかかりつけであったクリニックから、精神科のある病院へと転院している。知的・行動機能障害、うつ状態と診断されている。寝付きが悪く、生理時に不安感が増すことから、睡眠薬やピルを処方されている。また極度の不安時用に、頓服として精神安定剤も併せて処方されている。担当医師より、本児の特徴（愛着障害や、他者への強依存）を踏まえた対応についてのアドバイスをもらい、職員間で共有する。

③ 4か月～5か月

- ・特定の職員だけでなく、AやCに対しても依存的な関わりを持つようになる。特にCとは互いに依存対象となり牽制し合うことで、気持ちの乱れの一因となっている。この頃から先述した周囲への暴力、物品損壊、自傷等の問題行動が再度エスカレートし、日々職員が対応に追われるようになる。
- ・人間関係や不安感に耐えきれなくなり、かかりつけの病院に任意入院している。周囲を気にする必要がなくなり、気持ちが楽になったとBは話している。自身をコントロールするために入院の選択を取ったことを前向きに捉えるように話し、また改めて一緒に生活できるまで待っていることを伝えてると、Bも安心した表情を浮かべている。
- ・病院内で、好意を持った看護師に依存し、些細なやり取りで不穏になり、自傷している。この件で、任意入院から医療保護入院に切り替わっている。

④ 6か月～8か月

- ・約1か月間の入院を終え、寮での生活に戻っ

ている。気分の落ち込みを自覚し適切なタイミングで服薬することと、職員に話をして考えを整理することの徹底をBと約束している。

- ・少しずつ不穏な状態になることを予期して服薬をしたり、職員の声かけに反応して落ち着きを取り戻したりできるようになっている。細かなトラブルはありつつも、気持ちの波と戦いながら生活を継続している。
- ・服薬による眠気などが原因で、日中の活動に支障を来すことが多くなっている。退園後の進路として就職自立を想定しているBだが、このことによる不安も大きくなっていく。

⑤ 9か月～10か月

- ・解消しきれない不安が募り、無断外出をしている。また再び依存対象とのCとの不和や、職員に対する見捨てられ感を強く訴えるようになる。生活の限界を感じたことから、再度入院を希望している。
- ・かかりつけの病院が満床だったことにより、他の病院と調整することとなる。新たに決まった入院先には、いずれ学園がBを受け入れることを約束することを伝えている。
- ・約1か月後に退院。日課に沿う努力をすること、しっかりと話をして不安を軽減することを、職員と確認し寮生活に戻っている。

⑥ 11か月～1年

- ・職員と話をして悩み事を解決することを意識するようになってきている。職員も互いにBの話を共有しながら、受容的な関わりを続けている。「見捨てられるという心配がなくなってきた」とも発言している。
- ・退園後の生活の場として児童相談所から、グループホームが挙がり、Bも前向きな意向を示している。それに伴い、規則正しく日課をこなそうとする努力がうかがえている。

⑦1年1か月～1年2か月

- ・Cが苛立ちを爆発させ救急搬送を繰り返すようになる。Bを独占したいが思い通りにならないという理由であったが、その様子を受けてB自らも取り乱し、生活に影響を及ぼすようになる。相手の不安感を自身に投影し、引きずり込まれるように不穏となる事案が散見されるようになる。
- ・三度目の入院。かかりつけ病院への任意入院となっている。退院後は明確な進路を見据えた、安定した生活の基盤作りを目指すことをBと確認している。
- ・以後、正式にグループホーム入居の意向で話を進めていくこととし、Bも同意している。

⑧1年3か月～退園まで

- ・指定相談支援事業所と連携を図り、かかりつけ病院の法人が運営するグループホームへ入居する方針となる。日中の活動として同病院の精神科デイケアに通い、就労支援を受けることとなる。
- ・退園1か月前には数日間の宿泊体験をし、問題なく期間を過ごせたことで、新環境に抱いていた不安を払拭できている。
- ・この間の寮生活でも、変わらず特定の児童との相互依存により、不安定になる姿が度々見られているが、今後の生活の見通しが具体的に見えてきたことで、以前に比べ気持ちの切り替えをスムーズに行うことができている。この際、感情を自力でコントロールできたという経験が、自信に繋がったことをBは話している。

⑨退園後

- ・グループホームでの生活を継続している。しかし学園と同様に、依存対象を見つけてはトラブルとなっている。その際、助けを求めるように学園に電話連絡をしてきており、学園も必要に応じてBと面会しサポートを行っている。

Ⅲ まとめとして

この二つの事例を、高機能化におけるケアニーズの高い児童に対する対応であげた八つの観点に沿って振り返っていききたい。

1 医療との連携強化

先に述べたとおり、秋田県には児童心理治療施設と児童専門の精神科はない。その状況下で、一般の精神病院と連携して支援できたこの二ケースは幸運であった。A・Bの事例両方で、担当医師が児童虐待によるトラウマや愛着に関する障害に理解を示していただき、治療、投薬（頓服も含む）入院等、連携できたことがこの児童の自立支援に大きく結びついている。

特に複数回に及ぶ入院については、医療保護入院と任意入院の両方を行っている。今までの経験上、施設入所児童の入院は敬遠されることがほとんどであった。しかし、今回は児童の状態が改善すれば再び当施設でしっかりと受け入れられるという約束の下、入院をお願いしている。その繰り返しにより、病院との信頼関係を築けたことがこの支援を上手く運べたことに繋がっている。特にBに関しては、一度かかりつけの病院とは違う病院に入院している。ここでも児童相談所や病院との連携による信頼関係が大きく力を発揮している。

また、児童相談所と病院及び保護者と千秋学園の四者で合同カンファレンスを繰り返し行い、その児童の状態に合わせたケアを実践できたことも、自立支援と医療との連携をスムーズに進めることができた要因になっている。

この連携により、児童は自分の状態を理解しながら自立への道に見通しを持ち、医療の助け（入院や服薬）を自分のためと受け入れ、児童自身のレジリエンスを呼び起こすことができたと考える。職員も、自施設での支援の限界を感じているところから、新しい視点や対応などを学びながら児童と共に成長できたとの実感を持

つことができた。

今後も、同じような児童が多く入所してくることが考えられる中で、今回の実践は大きな経験となったことは言うまでもない。

2 心理療法担当職員の配置強化

ケアニーズの高い児童に対応するにあたり、心理職員の役割は大きい。千秋学園では、平成25年度から心理職員が常勤として配置されている。

この二ケースにおいても、心理職員と、園内における心理的支援、病院の心理士やMSWとの連携、服薬に関する管理など、多くのことを協働した。児童に関しては、学園の生活の中で心理的支援と家庭環境や家庭関係調整を、児童相談所の児童心理司と役割分担し、保護者や病院、医療相談機関や指定相談支援事業所との連絡調整を行った。そしてそれを寮職員と共有し、児童の支援に活かすことができた。

また、これは職員のメンタルヘルスに関する取り組みにも繋がるのだが、心理職員が、トラウマインフォームドケアの概念や依存傾向の強い児童に対する対応の仕方などを園内研修という形で行い、職員の専門的な知識とスキル向上にも繋げることができた。

3 個別対応のための寮職員等の配置強化

千秋学園は、個別対応職員を各寮の副寮長が兼務しているが、明確な役割を分担しているわけではない。それは、千秋学園が交代制であることが大きく関わっている。

この二ケースを見ても分かるとおり、解離状態で自傷行為を繰り返したり、依存関係を構築して精神的な安定を図ろうとする児童等が混在する中で、寮職員が6人いるということがこの支援を可能にした大きな要因である。児童一人一人の特性に合わせ、その時の状況にきめ細やかに対応し個別的な支援を実践していくために

は、寮職員が多くいることが大きな助けとなる。

児童により、信頼し自分をさらけ出せる職員は違う。依存傾向の強い児童も、依存する職員は違う。そこで職員は児童との間に一線を引きながらも、この児童の行動化にはこの職員が中心に対応し、この児童の依存的な部分にはこの職員が対応するなどの役割を明確にした。そして、毎日の支援の中で起こった事柄をしっかりと共有することを大切にされた。そのことによって、職員間では情報がオープンになり、児童の間では支援や対応に統一感が生まれ、お互いに安心して寮生活を送る基礎となった。

これも職員のメンタルヘルスに関する取り組みにも繋がるのだが、職員負担の軽減や、依存対象となった職員のケアにも大きな成果として実感することができた。

4 施設内における学校教育の充実

この二ケースにおいては中卒児童のため学校教育の充実について触れていないため、少し千秋学園と分校との状況を記したい。

千秋学園では、分校の各クラスの授業に必ず千秋学園の職員が入ることとしている。また学習においても、分校教員と密に連携をとり、児童一人一人に合った学習内容や家庭学習の量など、細やかに対応している。当然、原籍校では特別支援学級に在籍した児童もいるが、現在は同じ対応方法で行っている。

今後、児童の高校進学や、特別支援学級、特別支援学校への転級、転校を考えると、学校教育の充実と連携についても、検討していかなければならないと感じる。

5 家庭復帰の難しい中卒児童への対応強化

千秋学園では、以前から中卒児童の支援について、創意工夫をこらし積極的に行ってきた。それは、中卒児童だけのカリキュラム(社

会教養講座)であったり、実習(花や農作物の育成とその管理)であったり、また就職に向けた園外での職場実習など、様々な活動に及んでいる。そしてこれらの活動は一定の成果をあげていると感じている。その成果として、二つのことがあげられる。

一つ目は、アルバイトと自動車運転免許の取得である。

アルバイトは、中卒児童の自立支援を進めていく上で、保護者からの支援が期待できず、かつ職場実習を問題なく数回行い評価の高い児童に対して勧めている。当該児童が、社会性を身に付けると同時に自立の際の貯蓄を作ることを目的とし、今まで延べ7人が地元の飲食店と小売店でアルバイトを行っている。その中でも地元の小売店では男女合わせて5人がお世話になっている。就業部署にもご配慮いただきレジ係は除外してもらい、惣菜部や鮮魚部等に配属してもらっている。当時、Aもここでアルバイトをしており、退園した今現在もパート契約社員として働き、近隣にアパートを借りて生活している。

当然、その事業所の児童自立支援施設に対する理解によるところが大きいことは言うまでもないが、千秋学園の中卒児童にとっては、就業訓練や社会的常識、社会の中で人間関係の構築を学んでいく貴重な場となっている。

さらに、Aを含む4人中卒児童は、その貯蓄により在園中に自動車運転免許を取得することができている。アルバイトを継続し、社会的なスキルを学びながら自動車運転免許を取得できたことは、児童にとって就職においても有利となり、これからの自立を考えてもとても有益なものとなっている。

二つ目は、高校卒業程度認定試験(以下:高認試験)である。

中卒児童を支援していく中で苦慮していることに、高校を中退または休学して入所してくる児童の問題がある。せっかく高校に入学しているながら家庭環境や虐待による影響で高校生活の

継続を断念せざるを得なかった児童に対して、どのような自立支援が適当なのかは非常に難しい。そこで、取り組んでみようと考えたのが高認試験である。

今現在、事例Aの児童を含め、2名が高認試験に合格した実績がある。高認試験の学習指導については、寮スタッフ及び心理療法担当職員や班長など、複数の職員で対応したが、その強化については今後も検討が必要である。

高認試験に合格し進学した児童はいないが、それにより児童の自信につながったり、就職活動に有利に働いたりした事実は大きな成果である。

一方で、Bに関しては反省点も多く残る。中学卒業と同時に進学し里親委託の道を選んだが、里親・児童養護施設と続けて不適応を起こし、千秋学園に再入所となった。果たして、何がその児童の最善の利益にかなった支援だったのか。児童相談所と里親・養護施設と連携したアフターケアがもっとできたのではないか。そういう意味では、再入所後の支援の方がBのためになったのではないか。この部分においてはしっかりとした検証が必要であるとも感じている。

もう一つ併せて考えなければならないのが、リービングケアの充実である。リービングケア自体は今現在も実施している。しかし、適切な空間やアルバイトの通勤への配慮など抱える問題も大きい。特にスマートフォンに関しては、社会的に必要でありながらその所持についてはこれからも検討していかなければならない問題である。

いずれにせよ、ハード・ソフト両面での高機能化が必要であると感じる。

6 施設におけるアフターケア体制の充実と、地域資源と連携を行った重層的なアフターケア体制づくりの検討

千秋学園のアフターケアも、専任の職員はおらず、寮職員が業務の合間で行っているのが現状である。

しかし、当該二ケースにおいては、退園後の通院への同行、就職先やグループホームとの連携、児童との定期的な連絡など、概ね1年から2年の範囲で行うことができた。しかし、この二ケースとも児童が18歳を超えているため、児童相談所と連携してのアフターケアは事実上できない。

本来であれば、しっかりとしたアフターケア計画のもと支援体制を整える必要があることは明白であり、今後の重層的な体制づくりが緊急課題である。

7 職員の専門性向上及びメンタルヘルスに関する取り組みの充実

職員の専門性の向上とメンタルヘルスに関する取り組みは、この「まとめ」の中でもいくつか取り上げてきている。

専門性の向上については、園内研修のほか、寮職員でも日々取り組んできた。共依存の構造の理解やそれに伴う投影性同一視の仕組みや対応、境界性人格障害と似た特性への対応、いわゆるADHDやASDなどへの基本的な対応など、その都度、心理療法担当職員と連携して、共通理解と対応方法の共有を行ってきている。また、トラウマインフォームドケアをはじめ、様々な形で愛着障害やトラウマへの理解を深める努力もしてきている。そしてそのことが、職員の疲弊やバーンアウト、二次受傷を防ぐことに繋がってきていると実感している。

今後、もっとシステムティックに専門性や職員のメンタルヘルスについて学べる機会や仕組みを充実させていくことが必要と考える。

8 児童相談所との連携

今まで述べてきたすべてにおいて、児童相談所と連携してきたことは言うまでもない。千秋学園では、家庭支援専門相談員を各寮の寮長が兼任しているため、児童相談所の担当福祉司や

心理司との役割分担と協働が児童の支援に関して大きく影響する。

当該二ケースでも、医療や保護者との合同カンファレンスや児童相談所との検討会を複数回開き、協働によるアセスメントができたと考える。また、病院やグループホーム入所に関するMSWとの連絡調整においても、児童相談所との連携が大きな助けとなった。

また、保護者との連絡調整や家族関係の再構築においても、児童相談所と児童自立支援施設との連携と役割分担は必要不可欠であり、今後もケアニーズの高い児童に関しての支援には、質の高い連携とアセスメントが必要になることは想像に難くない。

9 考察

ここまで、八つの観点に沿って児童自立支援施設の高機能化について考えてきたが、やはり高機能化には小規模化が重要なファクターとなる。ケアニーズの高い児童や小学生低学年の児童を受け入れるには、6人から8人くらいまたはそれ以下の集団生活が望ましいことは、先の報告書でも示されている。

ここで紹介した二ケースは、9名の集団生活で、更にそのうちの8名の児童が発達障害や虐待等により精神的・情緒的に難しい特性を抱えている状況での自立支援事例である。

もし小規模化された集団で、個々に合った個別的な支援ができていれば、児童が、施設内での解離や共依存などでの傷つきを最小限にとどめ、さらに質の高い支援ができたのではないかと振り返る。

今後の自立支援施設が児童の最善の利益に則って支援を進めていく上で、小規模化と各職員の配置強化は声を大にして求めていきたい事項である。

IV おわりに

二つの中卒児童の実践をとおして、児童自立支援施設の高機能化と小規模化について述べてきた。ここには二つのキーワードがあるように思う。一つは、「育て直し（治療的養育）」。そしてもう一つは「連携と継ぎ目のない支援」である。

今回の中卒児童や、今現在入所している児童を見ても、虐待や不適切な養育にさらされ、家庭に複雑な背景を抱えた児童がほとんどである。このような児童には専門的な知識とスキルを持った職員の「育て直し（治療的養育）」が絶対的に必要である。そして、紹介した二つの事例が実践できたのは、千秋学園が交代制であることが大きい。

複数の児童に個別的対応が必要である場合、また、同時多発的に児童の行動化があった場合、宿直職員一人での対応は難しい。しかし、交代制であることにより、状況を把握している寮職員が複数で宿直することができる。個別的対応の期間が長引くのであれば、他寮の職員が応援で入ることもできる。特定の職員に負担が偏らず、精神的・肉体的疲弊も分散することができる。職員が安定した精神状態で業務に従事できれば、児童も穏やかに生活することができるはずである。これが交代制の強みである。このことは実践紹介の中でも「まとめ」の中でも読み取ってもらえることだと思う。

もちろん、交代制での支援を継続していくには、職員間の情報の共有、支援方法の共通理解、児童自立支援施設という組織の価値観の共通認識など、実現しなければならないことは多い。しかし、これが寮職員だけでなく施設全体で実現できれば、それ自体が施設の高機能化につながると思うのである。そしてそのためには、より小さな集団の方が効果は高いと考える。つまり小規模化である。

この支援を継続していく中で児童が成長し、元々私たちが実践してきた「集団の利点や枠組

みを基本とした支援」が活かせるようになるのだと、今回の実践をとおして強く思う。

今現在、千秋学園には、平日に一時帰省し家庭から分校に通っている児童がいる。家庭内での問題行動と不登校が原因で入所している児童であるが、千秋学園の規則正しい生活の中で問題も解消しつつある。はじめは、支援計画に従い週末帰省を行っていた。しかし、安定した家庭生活をおくりながら、学校へ登校できるかとの心配から、平日に一時帰省し家庭から分校に通うという支援が実現した。そしてこの支援を行うには、千秋学園と児童相談所、分校および保護者との連携が不可欠であった。千秋学園の歴史でも初めての試みである。この児童が、これから家庭復帰するまでには多くのハードルがある。しかし、各関係機関や学校と連携し知恵を出し合えば、できる支援はまだたくさんある。この先に通所支援の可能性を感じるのは想像力が豊かすぎるのであろうか。

ここに「連携と継ぎ目のない支援」が浮かび上がってくる。児童自立支援施設がいつの時代から「最後の砦」と言われているのか。「最後の砦」とは何なのか。児童の人生はこれからのはずである。

児童の自立、貧困や虐待の連鎖からの脱出のためには、児童自立支援施設単体でできる支援には限界がある。発達障害等の特性のある児童への支援も困難を極める。だとすれば、今まで以上にプロフェッショナルとして専門的な知識とスキルをもとに育て直し（治療的養育）を行い、社会という集団に馴染む力を身に付けさせ、自立へと継ぎ目なく各関係機関や学校、社会資源と連携して次の段階へと繋いでいくことが重要である。このようにして、児童自立支援施設からステップアップしていくことを目指すために、高機能化が必要なのではないだろうか。

冒頭でも述べたが、千秋学園は数年後の建て替えを計画している。ハード・ソフト両面で千

秋学園の高機能化と小規模化をしっかりと考えていきたい。今回紹介した二つの実践事例が、今後の千秋学園の試金石にならないと強く思う。

引用文献

- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式 報告書

児童自立支援施設の高機能・高機能化に向けた視点と方法

～家族支援機能・データベース・少年鑑別所との連携に焦点をあてて～

国立武蔵野学院
おおほら たかはる
大原 天青

名古屋少年鑑別所
たんなか あゆみ
反中 亜弓

本稿では児童自立支援施設の高機能化・高機能化を検討するに当たり、全国児童自立支援施設協議会が毎年集計し公表している実態調査および、法務省の刑事情報連携データベースシステムを基に反中他（2022）が実施した調査を踏まえて、児童自立支援施設に入所した児童の実態について明らかにする。その上で、家族支援機能、児童データベース、少年鑑別所との連携の3点に絞って、児童自立支援施設の高機能化・高機能化にあたって必要な視点や方法について検討を行った。

1 児童自立支援施設の入所児童の現状

本稿では、全国児童自立支援施設協議会が毎年集計公表している実態調査¹⁾を紹介した報告（大原他、2022）と、法務省の刑事情報連携データベースシステム（以下「SCRP」）に基づき全国児童自立支援施設のデータとほぼ同一期間を対象にした研究成果（反中他、2022）から示される実態を紹介する²⁾。対象期間はデータが活用可能であった2012年度～2019年度の8年間とした。

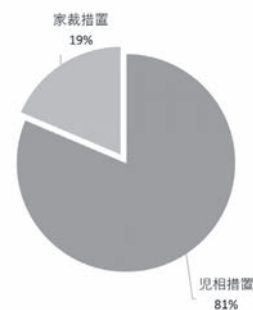
(1) 基本情報

対象少年は8年間で7879人、各年度の入所者数は2012年1136人から2019年856人であり、年々減少していた。男子の入所理由は上位順に、窃盗、暴行、性非行、施設不適應、家出・浮浪・徘徊、女子の入所理由は上位順に、家出・浮浪・徘徊、性非行、その他、施設不適應、窃盗と続いてお

り、男女で入所理由の違いが顕著であった。

虐待体験については、男子の被虐待が44%、女子が47.6%、精神医学上の診断については、知的能力障害（男子12%、女子9.2%）、自閉スペクトラム症（男子21%、12.1%）、注意欠如多動症（男子26%、女子10.6%）となっていた（大原他、2022）。こうした結果は、少年鑑別所の入所少年の特徴において示された、不良交友関係を持っている少年の減少や精神科診断を有する少年の増加という指摘（三輪他、2022）と重なっている。

入所経路は家庭裁判所からの審判が19%、児童相談所による措置は81%であった。入所期間は、1年未満32%、2年未満50%、3年未満14%、3年以上4%であった。

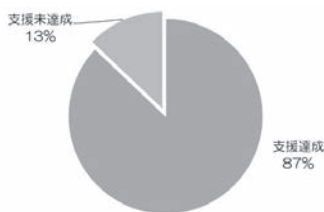


(2) 支援達成・未達成状況

児童自立支援施設に入所し、支援の目標を達成して次の生活拠点に移行した少年を支援達成、入所期間中に行動上の問題を繰り返すなどによって支援が困難となったケースを支援未達成ケースとして集計した結果、支援達成は87%、支援未達成ケースは13%であった（大

原他、2022)。またそのうち24.6%が家庭裁判所送致となっていた。法務省の「SCRP」に基づく研究成果では、少年鑑別所を経て児童自立支援施設に措置された少年のうち1年以内の再入率は16.3%であり、約半数にあたる8.7%が少年鑑別所退所後もなくして再び少年鑑別所に入所していた（反中他、2022）。そのためこの数値は少年鑑別所を経て児童自立支援施設に入所中の再非行率を示している可能性が高い。

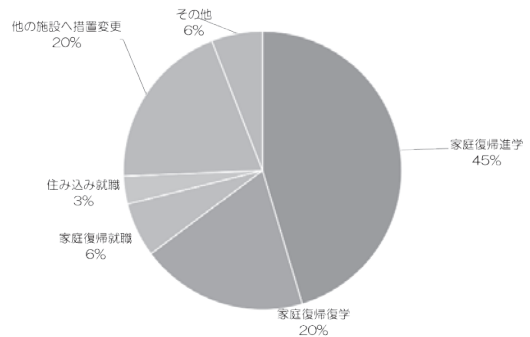
少年鑑別所に入所した少年の保護処分のうち、児童自立支援施設の割合が高まっていることを考慮すると（三輪他、2022）、少年院になり機能を司法領域から児童自立支援施設は求められているものと考えられる。なお、少年院では近年の少年の特質の変化に対応した新たな教育課程が増設されていることを考慮すると（川田、2021）、児童自立支援施設が新たなニーズに対応した機能やアセスメントに基づく類型別の支援プログラムの検討も考えられる。そのためにもこうした処遇経路別の支援達成状況を検証することは重要である（2-(2) 参照）。



(3) 退所後の進路と予後

全国の児童自立支援施設に入所した支援達成少年の進路は、家庭復帰進学45%、家庭復帰復学20%、他の施設への措置変更20%、家庭復帰就職6%、住み込み就職3%となっていた。支援未達成者は、その後家庭引き取り45%、家庭裁判所送致23%、他の施設への措置変更16%、その他13%、行方不明3%であった。予後については児童自立支援施設の全国統計が取られていないため不明であるが、少年鑑別所から入所した少年の1年以内の再入率は、保護観察処分8.0%、少年院送致10.3%、児童自立支援施設送致16.3%（うち、8.7%は施設入所中

の再非行）であることが明らかにされた（反中他、2022）。



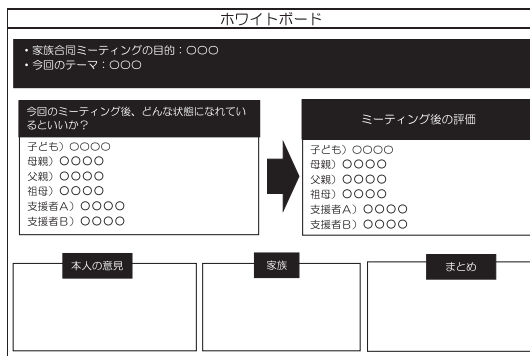
2 今後の児童自立支援施設の多機能化・高機能化に向けて

児童自立支援施設に入所する非行少年の質は上記の調査に示されるように年々変化している。非行を主とするよりも、情緒や行動上の問題や発達上の課題が生育歴や逆境体験と共に複雑に絡み合っている事例が多いことは多く職員の実感とも一致するものであると思う。次に上記の実態を踏まえて多機能化や高機能化に向けて本稿では、家族支援機能、児童データベース、少年鑑別所との連携の3点に絞ってまとめる。

(1) 家族支援機能の拡充

児童自立支援施設の多機能化を考えていく上で、少年と養育者の関係性に介入していくことは優先度が高いテーマになるだろう。すでに紹介した退所後の進路においても7割以上が家庭復帰している実態があるためだ（大原他、2022）。これまで児童自立支援施設では入所期間中に子どもの情緒や行動上の問題が徐々に改善し、養育者との面会や交流を行う流れは一般的に実施されてきている。しかし入所理由のもう一つの要因である養育者や親子の関係性に対して意図を持った働きかけは少なかったのではないだろうか。非行や行動上の問題は個人の内的要因だけではなく、家族や友人、地域社会との関係性の中にある課題と捉えるならば、個人への働き

かけのみではなく家族や地域の調整を含めた対応がより一層重視される必要がある。



筆者らはこれまで家族と子どもの関係性に働きかける「非行領域における家族合同ミーティング (Family Group Meeting in Juvenile delinquency, 以下、FGMJ)」(大原・笠松、2019) の開発と実践に取り組んできた(図参照)。この手法では、「子どもと家族及び関係者が集い、これまでの出来事を振り返り共有し、今の状況を理解し、今後の生活に向けた準備をするための目的を持った働きかけが行われる (大原・笠松、2019)。こうした取り組みは、非行少年と家族が抱える被害者意識と加害者意識の修復に働きかけることを可能にし、施設退所後の安定した生活に寄与することが示されている (大原、2022)。

入所少年への支援の蓄積がある児童自立支援施設だからこそ、今後の多機能化や高機能化に向けて積極的に家族調整機能を拡充していくことは重要な働きかけであると考えられる。

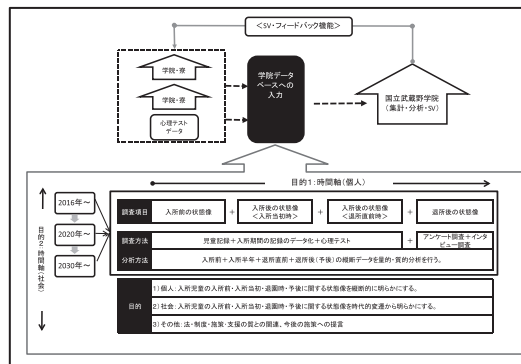
(2) 児童の記録・データベース

①児童の記録・データベースの作成

児童自立支援施設の高機能化や多機能化を検討していく上で、日々の実践の蓄積と改善・進化のために必要となるツールとして「データベース」について検討してみたい。データベースとは、個別具体的な支援を展開する中で得られたデータを蓄積し、次の支援や施策、支援システムにつなげるための基礎情報を整理したものである。図は、情緒や行動上の問題を示す子

どもや家族に関わるアセスメントや日々の支援に関する、個々の施設内におけるデータベースをイメージしている(大原、2019)。具体的には、入所理由や家族の背景、子どもの心理テストや学力テストなどの個別的なアセスメントを行い、それらを共有するためのデータベースを作成する。また入所期間中の支援に関わる自由記述データや再アセスメントの結果を蓄積していくシステムである。こうした仕組みは多くの施設で情報共有や日々の記録として作成されているだろう。

こうしたデータベースを作成することによって、①個別のケースを支援することに寄与すること、②個々のデータの蓄積を量的に統合して一定の方向性を示す調査研究による知見の集積に寄与することの2つが可能になる (図参照)。

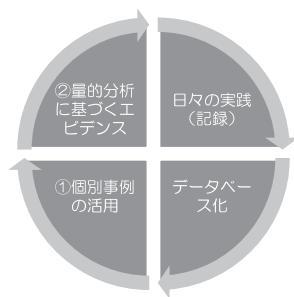


②データベースの2つの活用方法

ここでは各施設で共有・蓄積されるデータベースや全国共通の児童自立支援施設のデータベース (③参照) を活用して、個別事例を参照する形で活用する視点と量的調査や研究によって示されたエビデンスを活用する2つの方向性を示す。

一つ目は個別事例に活用する視点である。これまでベテランの職員は、多くの経験に基づいた「実践知」があり、それに基づいて様々な対応や判断を行うだろう。これはベテラン職員の中に、すでにこれまで担当してきた子どものデータベースが形成されており、特定の特徴をアセスメントし、具体的な支援の展開をイメー

ることができるためだと考えられる。これは経験を積むことで蓄積されていく臨床知としてのデータベースである。それは非常に個別性があり具体的でもあるため影響力がある。しかしそうした職員が去ると「実践知」を再び共有することは困難になる。データベースはその実践知を蓄積すること個別事例として活用することを可能にする。



たとえばデータベースの検索画面上で、入所理由、性別、行動特徴を入力すると関連する対象者の一覧や一定期間の中でどのような支援を展開してきたのかという情報が検索できれば、新たな対象者への支援に参考になる情報を得ることができる。これは個別のケースの参照枠組みを求めるもので、ベテラン職員の頭の中のデータベースと同様の活用方法である。筆者はこうした問題意識に基づいて、多くの財団や協力者の支援を受けて過去の入所児童のデータ化に取り組んできた。これによって、過去の記録を参照することを可能にした。

一方でデータベースを活用し量的な分析に基づき様々なエビデンスを示し、実践の改善や効果的な支援に活かす取り組み、実践の効果を検証する取組は実践途上である。筆者らは何度かこうした取組の成果を報告したり (Ohara et al, 2019; 2021)、子ども向けにもフィードバックしたりしてきた(国立武蔵野学院講堂講話)³⁾。

ではエビデンスに基づく実証データの活用例を考えてみたい。たとえば性加害で入所した子どもに対して、ある特定の心理プログラムを導入することになった場合、その効果を検証し、効果があった群や効果がなかった群(再犯群)

を分ける要因を明らかにすることができれば、新たな対応を検討することができる。もし性加害の再犯群に、ある特定の要因が影響していることが明らかになれば、入所期間中に焦点をあてて対応していくことが可能となる。つまり、個々の支援のデータを蓄積し、複数の事例を統計的に処理することで、効果的な対応を行うことを可能にする。

こうした取組は、エビデンスに基づく処遇をすすめ、今後実践家が取り組まなければいけない方向性(施策)を導きだすことができる。この考え方は個別性を尊重する支援と対立するものではない。データベースによって示されたエビデンスは多くの事例に該当する知見を提供してくれはするが、一方で個別性や具体性には乏しいかもしれない。全体としての方向性を示すエビデンスと個別性を統合していく視点と方法が重要である。

③全国児童自立支援施設児童データベースの構築

上記では施設内におけるデータベースの作成と活用を述べたが、ここではその視点を拡大し、全国の児童自立支援施設を対象としたデータベースの作成やその収集や活用について述べる。法務省ではSCRIPが構築されており、再犯者の経時的なデータ構築がなされている。一方で児童自立支援施設は国立2施設、各都道府県や政令指定都市による設置が54施設、民設民営2施設となっている。そのため設置主体の違いから、全国の児童自立支援施設で一貫した統計データが取られていない。今回紹介した全国58施設ごとの集計をまとめた「実態調査」は、個別ケースに紐付けられた集計を行っていないことから、実証的な分析を行うことが困難であった。例えば、支援達成の割合が87%であることは分かっても、主訴別、年齢別、入所経路別といった関連要因を分析することが不可能な形で集計されており、年少少年の非行について知見を集積することが難しい構造になってい

る。法務省のSCRIPでも、児童自立支援施設送致となった少年の再犯状況はデータ化されているものの、退所日はデータに含まれていない。そのためSCRIPを使用した年少少年の再非行にかかわる研究（三輪他, 2022；反中他, 2022）では、児童自立支援施設送致の少年については退所日を予測して統計処理するしかなく、その後の支援状況が正確に追えないという実践・研究上の課題が示されている（反中他, 2022）。

今後、児童自立支援施設は全国で統一された個別ケースに紐付けられたデータベースの構築が課題である。その際のフォーマットは下の表のようなものが考えられる。こうした一元化されたデータベースを作成していくことが処遇効果を長期的に明らかにすることに繋がり、司法・矯正領域とのデータ共有を可能にして効果的な連携に繋がる。年少から行動上の問題を呈する子どもたちの支援に関する実証的データの蓄積は、年少少年の再非行抑止にかかわる支援プログラムの立案や効果検証を可能とし、児童自立支援施設の高機能化や高機能化に寄与すると考えられる。

<現状の集計方法>

施設ID	個人ID	中1	中2
A施設	-	10人	15人
B施設	-	5人	5人
C施設	-	20人	5人
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

<個人に紐付けられたデータベースの参考例>

施設ID	個人ID	入所年齢	退所年齢	・・・	支援達成	予後
A施設	1	○	○	○	○	○
A施設	2	○	○	○	○	○
A施設	3	○	○	○	○	○
B施設	1	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

④データ分析者の養成

全ての実践者が日々の実践と記録、実証的データの分析を活用することは時間の制約上困難である。そのためまずできることは、量的調査や研究のエビデンスがどのように実践現場に活用可能であるのかを示す努力である。同時に、個性性と共にエビデンスを活用する視点の両方を活かす考え方を共有していくことが求められる。これらの考え方を身につけるためには、教育・研修システムの中にプラクティショナー・リサッチャーモデルを組み込んだカリキュラムを作ること、効果検証組織やデータの管理・分析スキルをもった人材の育成が課題になる。

なお、法務省の矯正研修所には「効果検証センター」が設置され、少年鑑別所や少年院、刑務所等に入所する者の実証的データの蓄積、実践への適用、人材の育成が行われている。具体的には犯罪者のアセスメントツールの作成や教育プログラムの効果検証等に取り組み、実践の評価と検証、改善に貢献する仕組みが位置づけられている。

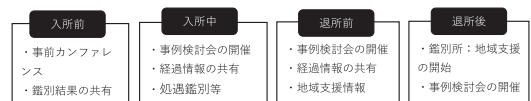
こうした近接領域における先進的な取り組みをこれからの児童自立支援施設の実践に活かしていくことが多機能化や高機能化にあたって必要だろう。

(3) 少年鑑別所との連携

①実践上の連携

児童自立支援施設には家庭裁判所の審判によって入所する少年が19%いる（大原他, 2022）。その大多数が少年鑑別所を経て入所に至ることから、入所する少年の鑑別を担った法務技官や法務教官との連携がまず挙げられる（図参照）。

<児童自立支援施設と少年鑑別所の連携モデル>



入所前には少年鑑別所の所見を共有すること、入所後には児童自立支援施設での支援経過を共有し、退所前には少年鑑別所の地域援助の活用や社会資源の活用について事例検討を行うこと、退所後には地域における支援と児童自立支援施設のアフターケアとの連携などが考えられる。

こうした連携は、少年鑑別所における鑑別機能と児童自立支援施設における支援機能の理解が相互に深まること、所見に反映できなかった所感や生活支援上ほしい情報を聴取できるなど実践上も有意義である。また、経過を共有することができると、今後別ケースにおいて児童自立支援施設に入所を検討する際の鑑別所見にも参考になるかもしれない。このような密な連携がなされることは多機能化や高機能化に繋がる

ことでもあるだろう。

②地域援助等の社会資源の活用

筆者らは年少少年の再非行防止に向けて児童自立支援施設と少年鑑別所と連携した研究に取り組んできた。その結果の一つは、少年鑑別所を経て全国の児童自立支援施設に入所した少年の予後が示されたことである。すでに紹介したように少年鑑別所を経て児童自立支援施設に措置された少年の1年以内の鑑別所への再入所率が16.3%であった(反中他,2022)。このうち、8.7%はおそらく施設入所中の再犯により少年鑑別所に再入所となっていることから(反中他,2022)、鑑別結果と児童自立支援施設内の支援機能の対応関係を検証することに示唆を与えており、残りの7.6%は施設退所後の家庭や地域における支援の課題を示すものだと考えられる。

児童相談所等の福祉領域における地域支援機能は、児童福祉司指導といった行政指導があるが、司法・矯正領域においては、保護観察をはじめとした社会内処遇や少年鑑別所の地域援助機能がある。これまで児童自立支援施設から退所後は一定期間、児童福祉司指導として児童相談所の通所、児童自立支援施設のアフターケア等が行われてきたが、さらに少年鑑別所の地域援助の活用をはじめ、少年の行動統制の程度に応じて、司法・矯正領域の社会資源の活用や連携が求められるだろう。

3 まとめ

本稿では少年鑑別所の反中他と共同研究として取り組んだ成果を報告し、児童自立支援施設の多機能化や高機能化に当たって、家族支援機能の拡充、児童データベース、少年鑑別所との連携した支援のあり方について述べた。特に児童データベースの意味・活用方法・構築に当たっての考え方と養成について重点的に示した。また法務省における先駆的な取り組みと連携・共同することが可能になれば、児童自立支援施設

のみならず低年齢で行動上の問題を有する少年の支援に貢献することができるだろう。

なお、紙面の関係から多機能化や高機能化について総合的に整理することはできず、非常に限定的な内容になったことを付記する。

注釈

- 1) 実態調査の活用・報告にあたり全国児童自立支援施設協議会の承諾を得た。
- 2) 児童自立支援施設の全国統計とSCRPの対象期間は年度と年の違いはある。また少年鑑別所からの再入率は、児童自立支援施設からの退所日が不明であるため平均入所期間1.5年程度を踏まえた考察である。なお本論で引用したSCRPデータは犯罪白書等のデータと異なり、児童自立支援施設のデータも児童養護施設調査等のデータと異なる。
- 3) 国立武蔵野学院で週1回実施されている子ども向けの講話において、児童自立支援施設に入所した生徒は入所時と比較してIQや学力が上昇し、自尊感情、抑うつ症状などが改善していることを報告した。また、成長のために退所時には①悩みを抱えることができるようになること、②安定した施設生活を送っていることが重要であると伝えた。

引用文献

- ・川田和子(2021)少年院での矯正教育における特別支援教育的ニーズ-発達障害的な特性に起因する課題について-,大和大学研究紀要,7,55-63.
- ・大原天青・反中垂弓・松田慎之介・三輪大樹・浅野百々子・柿木良太(2022)年少少年の再非行防止に関する検討Ⅲ-児童自立支援施設入所少年の特徴-,日本犯罪心理学会60回大会.
- ・大原天青(2021)非行少年に対する児童自立支援施設における治療教育と心理的支援,心理臨床学研究,39(2),118-129.
- ・大原天青(2022)非行少年に対する個人面接と家族合同面接による被害者意識と加害者意識への対応,心理臨床学研究,40(2),93-104.
- ・Ohara, T., Tomita, H., Matsuura, N., & Hagiuda, N. (2021) Multimodal assessment of intelligence, emotional and behavioral status, and learning among juvenile delinquents in Japan, The 32nd International

Congress of Psychology (ICP), Prague, July 18-23.

- ・大原天青・笠松将成・笠松聡子 (2019) 非行領域における家族合同面接の理論と実際, 非行問題 225, 155-171.
- ・Ohara, T., Tomita, H., Matsuura, N., Hagiuda, N., (2019) Recidivism rate and correlated factors of life-course-persistent and adolescence-limited antisocial behavior: Focusing on a children's self-reliance support facility (CSRSF) in Japan, 18th International Congress of ESCAP to be held in Vienna, Austria, from 30 June-2 July 2019.
- ・大原天青 (2019) 「感情や行動がコントロールできない子どもの理解と支援－児童自立支援施設の実践モデル－」金子書房.
- ・三輪大樹・反中亜弓・松田慎之介・大原天青・浅野百々子・柿木良太 (2022) 年少少年の再非行防止に関する検討Ⅰ－近年の特徴－, 日本犯罪心理学会 60 回大会.
- ・反中亜弓・松田慎之介・三輪大樹・大原天青・浅野百々子・柿木良太 (2022) 年少少年の再非行防止に関する検討Ⅱ－処遇による再非行傾向の違い－, 日本犯罪心理学会 60 回大会.

夫婦制におけるチーム養育支援について考える

～夫婦制と交替制の枠を超えて～

三重県立国児学園 寮長

まさき えいじ
真崎 英二



1 はじめに

夫婦制施設が高機能化と多機能化に向けた実践を行う上で重要なのは、チーム養育支援だと考えています。そして、最前線で子ども達と向き合っている夫婦職員のワークライフバランス、子ども達も家庭も大切にしながら夫婦制の仕事を続けられる仕組みと土台を、チームで創っていくことが重要です。

夫婦制は、夫婦職員が子ども達と一緒に家庭的な生活を送りながらケア・支援する一つの形態で、育ちの問題を抱える子どもにとって、育て直しと育ち合いに大きな力を発揮できる多くの可能性と実績を持っており、その形態は世界的にもきわめて稀な存在とされています。それ故に、現代においてこそ、夫婦制の存続は重要な課題でもあります。

一方で夫婦制は、子どもにとっての理想的な支援と、夫婦職員や家族の生活を保ち両立することの難しさを抱えています。家庭的な雰囲気や、支援の一貫性、信頼関係の構築等の支援効果が認められている反面、労働過重、休日や睡眠が取りにくい、夫婦職員の確保が困難、などの労働条件や人財面の大変さが指摘されています。全国的に夫婦制そのものの継承が難しい状況が続いています。理想的な支援と、それを担う夫婦職員の負担のギャップを埋めていく必要性が、夫婦制の施設数の減少を通して示されていると思います。

私は、北海道家庭学校、交替制児童自立支援施設を経て、今は夫婦制の寮長として、20年以上に渡って沢山の方々や子ども達に支えられ

て尽力してきました。その一方で、これまで多くの夫婦職員との別れがあり、志を同じくする仲間のバーンアウトを防ぐにはどうしたら良いか、ということに苦悩してもしました。今まで出会ってきた同じような悩みを抱えている全国の夫婦職員の方々の表情を思いながら、まず自分のいる目の前の夫婦制を守り、つぶれないようにすること、様々な課題があったとしても生き残る道を探すこと、その危機的な状況に向き合い続けてきました。

こうした問題意識から、本稿では、これまで聞かせて頂いてきた当事者である夫婦職員の方々の声や語り、様々な文献、私達夫婦の拙い経験に合わせて、夫婦制現場で直面している困難に焦点を当てた上で、夫婦制施設の高機能化と多機能化に向けた実践を行うためのチーム養育支援について考えていきたいと思います。

2 夫婦制現場で直面している困難

(1) 休日不足と睡眠負債

寮運営を行うには、子ども支援や間接業務に費やすエネルギーは膨大であり、それらの殆ど全てを夫婦職員が24時間体制で担っています。まとまった時間をかけて子ども達の生活を見る、共に過ごす時間の長さ、一つ屋根の下で一緒に暮らす仕組みこそ、夫婦制が家庭的である所以ですが、それが公私混同になる夫婦制の難しいところでもあり、休日不足と睡眠負債の問題は過労と併せて深刻な影を落としています。

休日は、子ども達と朝や夜の間は一緒であるため、丸1日子ども達と離れていることは年間

でも殆どありません。子ども達がいないうちでなければ出来ない業務や残された業務がある、休日は勤務表上のことだけで実際は働いている、子どもや保護者および関係機関の都合に合わせて対応、などということは日常のことです。担当する寮や施設内で問題が起きると、負担はさらに増し、実質的に休日がとれなくなり、心身の回復時間を捻出することが難しくなることもあります。健康障害への危険性もあり、労働環境および労働基準法の規定からみても課題は多いと思います。(学園では少しずつ改善に取り組み始めています)

睡眠は、日々の勤務でも確保することは難しく、それが負債として蓄積し、夫婦制の継続を難しくさせる要因になっています。体力的に続けられるかどうかにかかっていることが実情です。睡眠時間は、子ども達が寝ている時間帯の中で、間接業務や残務処理、消灯後に子どもからの求めで話を聞く等の(女子寮に特に多い)個別対応、自己研鑽、家事や風呂など生活上のことを済ませて、残った時間が睡眠時間になります。無断外出や夜間に問題行動が起こった場合は、その対応のために長期間に渡って睡眠時間が削られてしまうこともあります。

休日不足や睡眠負債のしわ寄せは、心身のメンテナンス時間さえ確保し辛い状況を生み、疲労は相当に蓄積されていくことで、善意だけで対応できるものではない、自分の生活と仕事の区別がなくなり人生を犠牲にしている、等とまで思い詰めていくことで困憊し、バーンアウトや不本意な退職へ至っているものと考えられます。

一方で、現場から聞こえるのは、「休日が増えると、子ども達とうまくいかない」という言葉です。かつて私もそうでしたが、その感覚に強迫観念のように囚われてしまっている夫婦職員もまた多いように感じます。子ども達のために想っての言葉だと思いますが、休日から戻った後に子どもの問題行動の事後対応に追われるくらいならば、かえって疲れることから、休日をとらなくなっている側面もあると思います。

その背景には、夫婦制の養育感による影響が考えられます。これまで夫婦職員と子ども達の関係の重要性があまりに強調され、夫婦職員との関係を深めるために、共にいる時間をできるだけ増やすことを促進する側面があり、結果的に夫婦職員のみに対応を委ね過ぎてきました。それは夫婦職員に相当な負担を強いることとなり、破綻をきたす危険を高めてしまうリスクにもなります。周囲からの過度な夫婦職員任せや、責任を感じた夫婦職員自身の誤った抱え込み過ぎは、長期視点で見ると支援の負担を益々重くし、質的な低下すら招いているように思います。日々の多忙のあまり、このような現場の課題について、振り返りや検証が不十分なまま過ぎていくことに、私は危惧を抱いています。

(2) 家族・実子への負担

夫婦制における支援の基本は、家庭のあたたかみや本来の姿などを見せることができる、より家庭に近い支援であり、一番大切にしてきた家庭の機能です。子ども達の多くが被虐待経験を持ち、普通の家庭の姿を知らないだけに、夫婦職員とその家族が子ども達と住むことによって、家族・家庭の見本として、普通の夫婦・親子のロールモデルを提示することの意味は大きいと思います。

しかしその一方で、家族への負担、実子の子育てとの両立に葛藤、自らの家庭を二の次にせざるを得ない状況に、悩んでいる夫婦職員も少なくありません。

夫婦制施設での子育ての良し悪しは表裏一体であり、必然的に負担が特に重くなるのが、子育て中の若い夫婦職員です。若さゆえにその分、子ども達や保護者から受ける圧力も大きく、業務に不慣れであること、私生活でも育児に追われるなど、様々な負担が覆いかぶさります。

特に乳幼児から小学生低学年年代の実子をもつ若い夫婦職員は、家庭や子育てに特に多忙な時期であり、自らの家庭を二の次にせざるを得ない上に、家族への負担を強いざるを得ないこと

によって、実子の子育てとの両立に葛藤し、苦しんでいる現状もあります。

寮の子どもとの関わりや支援を優先すればするほど我が子はネグレクト状態になることもあり、その葛藤に多くの若い夫婦職員が悩んでいるのが本音であると思います。熱意のあまり様々なことに手一杯であるとなお、家族がふれあう時間の減少や、実子おきざりの苦しみは増していき、余裕の無さが夫婦職員を心身ともに追い詰めることとなります。

また現実には、入所する子どもの問題行動により、夫婦職員の実子への嫉妬や嫌がらせ、いじめ、逆恨みの暴力や性的接触等の危害を加えられる事故が起こることもあります。そうした危険から実子を守る気持ちもあって、自分の子どもを寮に出さないようにすることや、可愛がっている様子を見せないようにする、という状況が起こることも時には残念ながらあります。これは、入所する子ども達への配慮であると同時に、実子を守るためであり、寮舎へ来ないように意識的に隅に追いやる状況を作り出さざるを得ないことがあります。

その場合、問題行動や荒れた状況などで夫婦職員が対応にかかりきりになっていると、実子だけが寮舎に併設された住宅で、日常のほとんどを一人か兄弟のみで過ごしている状態が長期間続くこともあります。夫婦職員の家族はその住宅に住むこととなりますが、職場を兼ねた併用住宅は働く側にとっては利点があっても、実子にとってはどうかという配慮も必要であり、職員舎の住宅機能の改善や充実も含めて、夫婦職員とその家族の暮らしやプライバシーをどのように守るかも、ハード面での大きな課題であると思います。

このように、時に実子にも暗い影を落とすことがあることを悩んでいる夫婦職員も少なくなく、それも理由の一つとして寮担当を辞めてしまう夫婦職員もいるのが現状です。

(3) 人間関係の深刻な軋轢

職員間の人間関係が良好であると、心が穏やかな状態でいられるため、様々なことに良い影響が広がっていきます。しかし、様々な出来事や負担が積み重なることでその歯車が狂い出すと、組織の慢性疾患のように、最大の困難となり得るのが、職員同士の人間関係の深刻な軋轢です。

特に、夫婦制施設内は良くも悪くも村社会であることが多く、家族で施設内に住み込んでいる夫婦職員の場合は、寮舎間の軋轢となり、施設全体まで巻き込んで影響を及ぼしていきます。行き過ぎた対立や批判などお互いを傷つけ合うことによって、支援の質や子どもの状態、さらには私生活や家族にまで大きな影響を及ぼしていき、精神疾患や健康障害、争い事にまで発展することがあります。これまで離職の理由として最も多く聞いてきたのが、この職員間の深刻な軋轢です。

その対策としては、普段からの職員間の風通しの良い関係づくりと連結ピンが重要です。夫婦制の閉鎖的・独善的に陥りやすい短所を理解した上で、夫婦職員自身も疲れすぎで誤解や盲目的な見方感じ方になっていないかを意識し、寮担当ではないベテランや補助的な職員が連結ピンの役割として、良い関わりを結び付けていけると良いと思います。夫婦職員を孤立させない体制作り、効果的な情報共有、日常的に立ち話感覚で相談できる雰囲気作り、夫婦職員が安心して不安や不満を打ち明けられる場づくりがやはり大切であり、ゆるやかな連携もできる仕組みを構築し、チーム養育支援を行う基礎を作り上げていくことが重要であると思います。

3 夫婦制におけるチーム養育支援

これからの夫婦制は、子どものニーズに応じた支援体制と、夫婦職員のワークライフバランスの両面から、多角的に検討する必要があります。そして子ども達への支援をより効果的にす

るためにも、夫婦職員に専門職を加えたチームによる支援形態の導入方法についても検討していくことが必要だと思えます。

持続的な夫婦制を考えた時、特に寮舎を立ち上げてから10年程度は離職率が高く、夫婦職員だけでは過重負担であることから、子育ての状況や、寮の子ども達の状況に応じて、補助的な職員を配置するなどの必要もあると思えます。そして、夫婦職員が子ども達の日々のケアに十分関わられるよう、チーム養育支援体制を構築し、子ども達の総合的ケアと、一方の夫婦職員の負担軽減との両立を図ることだと思えます。

以上のことから、夫婦制施設が今後さらなる高機能化と多機能化に向けた実践を行うためには、「交替制のチームワーク型支援の利点を夫婦制に融合させ、夫婦職員を軸として専門職(交替職員)4名程度を加えた、6名程度によるチーム養育支援」による寮運営体制を構築することであり、これが将来的な夫婦制の要になると考えます。

児童自立支援施設は、これまで長い歴史の中で築いてきた夫婦制と交替制の枠を超えて、双方の長所を生かしつつ短所を補う形態を見出すことが求められています。夫婦制を信じ、守ることは、現場の私達の使命だと思っています。

参考文献

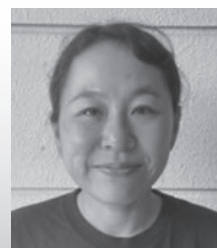
- ・岩田美香(2016)「社会的養護における「家庭的」支援の検討－児童自立支援施設からの考察－2015年度 調査報告書」
- ・岩田美香(2017)「社会的養護における「家庭的」支援の検討－児童自立支援施設からの考察－2016年度 調査報告書」

淡海学園の多機能化に向けた取り組み

～実科生指導へのチャレンジ～

淡海学園（甲賀寮寮母）

さえき かな
佐伯 香菜



結論から述べると、児童自立支援施設が高機能・多機能化に向けて動き出すためには根本を支えるWITHの精神、生活指導、学習指導、作業指導といった基礎的な役割をこなす上で行われるべきだと考える。

しかし、それでは、いつまでたっても一步踏み出せない実情を抱える施設は多いのではないか。できない理由は山のように存在する。しかし、10年以上やってこなかった実科生（義務教育段階を超えて在園している生徒）の指導にどのように踏み切り、実践しているのかをお伝えすることで、一人でも多くの方が児童自立支援施設へ携わる勇気が持てるように書いていきたい。

1 はじめに

(1) 寮の自己紹介

実科生が所属する甲賀寮は夫婦が住み込み、単独職員2人の計4人で運営されている。もう一つの男子寮と女子寮が通勤交代制で運営されている中、特殊な位置づけである。

今年度の甲賀寮は中学生6名と実科生1名が現在暮らしている。

昨年度は私が育児休業を取得していたが、運良く、他県を退職された大先輩の寮母が住み込みで育休代替を買って出てくれた。

(2) 実科生S君の紹介

S君は今年度実科生2年目になる。中学2年生の2月に入園し、中学卒業後も引き続き実科生として在籍している。

中学生時代は分教室教諭に対抗意識を燃やし、トラブルになることが多かったが、生徒会長に選出されるまでに成長。野球部でも試合前に正露丸とお友達になりながらピッチャーを努めた。本学園野球部が実に8年ぶりに公式戦で1勝をもぎ取った試合の勝利投手である。

昨年度は、お腹の大きい私と一緒に他児の喧嘩を止め、年長者としての意見をしっかり述べ、時に言い過ぎ、自称「気遣いのできる男」として頼れる存在だった。

特筆すべきは滋賀県出身の児童ではないということである。最初、CWは「(本児の出身府県にある) 自立援助ホームで暮らしながら高校進学」という進路を描いていたが、本児自身は高校進学に興味がなく、「自動車整備士になる」という夢を持っていた。その夢と、本学園で実科生を復活させる運動が重なり、実科生への道が開かれることとなった。

(3) 実科生を復活させる運動

10年以上失われている機能を教護院時代を経験する最後の世代が退職するまでに復活させたかった。

本学園では措置変更を除き、帰住先が自宅の場合、中学校の卒業式当日に退園する。また、措置停止ではなく解除がほとんどで、中にはケースが終結する場合もある。そのため、退園後のアフターケアの重要性、困難さが課題となっている。

本児の場合は特に、県外出身者であり、就労希望であるため、社会自立の基礎の獲得が難しいと判断した。

成人年齢も改正され、児童自立支援施設退園後から成人までの年数もそれほど経つことなく「自己責任」が重くのし掛かるようになっただけでなく、コロナ禍において自立が難しくなってきた。

実科生を復活させるということは淡海学園の「想い」だけでなく、本児のニーズにも社会のニーズにも合致するのではないだろうか。

(4) 一步踏み出す勇氣のために

この論文では、以下の流れで事例紹介していく。

まず、当学園が、「何故、今まで実科生復活に踏み切れなかったのか」を人的、建物構造的に言い訳していく。その後、どのように踏み出したのか、紹介する。また、実科生自身の体験談、実科生を受け入れて下さった会社の感想も併せて紹介する。

重ねて申し上げますと淡海学園の職員全員がWITHの精神を信念に持ち、指導を全力でできている、というわけではない。日課ごとに苦勞し、悩み、日々を重ねている。そんな日々をただご紹介するというだけであることをご了承いただき、本論に移りたい。

2 革命を頭の中で起こす

(1) 世代交代の波は高く厳しい

淡海学園も世間の例にもれず、世代交代が現在進行中である。今年度、教護院時代を知る指導職員はついに岩井園長だけになってしまった。私が入庁した6年前から「世代交代のために上の先生からきちんと淡海学園の知恵を学ぶように」と言われてきたが、知恵を学ぶどころか、夫婦制から交替制へ、選考採用から福祉職採用へ、大きく舵を切り、荒波に吞まれていた。「児童自立一筋」より「3年で異動します」という職員の方が圧倒的多数になった。

心理教育ができるような安定した寮運営どころか、「次は誰が寮長しますか?」といった状態。

「四方積みって何???」「学園旗ってどこにあるの?」と日々右往左往している。現在はコロナ禍で飲み会もなく、新採用職員と「上の先生たち」の距離は開く一方だ。

(2) 地理的・建物構造的言い訳

淡海学園は交替寮や家庭舎、多目的寮といった集団生活とは別の目的で利用できる建築物がない。それが多機能化、高機能化に向けての最大の難点になっている。

新入生も小学生も全て初日から集団寮で受け入れる。小学生も中学生と区別しながらの生活は難しいが、施設外に毎日出入りする高校生や実科生が持ち込む情報・雰囲気や寮の規律が乱れるのではないかという不安はぬぐえない。特にスマートフォンの取り扱いについて、交友については今でも不安を感じる。

また、淡海学園の地理的条件が厳しく、最寄駅まで自転車で40分、山の上にあるため、雨天時や雪といった悪天候の通勤に不安がある。そのため、高校生でも実科生でも通学、通勤が非常に難しいと言える。

(3) 視点を変えてみる

自分の置かれている環境を不利と見て「できない理由」にするか、味方につけるかで出来ることは変わる。

今回、一番有り難かったのは、職員の中に車に詳しい人がいて、会社を紹介してくれたことだった。職員数が増えれば、学園が繋がれる人も増えるのだ。

自動車整備士3級になるためには、陸運局が認めた工場で一年間のフルタイム勤務経験が必要である。そのため、中卒で無免許の本児を一から育てるつもりで受け入れてくれる会社を探すのが一番の課題だった。

また、本児の人柄にもよるが、久しぶりの実科生ということもあり、職員全員が見守り、支援してくれた。冬は通勤で寒かろうと上着や手袋をもらったり、一人暮らしをする段階になっ

たら必要だろうと家電をもらったりした。本児の通勤と職員の通勤も重なり、声もかけてもらえる。

地理的な不利に関しても、特訓だと思えば将来の糧になるはずである。退園生の中には生活の乱れから通学が面倒になり、退学してしまうことも多い。本児を受け入れてくれた会社は学園から11キロメートル街中に進んだ場所にある。最初は寮長と一緒に通勤し、経路を確認した。一番楽な坂道、安全な走路を見つけたところで一人立ち。スマートフォンも財布も持たないままの通勤であったため、経路を決め、終業時に電話を学園に入れてから出発していた。最初は「暑い中、働いて疲れているのに自転車で帰るのは嫌だ」とぼやいていたが、一年経った今では頑張っていて通勤している。退園しても「あのころ乗り越えられたから頑張ろう」と思ってくれるはずである。

3 実科生プログラム

(1) 退園までのスケジュール

今回の実科生プログラムの目標は自動車整備士3級を取得し、社会人としての生活基盤を整えることだ。

本児の誕生日が7月。令和5年3月の退園を目指してプログラムを作成していくことにした。

①令和3年4月～7月

学内で、社会人としてのマナーや基礎知識を身に付ける

②令和3年8月～令和4年3月

就労生活に慣れる

③令和4年4月～令和4年9月

資格試験のために努力する

④令和4年10月～令和5年3月

社会人として生活基盤を作る

(2) 学内プログラム

学内プログラムは中学校の時間割に合わせて、1時間目は座学、2時間目以降は作業（草

刈り、陶芸、木工）を行った。その他の時間は中学生と一緒に行動を共にした。

座学は挨拶の仕方、基本的言葉遣い、交通ルールといった知識を講義形式で実施。作業は甲賀寮だけでなく、全職員が交代で担当した。

本学園では児童に草刈り機を使わせていないが、1か月間、本児の生活を見てもらい、指導部会で承認を得て草刈り機を使用することができるようになった。また、実科生である意識付けのため、作業服は中学生のものとは区別し、自動車整備士が着用するものに似たつなぎを用意した。

途中、4月から7月までの間、会社で職場体験を実施することで社会人としての意識づけをすると同時に、自動車整備の楽しさも実感できるようにした。

(3) 就労生活

基本的に月曜日から土曜日まで午前6時半起床、7時半出発、8時半始業の生活を送っている。終業は午後5時半でそこから40分程度で帰園、寮日課に合流する。

まだ資格はないが「雑用ばかりでは仕事が続かないから」と職場のご厚意により、工場長の指導監督のもと、車検も通すことができている。

寮内では一番年上で責任感もあるため、頑張らないといけないが、職場では一番年下というポジションで適度に甘えている様子。時に甘えすぎて怒られることもあるが、先輩方と良好な関係を築けているようだ。

(4) 自動車整備講習

4月から9月まで日曜日を中心に滋賀県自動車整備振興会で講習会に通っている。午前5時半起床で朝食と昼食を持って午前6時に出発、自転車、電車、バスを乗り継ぎ、午前9時到着である。

この段階でもスマートフォンの許可が下りていないため、行く方も待つ方も毎回ドキドキしながらの通学になっている。途中に3か所公衆

電話があり、場所を確認。最近、田舎では無人駅が増えているため、もしもの場合にどうするかSSTも行った。

講習会では本児が一番年下で、上は六十代と幅広い年齢層の三十人と一緒に学んでいる。ガソリンスタンドで働いている人や有名メーカーで働いている人まで職場も幅広く、交流できているようす。ここでも持ち前の社交性を発揮している。バスが一時間に一本しかないため、「帰りのバス区間だけ」という約束で送ってもらっている。

また、「通勤で得た信頼」のおかげで自分の給料から月5千円を持って途中でコンビニに寄ることも許可されている。

4 生活面

現在は集団寮の一室で生活しているが、今年10月の試験が終わってからは、自立に向けて行動していかなければならないため、寮についている単独室（昔、「3人目」が寮に住み込んでいた時代の部屋）を利用し、一人暮らしの練習をする予定である。トイレ、風呂、ミニキッチンがあり、冷蔵庫等を設置する。玄関もあり、そこから出入りする。

(1) 食事

夕食は中学生と同じようにしているが、朝食は出勤時間が早いため、寮母が作っている。就労を軌道に乗せることに重きを置いていたので、本児はまだ作っていない。試験後の十月からは自分で作ることにしている。

仕事の日の昼食は職場の人と同じものを食べようということで職場の外注弁当を食べている。講習会の日のお弁当やその他の朝ごはんは学園で決まった食費と同じ額で寮母と一緒にスーパーで食材を買い、前日に弁当を詰めている。十月からは一か月分の食費を資金前渡してもらって自分ひとりで買い出し、料理をする。

(2) お金

本児の金銭感覚が怪しく、退園後、一番心配なところである。給料の管理は給料用の口座を作成。児童福祉施設に入所しているとカードが作れないため、出金に非常に手間がかかる。そのおかげで1年で110万円以上の貯金ができた。この外に中学生在園中に貯まった児童手当を持って退園する。（就職支援金申請予定）

時々、「欲しい車が50万円であるから買っていいですか」等述べるため、寮母と不穏になるが、その都度、一人暮らしを始めるときにどれだけお金がかかるか話し、指導している。

昨年度は通勤に財布を持っていなかったが、今年度からは講習会の日には4月は千円、5月は2千円と千円ずつ増やしていき、6月からは通勤と講習会通学の際に5千円を1か月のお小遣いとして持ち歩いている。時々、グミを買う以外はあまり使っていない。「コンビニに入れるだけで幸せ」と述べ、児童自立支援施設に長くいる弊害が出ている様子である。

(3) 休日の過ごし方

日曜日が休みだった場合は中学生と一緒に生活を行っているが、平日の休みの場合は寮母が買い物に連れていくほかはあまり遊びに行けず、職員と一緒に草刈りをしてくれる。

その外、学園常勤の心理士が面接でSSTやリービングケアをしてきている。

10月以降は休日を利用して一人暮らしの準備をしていく予定で、誕生日までに仮免許をとるためにはどうしたらよいか教習所に相談に行ったり、不動産巡りをする予定である。

5 実科生へのインタビュー

(1) 実科生になって良かったこと

中学校を卒業しても真面目に生活できている。地元に戻るとまた以前遊んでいた先輩に絡まれるのではないかと心配していたが、学園生活を続けることで落ち着いた生活ができ、自動車整

備士3級も取得できそう。

(2) 実科生になって悪かったこと

「久しぶりの実科生」として失敗できないプレッシャーがしんどい。

(3) 中学生のころとの生活の違い

生活リズムは全てが違う。寮での人間関係は他の寮生と距離を取るようになった。一番年上である期間が長すぎるし、会社でずっと年上と一緒にいることで、年下と接するのが面倒になってきた。

(4) 退園後の楽しみ

車が欲しい！いろいろあり過ぎ！

(5) 退園後、不安なこと

特にない。生きていれば何とかなるようになる！

6 社長へのインタビュー

普段、求人は高校卒業見込みの人を対象に限られた高校に向けて募集しているとのことだったが、今回は初めて、「中卒・無資格・運転免許証なしの元非行少年」と受け入れてくださった。

(1) なぜ、受け入れようと思ったか

自動車整備業界はどこも人手不足。専門学校もディーラーに抑えられていて、地域の工場には人は来ない。毎年、応募が一人あるかないか。そのため、一から育ててみようと思った。

中学校の卒業式の日本人が挨拶に来た際、「この人なら大丈夫かな」と第一印象で思った。

(2) 実際やってみてどうですか

まあまあ頑張ってくれている。自動車整備士2級を取れば大丈夫。もし地元に戻るなら会社も紹介してあげられる。頑張してほしい。

7 おわりに

寮運営はいつも自転車操業だ。朝ごはんも夫婦の実子（1歳）の状態によっては「ごめん、今日、コーンフレーク」と言って渡すだけになってしまったりすることもある。それでも文句を言わずに「大丈夫です。ありがとうございます」と笑えるような子だったから実科生に残せたのではないかと思う。

児童自立支援施設で「すごくうまくいっている！」と思っている時は何かを間違っている時ではないかと思う。自分一人で頑張らないといけないと思っている時が一番危ない時で、ふと見渡せば、同僚だけでなく、地域や関係機関に支えられ生活させてもらえていることが多い。そして一緒に過ごす児童に一番救われているのかもしれない。

学園の生活は日々何かが起こり慌ただしいが、社会のニーズに応えるべく、多機能化・高機能化を目指すべきであろう。その際、WITH Hの精神だけは手放さず、児童とともに生活していきたい。

児童自立支援施設における経験知蓄積による機能発展について

～島根県立わかたけ学園で試行錯誤を繰り返しながら継承され蓄積されてきたことをふまえて～

島根県立わかたけ学園 園長
ながしま まさはる
永島 正治



I はじめに

児童自立支援施設の高機能化、多機能化については、2020（令和2）年に厚生労働省委託事業により調査が実施され、また、岩田（2020）により児童自立支援施設における施設機能の強化に関する変遷及び今後の展開について、整理されるとともに所属する施設の施設機能強化ビジョンについて報告が行われている。

これらを参考にしたうえで、これからの高機能化、多機能化といった機能発展を検討していくにあたっては、過去から現在まで試行錯誤を繰り返しながら継承され発展してきたことをおさえ、その延長線上として検討していく必要があると考える。相澤（2001）は、これからの児童自立支援施設に期待すべきものとして、「継承すべきもの」と「改革すべきもの」について整理するなかで、改革にあたっては「経験則だけからの脱却」をあげている。そして、河尻（2022）は児童自立支援施設のこれからの考えるにあたりあらためて具体的に考える必要があることとして、「児童自立支援施設の理念、独自性の確認」をあげている。

時代のニーズを受けて過去から現在までの繋がりもなく一方的なトップダウンでは新たに高機能化・多機能化を導入しようとしても、施設内で十分に機能しないだろう。

富田（2017）は過去から現在までの時間軸上に続く「経験知の蓄積」について述べ、「日々蓄積されていく経験知、集合的な知が、児童自立支援施設のみならず、社会的養護施設全体の財産となることを筆者は夢想している。」と結

んでいる。

ところで、当学園においては、1990（平成2）年度から公教育（分校）を導入、わかたけ学園と改称してスタートしている。筆者はこの頃に20代の新規採用職員として数年間を勤務、再び、50代に勤務することとなった。

当学園の当時の状況については、「非行問題No197」誌（1991）の特集1「中・四国教護院の現状と将来」と特集2「分校の展望」に掲載され、「伝統的な教護と新しい試みとの狭間で試行錯誤を繰り返している。」「今日まで諸先輩方が一步一步築き上げてきたように、我々もたゆむことなく努力と工夫を積み重ねていかねばならない。」と述べられている。

20年ぶりに異動してきた時、建物は同じであっても（老朽化を除いて）生活のきまりや指導方法の違い、自立支援に関する事務量の増大さに驚いた。当時上司であった経験豊富なベテランの先輩から「僕は兎相へ異動後3年で戻ってきたら、それでも浦島太郎だった。」と言われたことを覚えている。当学園は児童集団とともに寮職員・分校教諭の状況により変化している。

本稿では、わかたけ学園がスタートした当初、筆者が勤務した1990年代当時と、2020年代現在の当学園の機能を比較して、経験知が蓄積され機能発展してきたことを取り上げ考察する。

II 当学園の機能発展について

1 1990年代から継承され機能発展したもの

(1) 自立支援

- ・生活場面面接に手続きの共有化と一貫性が持たれた。
- ・特別日課、個別日課は、生活場面面接の延長線上に位置づけられた。現在は、罰を与えることよりも責任を負わせる意味合いが大きくなった。
- ・男子寮は、単独2寮運営体制から本舎1寮と小規模寮1寮運営体制にかわり、今年度から新寮舎が完成して、単独2寮運営体制から1寮3小規模ユニット運営体制になった。
- ・仕組み、約束、ルールは支援のためのものであり、現在では、入所前に児童・保護者へ、必ず説明して了解を得ている。

(2) 親子関係構築支援

- ・職員宿舎だった家屋をショートステイハウスとした。
- ・家庭実習の回数が増えた。週末家庭実習を含めるとほぼ毎月実施。
- ・帰省から家庭実習という位置づけへかわった。「学園でできていることを家庭で実習してくる。」ことが目的である。

(3) 関係機関との協働（各ケア期）

児童の支援は施設内だけではなく、関係機関との協働が大切である。関係機関、特に児童相談所とは担当者同士随時連絡を取り合いながら施設支援を進めているところだが、原籍校や地域の支援機関など児童相談所以外の機関も含めて、児童とその家族を取り巻く情報を共有のうえ、今後の方向性を検討していく。

1990年代当初にはなかったが、現在は各ケア期に関係者会議等を以下のとおり開催している。

①アドミッションケア期

入所前に児童相談所からケース説明
入所日の間隔を調整

②インケア期

児童相談所他関係機関との連携
当学園が主催して、各児童相談所ごとに関係者連絡調整会議（ブロック会議）を年2回開催

③リービnkケア期

児童相談所等が主催する退園児童受け入れを目的とした関係者会議へ参加

④アフターケア期

家庭訪問、関係者会議参加
1990年代当初、①、②はなかったが、現在は仕組みとして取り入れられ開催、④は出席することはなかったが、現在はアフターケアとして依頼があれば出席している。③はスタート時から、参加していた。

2 1990年代のちに、新たに加わったもの

(1) 自立支援

- ・生活訓練費（買物等外出機会が増えた。）
- ・性教育、社会へ出てからに備えての研修機会
- ・暴力防止プログラム、性問題行動プログラム
- ・段階別支援プログラム

(2) アフターケア

(3) 権利擁護の強化

- ・ホットラインの設置
- ・子どもの権利ノートハガキ
- ・苦情委員会設置
- ・児童アンケート
- ・女性心理士配置（女子児童担当）

(4) 専門職員の配置と専門性向上

- ・児童福祉職、心理職の採用と配置

Ⅲ 試行錯誤しながら継承されてきた機能 発展

1 生活場面面接

生活場面面接とは、「日常生活のなかで起こる子どもの心理社会的な混乱やトラブルに対処し、混乱を落ち着かせ、子どもの抱える課題の解決と周囲の環境への働きかけを促す即自的な面接の総称である。」(大原 2019)。面接の時間があらかじめ予定され、来談して行われる面接とは異なり、今、目の前で起きている出来事を扱い、必要があれば、すぐに行われる。来談して行われる面接では扱う出来事が発生してから時間が経過していて、来談者の語りから、面接者は出来事を知ることになるわけだが、生活場面面接では、出来事が発生して時間が経っていないため現在進行中の「生もの」として扱うことができ、また、面接者自身が直接状況を把握したうえで面接を実施できる。危機介入的な内容が多いが、近年当学園では、子どもがトラブルを起こす前にSOSを発信、これを受けての対応が増えている。

危機介入的な内容であっても、単に応急処置に終わるのではなく、成長の機会につながることもある(永島 1996)。また、まれではあるが、面接の中で過去に経験したトラウマ的記憶の語りが始まり、つらさの受容・承認の中で言葉としておさまった面接を経験したことがある。

そして、子どもと1対1で面接している時間だけでなく、普段からの子ども集団全体への予防的な働きかけと、危機介入後の再発予防的な働きかけを生活場面面接は含んでいる。詳しくは、(今村 1984)、(相澤 1998, 2013)(大原 2016, 2019)を参照いただきたい。

「生活場面面接の働きかけ」6段階(大原 2019)

ステージ0 日常的な働きかけ

ステージ1 落ち着かせる

ステージ2 出来事の整理

ステージ3 出来事の背景へのアプローチ

ステージ4 今後の対応を話す

ステージ5 周囲の環境への働きかけ

※平常時はステージ0と5

危機場面時はステージ1～4

危機場面ののちは、ステージ4から特別日課、個別日課へ。ステージ5から防止策としてルール化など周囲の環境に働きかける。

筆者が生活場面面接を知った頃、これらの文献はまだ公開されていなかった。文献として読むことが出来る現在、各著者が積み上げられた労力に感謝している。

生活場面面接について、当学園で継承されてきた機能発展として次の4点を取り上げたい。

(1) 手続きの共有化と一貫性

以前だと、担当職員の思いや経験にまかされている面が大きかった。担当児童と担当職員が共に時間を過ごししながら、課題に向き合っていたので、担当職員の個性をいかしたアプローチになり、それぞれに違いがみられていた。経験を積んだ職員の指導はある意味アートであり職人芸でもあった。スーパーマンならぬ「スーパー教護」である。効果がある指導であっても個性が占める割合が高いほど、寮職員全体としての一貫性や共有化は揺らいでいた。そのため、スーパー教護中心の寮運営に陥ることになってしまうが、スーパー教護がいなければ成り立たない寮組織はもろくなる。過去、当県児童福祉関係のワーキンググループにおいて施設崩壊を立て直した児童養護施設、児童自立支援施設を視察したことがあるが、いずれも、年齢構成上経験豊富な職員1名の下はほとんどが若手職員だったり、経験豊富な職員が異動でいなくなったりした場合におきていた。スーパー教護には「自

分が何とかしなければいけない。」という責任感とプレッシャーを与えて追い込んでしまい、組織としては硬直化した運営になってしまう。

現在、手続きの内容とプロセスは次のとおりであり、寮職員それぞれが共有化を図り一貫性を持って対応できることを目指している。

①手続きの内容

セカンドステップ暴力防止プログラム（例えば、落ち着くステップなど）や3つの責任を共有した内容として手続きを進めている。セカンドステップについては、2013（平成25）年度から3年間、心理司が中心にグループでプログラムを実施、児童だけでなく寮職員も参加して学んでいった。現在は、グループプログラムとしては実施していないが、寮職員にプログラムの内容は浸透しており、生活場面面接の中でも取り上げられている。寮舎には「セカンドステップ」で学ぶ、「落ち着くステップ」が張り出してあり日常生活のなかで目に入るようになっている。

そして、修復的司法アプローチ（ゼアー2003）の考え方では、責任とは罰を受けることではなく、被害者に与えた害を認め、それを償う行動をとることと考え、その責任として、次の3つがあげられている。（藤岡2006）

- ・自らの行動の結果を引き受け、「問題とされる行動」を振り返る（説明責任）。
- ・その振り返りをもとに、将来の再犯を防止する（再犯防止責任）。
- ・被害者（家族や地域社会といったコミュニティを含む）に対する謝罪と具体的な償いの行動をとる（謝罪・賠償責任）。

セカンドステップの内容や3つの責任については、当学園だけでなく児童相談所での在宅指導でも用いられており、入所前から入所後も一貫して児童は取り組むことになる。筆者自身が児童相談所勤務の時に、大好きな憧れの若い女性教諭に精神的なダメージを与える性加害行為を起こしてしまった児童を担当したことがあ

る。この児童は当学園へ入所するにあたり、謝罪の責任として謝罪の気持ちを行動で表わすことが入所の動機づけになった。

現行司法制度と修復的司法制度における「責任」（ゼア、2003）

現行システム：加害者責任	修復的司法：加害者の責任
責任とは、罰を受けること	責任とは、被害者に与えた害を認め、それを償う行動をとること
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者は受動的役割 ・足りないことに焦点が当てられる。 ・負債は抽象的 ・賠償はあったこととしてもごくわずか 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者は能動的役割 ・強さに焦点が当てられる。 ・賠償／修復が当たり前

②手続きのプロセス

3つの責任のうちの1つ「説明責任」として臨床行動分析で用いられている機能分析（松見2009）を利用して、出来事（状況・行動）、そのときの気持ち、行動とその結果（いけなかったこと）について、担当者と振り返りを行う。さらに、再発防止の責任として、認知再構成法（大野2011）に基づき、可能性がある別の認知と別の行動選択について考える。

(2) 平常時の日常的な働きかけと危機場面や指導後の周囲の環境への働きかけ

以前だと、平常時と危機場面への対応は職員の意識としては別々になっていて、職員が労力をさかれる危機場面は無断外出や児童間や対職員暴力対応であり、止めることに終始することになって、その防止策までは意識が及ばなかった。

現在だと、事実確認しながら、どういった経過で今回の不適切な行動に至ったか話し合うなかで、児童本人の予防策を考えるとともに、周囲の環境にどのような働きかけをしたらよいかも検討している。児童全員を集めて、ある児童個別の課題としてではなく寮生活全体の課題として受け止め、防止策としてそれぞれが取り組

むことや新たなルールを設けることなどを説明する。例えば、ある児童が食事中に複数の児童同士が目を合わせながら繰り返しニヤニヤされたことがきっかけで、児童間暴力が起きた場合には、児童集団全体の課題として取り上げ、自分が複数の人から食事中にニヤニヤされたときにどんな気持ちになるか考えさせ防止に向けた働きかけを行う。

(3) SOSを発信する、受け取って対応

防止策として、まずは、トラブル行動を起こす前のきざしに子ども自身が気づくこと、そして、回避行動として、その状況から離れる、間を持つ（我慢する）、深呼吸する、違うことを考えるなど用意しておくわけだが、その場で出来ない場合には、きざしに気づいたら職員へ相談することとしている。SOSを発信する技術と力を育てる訳である。

SOSを受けて職員は面接・調整を行うこととなる。近年はトラブルが発生する前に児童から職員へ相談してくることが多く、その内容のほとんどは対人関係上の事柄である。

社会的養護が必要とされる児童たちはこれまで育ってくる中で、SOSを出しても受け取ってもらえなかったり、受け取ってもらえても何も助けがなかったりした経験が積み重ねられたために、SOSを出さなくなっている場合が多い。経験不足の児童たちにはSOSを発信して受け止め対応してもらおう経験が必要である。

(4) 問題行動の事後処理だけでなく成長のチャンスとして実施

以前、無断外出や児童間や対職員暴力対応等に職員が多くの労力を割かれる対応が続いていた頃、児童の成長や課題の克服よりはとにかく止めることに終始して短期的な解決や事後処理に意識が向きがちであった。このようなときには、成長や課題克服の視点がぼやけたままに生活場面面接を行ってしまい、面接の中身がないまま、ただ、「暴力を振るったから」、あるいは、

「物を壊したから」とだけ伝えて特別日課を始めがちだった。児童にとって特別日課は単なる罰になってしまっていたと思われる。

現在は、生活場面面接を実施するなかで、課題に向き合うためには生活場面面接だけでは不十分であり、児童集団から離れて個別に集中的な指導が必要と判断された場合に特別日課、個別日課を実施している。目的と課題を説明のうえ、特別日課、個別日課を申し渡している。そして、共有化と一貫性として、3つの責任を果たす内容としている。日課に対応する職員が短期的な解決のために罰を与えているよりも、成長を目指しているように意識する方が対象児童の内面や本音を引き出すことができ児童の理解が進むように思える。

2 生活場面面接の延長線上として特別日課、個別日課を実施

生活場面面接の手続きと同様に、その延長線上にある特別日課、個別日課も手続きが共有化して一貫性を持って進めることができる。職員個人の経験や力量によるものではなく、学園の自立支援システム形成アプローチの1つとして機能できる。

特別日課や個別日課が多かった時期には、「(特別日課や個別日課は)安心安全のために必要。」「特別日課になってしばらくみんなから離れて反省した方がいい。」と児童たちの声をきくことがあり、児童集団のなかにも共有化されたシステムになっていると感じた。

システム形成アプローチとしては、暴力防止のための「安全委員会方式」(田嶋2016)が知られている。これは職員個人の経験や力量ではなく、チームアプローチとして暴力を防止、安全な環境をつくっていく。暴力というかたちで爆発した児童の感情や行動を児童・職員がチームとして繋がり収めていく壺や器になるイメージを筆者は持っている。創始者である田嶋氏が考案された、「壺イメージ療法」(田嶋2019)

と「安全委員会方式」の2つの機能は重なるところが大きいと感じている。

そして、ただ単に、感情や行動の爆発を取めるだけではなく、爆発のなかにある本音や願望、解決や成長への資源を発見できることがある(永島1996)。

修復的司法アプローチとして実施した生活場面面接の延長線上に位置するため、特別日課も修復的司法アプローチとして進めていくことになる。罰を受けるのではなく、3つの責任を果たして再び学園生活というコミュニティーに受け入れられ戻っていくためのものである。

謝罪の責任には具体的な償い行動が含まれる。周囲へ与えたマイナスの影響にたいして、役に立てる行動によりマイナスを少しでも埋め合わせる、できれば、現状よりもプラスになることを目指す。

1990年代当初の頃、多数の児童が同時に特別日課に取り組んだ時、雨が降るとぬかるむ中庭に本館昇降口までの道を作ったことがある。真砂土を運びローラーで固める作業を職員も一緒になって、汗を流しながら取り組んだ。この道が完成してからは、雨の日でも学園の児童・職員が靴を汚すことなく歩けるようになり、みんなから感謝されることになった。問題行動の結果、取り組むことになった特別日課をとおして、学園全体に貢献する機会を与えられた訳である(永島1992)。そして、この道は改築工事が着工されるまでの約30年間、毎日、本館と寮の行き来を助け続けることになった。

もちろん、当時の職員は「3つの責任」は知らなかったが、これまでの経験の積み重ねのなかから特別日課での取り組みの1つとして、貢献できる機会を作れたと思う。

特別日課は罰ではなく、児童たちが成長していくための自立支援の重要なツールの1つであるといえる。特別日課実施にあたっては、通常的生活日課から離れて個別に支援するため、児童たちは実施期間中に制約がある生活を送ることになる。懲罰でないことも含めて、特別日課

を実施する目的、理由、内容について、入所前に児童、保護者に説明のうえ、了解を得ておく必要がある。「説明責任」は児童の不適切な行為だけでなく、私たち職員の支援行為にも求められている。特別日課を実施する目的、理由や内容について、保護者へ説明の上、了解を得るためには修復的アプローチの考え方は有効である。

3 新寮舎男子寮小規模3ユニットの活用(寮替え、部屋替え)

1990年代当初、通勤交代制として男子寮は2寮、夫婦小舎制として女子寮は1寮であった。

のち、男子寮は職員勤務体制としては合併して1寮体制となったものの、寮舎の建物は引き続き2棟あったので、2棟を本寮舎と小規模寮舎として運用することになった。

女子寮は夫婦小舎制であったが、1990年代に段階を経て通勤交代制へ移行した。女子寮は入所児童数に合わせて、現在も1寮である。

その後、男子寮は本寮と小規模寮を利用して、児童集団の状況や問題行動への対応にあたり、2つの寮舎を利用して、児童同士の組み合わせを考え集団を2つに分けることで、児童の安定を図るようになった。元々、各寮舎のなかで、児童の部屋替えにより、トラブルが起きそうな児童同士は部屋を離す、問題行動を起こしそうな児童は事務室に近い部屋に、安定して生活できている児童は事務室からなるべく離れた居室にして自主性を見るなどはしていた。この応用として2寮舎による集団分けをおこなうようになった。

中学生集団から小学生を離し、その小学生の面倒を見るために研修科生を小規模寮で一緒に暮らしたり、また、暴言や性加害行為のターゲットとなりやすい児童が小規模寮を利用することもある。いずれも、児童集団の安定化を図るのに有効である。

2022(令和4)年8月から男子寮新寮舎が運用開始となり、小規模ケアとして、3ユニット

化になった。これまでよりも分ける寮舎が1つ増え、いっそう、有効な使い方が出来ると考えられる。

4 仕組み、約束、ルールは自立支援のため必要なものとして、入所前に説明、了解を得ること

生活ルール、特別日課・個別日課や、段階的な家庭実習はすべて、学園で生活しながら、児童が課題に向き合い、支援目標達成を支援してくために必要なツールだが、一時的に生活空間を一部制限することがある。法律上の根拠はなくあくまで、支援に必要なために行うものなので、目的と必要性について入所前に児童・保護者へ説明して了解を取っておく必要がある。

1990年代当初には、入所前に必ず説明することにはなっていなかったが、近年は児童相談所と一緒に、入所前、主に見学時に児童・保護者へ説明して了解を得ることになっている。

5 親子関係構築支援

(1) ショートステイハウス

以前に職員宿舎だった平屋家屋2棟が学園敷地内にあるが、1990年代当初から、これをショートステイハウスとして利用することとなった。主には、児童・保護者の面会や宿泊だが、他にも、女子児童の茶道、就労一人暮らしを前にした研修科生が生活準備のためのプログラム、出し物の練習、近年は新型コロナウイルス感染対策として隔離療養場所として想定など、多目的に利用されている。

入所する児童の多くは親子間に葛藤を抱えており、互いを少しずつ受け入れていけるように、面会→外出→宿泊面会→家庭泊と、段階を経て家庭実習を進めている。

宿泊面会は、1990(平成2)年4月、ショートステイハウス利用ができるようになってから始まり、2021(令和3)年9月からは新寮舎が

完成して自立支援室(トイレ・バス・キッチン付き)も利用ができるようになっている。ショートステイハウス利用ができて、段階的に家庭実習を進めることが可能となった。学園所在地に近いところに居住する保護者は学園まで自家用車で来て、負担少なく面会・外出できるものの、東西に長く、また、離島がある当県では、県西部や離島に住む保護者が当学園まで来てもらうことは負担が大きい。ショートステイハウスがなければ、段階なくいきなり家庭泊というケースもあった。

家庭実習だけでなく、園内での年間行事(入学式、学園・分校公開日、体育祭、卒業式など)での児童の晴れ舞台を見に来てもらうにあたり遠方に居住する保護者の金銭的な負担が減り来園してもらいやすくなった。

(2) 家庭実習回数の増と家庭実習の位置づけ

現在、「家庭実習」と呼んでいるが、1990年代当初には、「帰省」と呼んでいて、年間の行事として、帰省期間は年3回、夏休みと冬休み、春休みの時期に合わせてあった。当時から、すべての児童が同じ日数帰省できるわけではなく、児童によって日数に差があったり、残留する児童がいる。

現在では、長期休み期間だけでなく、週末に1～2泊の外泊も加え、ほぼ毎月家庭実習を行っている。

児童自立支援施設運営ハンドブックにあるとおり、「日々の生活の目標をもたせるためにも帰省を有効に位置づける必要がある。」(西浪2014)ため、当学園では、学園内でできていること、身についたことを児童は家庭でもできるように実習してくることを目的として、「帰省」から「家庭実習」へ名称が変更になった。集団生活から離れて家庭でリラックスして学園へ戻ってくることは大切だが、退園後に家庭での暮らしや親子関係再構築を見据えて学園で身についたことできていることを家庭でもできるように定着させることが大切である。家庭で過ご

すのは短い期間ではあるが、「あいさつができました。」「履物をそろえるようになりました。」「自分で食器を洗うようになりました。」などの変化を保護者からきくことができる。

そして、家庭実習の目的は、「学園生活を安定して送るなかで、できていること、身についたことを家庭でもできるようにする。」ことであり、学園生活を安定して送れてこそその家庭実習と位置付けられている。児童に不安定さがあつたり問題行動があつたりすれば、家庭実習よりは学園の生活の立て直しが優先される。そのため、問題行動等があつた場合には、特別日課等による生活の立て直しを行い、その月の家庭実習は来月へ持ち越されることになる。学園で安定した生活があつての家庭実習と考えているからであり、学園で生じた不安定さを未処理のままに家庭へ帰つた場合、家庭で不安定さをさらに増幅してしまうリスクも考えてである。

近年当学園では、無断外出が極めて少なくなっている。1990年代以前から、児童集団が一度不安定になると無断外出が繰り返され、逃げないように見張ることと、無断外出した児童を初動捜索したり迎えに行くのが一時的にも主な仕事になることがあり、業務全体のうち割合は高かった。しかし、現在は無断外出への対応はほとんどなくなっている。

複数の男子児童からそれぞれにこんなことを聞いたことがある。「無断外出して家に帰つたら、連れ戻されて特別日課になるから、その月は家庭実習が無くなる。それよりは無断外出せずに我慢して、家庭実習で帰つた方がいい。」

このような発言を複数の児童から聞いて、合理的な考え方だ！と思い、無断外出が減つたのは、児童の質が変わつた面があるかもしれないと考える一方で、児童たちが無断外出か家庭実習か合理的に選ぶようになる効果があるとも考えた。

応用行動分析学の考え方で、その行動（無断外出）の結果、得ているもの（家庭実習）が無くなれば、その行動（無断外出）は起きにくく

なる。好子消失による弱体化に伴性である（杉山1998）。

6 児童相談所他関係機関との協働

(1) アドミッションケア期

①入所前に児童相談所からケース説明

当学園入所の方針決定がされると、入所に向けてケース概要の説明と入所へ向けてこれから押さえておくべき課題（児童・保護者・ソーシャルワーク）や動機付けについて児童相談所と当学園とで、意見交換を行っている。

1990年代当初には実施はあいまいであったが、現在は必ず行うこととなっている。

措置権者として児童相談所は入所がどうして適当なのかという説明があり、当学園からは入所後児童にとって最善の支援を提供するには何を押さえておくかという視点から意見交換させてもらっている。特別支援学校高等部へ進学する児童が増える傾向にあり、当該児童は中学3年1学期当初から、遅くとも1学期終わりから見学、体験が始まるため、この時点では、退園後の生活の場は自宅なのか、自宅以外の社会的養護施設等なのか生活の場をある程度は絞っておく必要がある。そのため、中学2年生3学期～3年生1学期の入所時点である程度、退園後の出口（生活の場と学校）を想定してもらうことにしている。

特別支援学校に限らず高校も含めて、どこの地域の学校か決まらないから生活の場が決まらない、あるいは、家庭復帰かどこの施設に入所なのか生活の場が決まらないからそこから通学できる学校を決められない状態に陥ってしまうと、中学3年生2学期になっても出口が見えなくなり、先が見えない児童本人は不安定になってくる。入所時点で出口は決まらないものの、生活の場と学校について想定されるいくつかの方向を児童・保護者・児童相談所とで話し合ってもらい、それぞれの方向で進めるにあたっての課題について共有しておいてもらうように、

この入所前ケース説明時をお願いしている。

また、中学3年生3学期まで当学園に在籍する場合、卒業式を当学園の分校か原籍校かどちらで迎えるのか、入所後に意向が変わることがあったとしても入所前に児童・保護者の意向を確認のうえ、入所前に調整をしてもらっている。

入所時点では決めることができなかったため、卒業式については入所後の課題として中学2年生時に入所したケースがあった。卒業式は当然原籍校というのが保護者の考え、一方、卒業式のためにわざわざ中学3年生3学期の途中から戻ってくるのは、卒業証書は原籍校となるものの、慣れた学園生活からの急な環境の変化は児童本人にとって適当ではないのではないかというのが原籍校の考えであったが、入所後に時間をかけて調整することができた。学園生活を送るなかで児童の生活は落ち着き、行事や家庭実習での児童の姿を見るなかで、保護者の考えが変わり、この子の母校は分校であると考えここで卒業式をむかえることになった。

援助指針のなかには、児童・保護者の長期的・短期的目標と援助上の課題等を記入することになっている。受け入れ施設としては入所してからの支援にあたりここが大切であり、意見交換のウェートが大きくなる場所である。主訴に対してこれから取り組んでいく目標・課題はつながっているか、主訴の発生機序をどのように考えるか、十分に検討してもらい、児童・保護者と共有しておく必要がある。そして、課題は児童が理解して取り組めるところまで落とし込み、自分の言葉で話せるくらいまで持っていけるとありがたい。また、課題は児童だけでなく、保護者も同じである。近年、学校や地域といった家庭外での非行行為よりは家庭内での不適切な行為が主訴だったり、児童虐待認定されていたりする入所児童が多い傾向にある。児童からすれば、「親が悪いから子どもは主訴にいたったのに、子どもだけを悪者にして施設に入れるのはおかしい。」と考えがちである。家庭から排除されたと受け止めるようでは、施設

入所は児童にとって利益があるところが心の傷にもなりかねない。保護者に落ち度があるということではなく、児童の自立に向けては、児童だけでなく保護者の理解・協力・支援が必要であるという前提のもと、何が課題なのか話し合い、児童と保護者がともに課題に取り組んでもらえるように、この入所前ケース説明でお願いしている。

家庭実習時には、児童だけでなく保護者の課題も実習中の評価項目となる。特に、児童虐待認定されていれば、安全・安心に生活できているかは必須の評価項目である。虐待的環境にあり、退園後に在宅生活を送ることに地域から反対の声がある家庭においては、安心・安全に家庭実習を過ごせた実績が納得の材料となる。

児童指針票に、児童・保護者・学校・地域の目標や課題を記入して終わるのではなく、それぞれが、理解して取り組めるところまで話し合っておくことが大切である。

このまま在宅生活を送ってはいまざいことになる、このままでは将来進学就職が難しくなるなど、現状が続いたらどうなるか想定される結末に児童の意識が向かい、想定される結末を変えるために家庭を離れて自分の課題に向かおう、あるいは、向かわないと後がないという気持ちが芽生えるように児童へ動機付けをしてもらうこととなる。

児童相談所担当者にとっては、入所に向けて進めていく作業が増えるため負担をかけることになるが、入所前に地ならしをしておくことは入所後に発生する問題を防ぐことになり、児童相談所にとっても損失はない。

入所前に児童相談所からのケース説明が定例化した近年、入所にあたっての児童・保護者の不満が大きく、納得不十分のままにいるケースはみられない。結果、入所前に整理されていないために、入所してから問題を引きずっていたり発生したりすることを防げており、入所中に課題と向き合うことから派生する問題対処に集中できている。

②入所が続く場合、受け入れ態勢が整うまで
(最低2週間を目途)入所間隔をあけること。

1990年代当初にはなかったが、その後、寮の崩壊を経験するなか、その防止策として、児童相談所の理解と協力の上、現在は、このように申し合わせ事項としている。以前なら、1週間に2人、ひどいときには同日の午前1人、午後1人の入所があったと聞く。

入所した児童が学園の生活ルールに慣れ、無断外出することなく安定して集団生活を送れるようになることが最優先である。また、新入児童が入ると、これまでいた児童たちに影響があり人間関係が揺れるため、落ち着く時間が必要である。新入児童が安定して集団生活を送れず、また、児童の人間関係が揺れているままに次々と新入児童が増えると不安定化してくる。寮崩壊からの教訓である。

ただ、申し合わせ事項となってからも、実際には、家庭裁判所審判により1週間に2人入所したり、4か月で8人入所、2週間間隔で連続して3人入所することはあった。その結果、寮の生活ルールは曖昧になり、また、児童の人間関係は揺れて対人トラブルは多くなり、寮職員は対応に追われることになった。この経験からも受け入れ態勢が整うまで入所間隔を開けることは寮の児童集団の安定を図るためには必要と考えている。

(2) インケア期

児童相談所他関係機関との連携として、当学園が主催して各児童相談所ごとに関係者連絡調整会議(ブロック会議)を年2回開催している。

1990年代当初には、関係機関との会議は必要に応じて開催されていた。当時、特に退園後、原籍校復帰にあたり、原籍校から復帰を反対する声が児童相談所に届き開催されることが多かった。

この頃、中学3年生の後半に退園、家庭と原籍校へ復帰する方向で進んでいた児童の関係者

会議を思い出す。会議の場で、原籍校からは復帰するとはこれまで聞いていなかった、原籍校へ復帰すると入所前の仲間と交遊が始まり、せっかく落ち着いた児童本人が入所前と同じ状態に戻ってしまうため、このまま学園で安定した生活を送る方が児童本人のためだと原籍校が主張する一方、私たち学園としては、児童本人は原籍校復帰を目指して学園生活を頑張っており、また、学園生活は地域生活経験を剥奪している面もあり頑張り安定した生活を送れている児童は学園生活を長く引っ張らない方がよいと主張する。これを受けて原籍校からは地域生活から離れても学習権を保障出来るようにと分校設置されたわけだから、分校でしっかりみていただきたい、原籍校では本人が学習できない状況になる…といったやりとりが続いていた。

原籍校としては在学中に復帰はないと思っていたところ、急に復帰と聞いたことに驚きと準備ができていなかったと思われる。

その後も、退園にあたり同様なことは続いていたが、1995(平成7)年度からは設置要綱を定め、必要に応じてではなく定期的に開催することとなった。退園の準備が始まってから原籍校他関係機関と連絡を取りだすのではなく、定期的に関係者会議を開催することで、児童の課題達成に向けた現状と今後の方向性について共有しながら進めていくことが出来ている。

近年は、さきほど触れた過去経験したような状況はなく、関係機関と協力できている。

IV おわりに

高機能化、多機能化を検討していくにあたっては、過去から現在まで試行錯誤を繰り返しながら継承され機能発展してきたことをおさえたうえで、その延長線上として検討していく必要があると考え、当学園ではどのようなことがあったか概観してきた。

継承されながら機能発展してきたことは当施

設だけでなく、どの施設にもあることであり、各施設が刻んできた歴史や培われた特性をみることができるだろう。

ここで、タイトルである経験知蓄積による機能発展について、1990年代に発表された日本発の経営論であるナレッジマネジメント(Knowledge management)の理論に沿って考えたい。元々、企業経営から生まれたため、紹介されている実践例は企業経営ばかりだが、福祉施設経営にも有益であると筆者は考えている。

紺野(2002)によれば、「ナレッジマネジメントは個々人の知識や企業の知識資産(knowledge asset)を組織的に終結・共有することで効率を高めたり価値を生み出すこと、そして、そのための仕組みづくりや技術の活用を行うこと」だという。児童自立支援施設におけるナレッジマネジメントとは、職員が児童の自立支援を行うなかで得た知識(Knowledge)を施設全体で共有して活かす施設経営手法の1つといえるだろう。

さらに、知識は、主観的で語りえない「暗黙知」と、客観的で言語化された「形式知」の2つに分類できるという。個人や集団に属する暗黙知をいかに共有可能な形式知に転換するか、はナレッジマネジメントの中心課題の1つである(図1参照)。続けて、「知識創造」は、暗黙知と形式知の相互作用プロセスであり、「組織的知識創造」とは、個人・集団・組織全体の各レベルでその環境から知りうる以上の知識を新たに創造することである。そして、知識創造プロセスは、暗黙知と形式知の相互変換であり、その循環的なプロセスを通じた知識の質的・量的な発展である。(図2参照)

児童自立支援施設の営みの中で積み上げられてきた「暗黙知」を、書物や研修から入ってくる言語化・社会化された「形式知」と相互作用を繰り返す中で、新しい在り方が創造されてくる。したがって、児童自立支援施設における「知識創造」は、機能発展にあたると思われる。

野中・竹内(2020)は、組織的知識創造とは、

暗黙知と形式知が、共同化、表出化、連結化、内面化の4つの知識変換のモードを通じて、絶え間なくダイナミックに相互循環するプロセスであるという(図3参照)。共同化は相互作用の「場」をつくることから始まり、表出化は有意義な「対話すなわち共同思考」によって引き起こされるとする。「組織的知識創造は個人レベルから始まり、メンバー間の相互作用が、課、部、事業部門、そして、組織という共同体の枠を超えて上昇・拡大していくスパイラルプロセスなのである。(図4参照)」

当学園において、「相互作用の場」であり、「対話」がみられるのは、フォーマルなものとしては寮舎会、インフォーマルなものとしては、児童就寝後に当直職員が深夜にその日の振り返りをしたり、あるいは、日中に当直明け職員や児童対応から外れた職員同士がゆったりと話し合ったりしたりする時間のなかで見つけることができる。互いがしっかりと話し合う相互作用の中で有効な知識創造が生まれているに違いない。

当直勤務の時、児童就寝時間が過ぎてから、寮の隣にある農園からチンゲン菜を採ってきて、できたてのインスタント担々麺に入れ、その日の当直の仲間たちで熱々の麺をすすりながら熱く語り合い、その日の振り返りを行っていた時間を思い出す。語り尽くす言葉と言葉が交わされる時間が新たな機能発展につながってきたに違いない。

今後の児童自立支援施設の機能発展を考えるにあたっては、暗黙知と形式知の相互作用をとおして、4つの知識変換モードを相互循環することが重要だと考える。そのためには、互いに対話できる場が必要であり、寮舎会や児童就寝後の話し合いは必要不可欠な時間と場になってくる。時代の要請やトップダウンとして向けられるものとするり合わせながら、日頃の話し合いの成果を形式知へつなげていく必要があると考える。

このような営みのなかで、試行錯誤を繰り返しながら経験知が蓄積され次の世代へ継承さ

れ、将来に向けて機能発展していくに違いない。

引用文献

- ・相澤孝予 (2013). 「第 6 章生活場面面接」. 「生活の中の養育支援の実際」明石書店、111-130 頁
- ・相澤仁・西田信之 (2014). 「第 11 章 行動上の問題行動への対応と特別支援日課」. 施設における子どもの非行臨床. 明石書店、199-208 頁
- ・相澤仁 (1998). 「教護院における生活教育的アプローチ」. 非行臨床の実際. 金剛出版、160-183 頁
- ・相澤仁 (2001). 「これからの児童自立支援施設に期待するものー継承すべきものと改革すべきもの」. 非行問題 No207、全国児童自立支援施設協議会誌、87-101 頁
- ・今村献一郎 (1984). 「生活場面面接のすすめ」. 非行問題 No. 188、全国教護院協議会誌、46-64 頁
- ・岩田智和 (2021). 「児童自立支援施設における施設機能の強化に向けた取り組み～多種職、他機関との協働による高機能化・多機能化を目指して～」. 非行問題 No. 227、全国児童自立支援施設協議会誌、280-296 頁
- ・大野裕 (2011). 「はじめての認知行動療法」. 講談社、145-184 頁、(講談社現代新書)
- ・大原天青 (2016). 「生活場面面接の理論と実際」. 非行問題 No222、全国児童自立支援施設協議会誌、204-213 頁
- ・大原天青 (2019). 「第 4 章生活場面面接の理論と実際」. 感情や行動をコントロールできない子どもの理解と支援. 金子書房、101-159 頁
- ・河尻恵 (2022). 「児童自立支援施設の動向と課題」令和 4 年度全国児童自立支援施設長会議講演資料
- ・紺野登 (2002). 「14 暗黙知と形式知」. 「19 知的創造のプロセス」. ナレッジマネジメント入門. 日本経済新聞社、38-39、48-49 頁 (日経文庫)
- ・島根県立わかたけ学園及び大野原分校教職員 (1991). 「中・四国教護院の現状と将来ーわかたけ学園」及び「わかたけ学園大野原分校の 1 学期」. 非行問題 No. 197、全国教護院協議会誌、34-44、128-138 頁
- ・杉山尚子他著 (1998). 「行動分析学入門」. 産業図書、58-69 頁
- ・田嶋誠一 (2016). 「第 13 章その場がかかわる心理臨床を越えてーその 1 安全委員会方式の実際」. その場で関わる心理臨床、遠見書房、255-266 頁
- ・田嶋誠一 (2016). 「私はこんなことをやってき

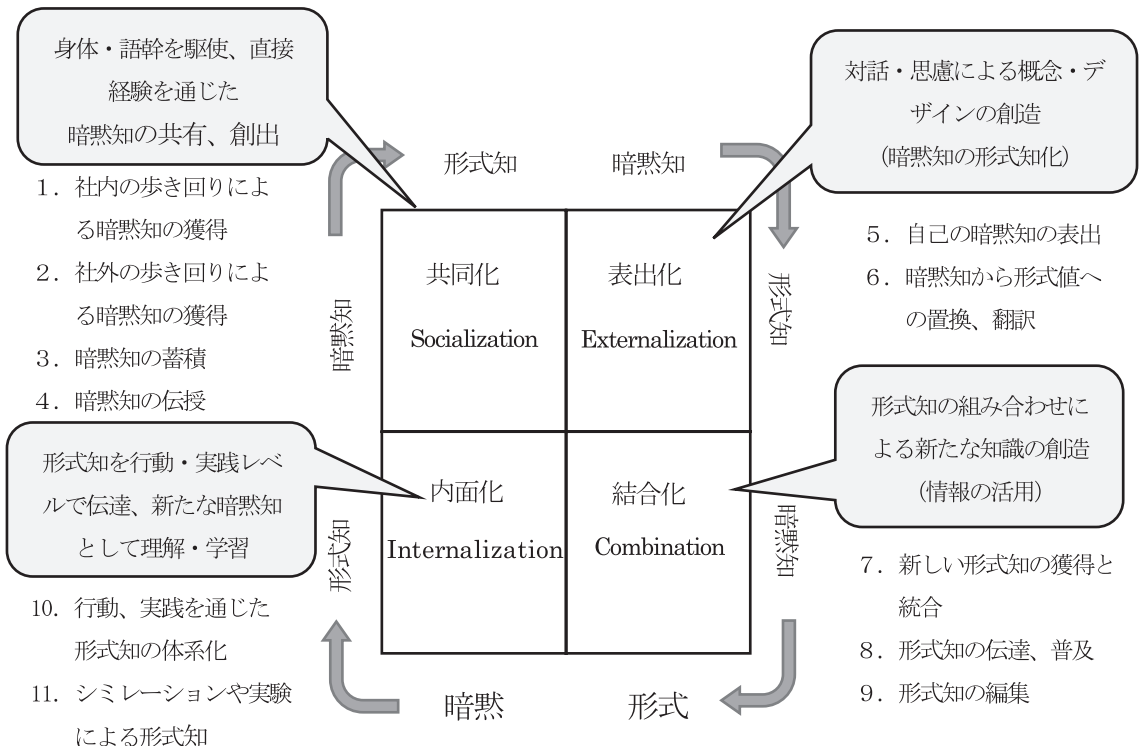
- た③システム形成型アプローチ」. 現実に介入しつつ心にかかわる展開編. 金剛出版、271-290 頁
- ・田嶋誠一編／成瀬悟策監修 (2019). 「壺イメージ療法」. 創元社、全 399 頁
- ・富田拓 (2017). 「守るために、変えてゆく～「経験知を積む仕組み」試論～」. 非行問題 No. 223、全国児童自立支援施設協議会誌、4-25 頁
- ・永島正治 (1992). 「子どもたちに願うもの」. 非行問題 No. 198、全国教護院協議会誌、131-133 頁
- ・永島正治 (1996). 「教護院におけるリアイティーセラピーの活用」. 現実療法研究第 3 巻第 1 号、現実療法学会誌、21-28 頁
- ・西浪祥子 (2014). 「第 13 章家庭環境の調整、第 2 節家庭環境調整の方法、6. 帰省」. 児童自立支援施設運営ハンドブック. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、P262
- ・野中郁次郎、竹内弘高 (2020) 「第 3 章 組織的知的創造の理論」. 知識創造企業 (新装版). 東洋経済新報社、93-154 頁
- ・野中郁次郎、紺野登 (2000). 「知的経営のすすめーナレッジマネジメントとその時代」. 筑摩書房、104-124 頁 (ちくま新書)
- ・ハワード・ゼア (2003). 「修復的司法とは何か：応報から関係修復へ」. 西村春夫他監訳、新泉社、288 頁
- ・藤岡淳子 (2006). 「性暴力の理解と治療教育」. 誠信書房、99-103 頁
- ・ユナス・ランメロ、ニコラス・トルネケ (2009). 「臨床行動分析の ABC」. 松見淳子監修、武藤崇、米山直樹監訳、日本評論社、25-93 頁
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課委託事業 (2020). 「児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式報告書」

図1 暗黙知と形式知

暗黙知 Tacit Knowledge	形式知 Explicit Knowledge
<ul style="list-style-type: none"> ・言語化しえない、言語化しがたい知識 ・経験や語幹から得られる直接的な知識 ・現時点での知識 ・身体的な勘所やコツと結びついた技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語化された明示的な知識 ・暗黙知から文節される体系的知識 ・過去の知識 ・明示的な方法や手順、事物についての情報を理解するための辞書的構造
<ul style="list-style-type: none"> ・主観的・個人的 ・情緒的・情念的 ・アナログ的、現場の知 ・特定の間人や場所、対象に特定されたりすることが多い。 ・身体経験を伴う共同作業によって共有したり、発覚したりすることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的・組織的 ・理性的・論理的 ・デジタル知。論理的 ・情報システムで補充することによって、場所の移動や転移が可能 ・言語的媒介を通じて共有したり、編集したりすることが可能

出典：野中郁次郎、紺野登（2000）

図2 暗黙知と形式知の相互作用プロセス



出典：野中郁次郎、紺野登（2000）

図3 知識スパイラル

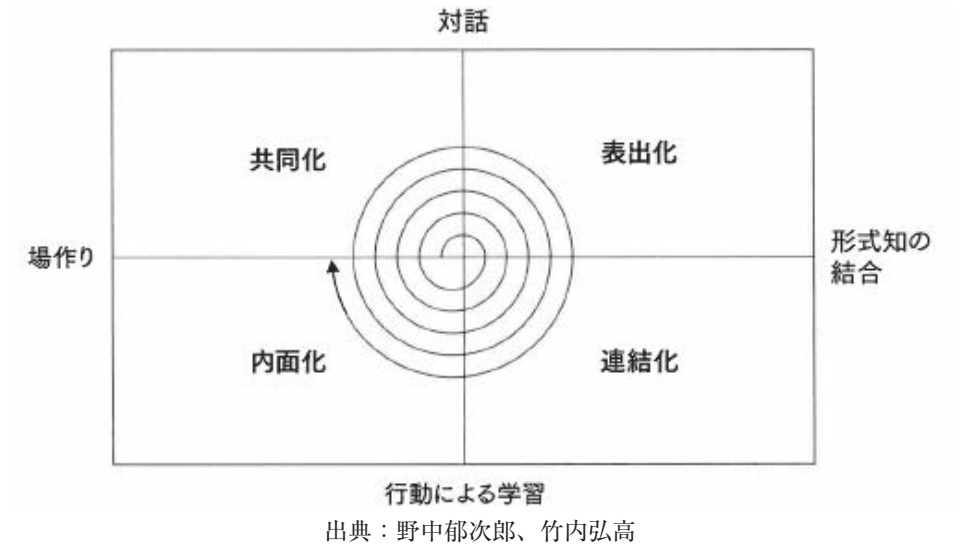
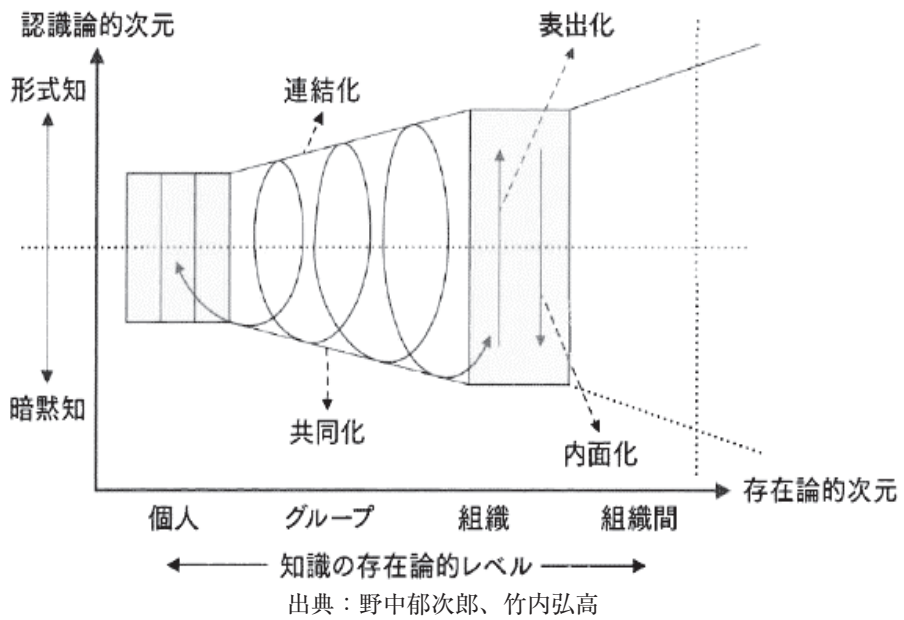


図4 組織的知識創造のスパイラル



児童自立支援施設における出口問題

～高機能化・多機能化は高校中退者へ届くのか～

大分県立二豊学園（児童自立支援専門員）

みしろ ようすけ
三代 陽介



はじめに

2016年、改正児童福祉法において子どもの家庭養育優先原則が明記された。このことにより、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が作成され様々な取り組みに対し「見える化」を目指した。なかでも、各都道府県においては施設の小規模かつ地域分散、高機能及び多機能化や機能転換に向けた取り組みの展開が喫緊の課題となった。とりわけ、児童自立支援施設においては、極めてケアニーズが高い子どもが多く在籍しており、そうした子どもへの個別対応や、そのことを背景とした小規模化や多機能化に向けた在り方が検討されることとなった。このような議論の背景には、社会的養育（代替養育）がケアニーズに応じた支援が適切になされ、より良いものへ早期に実現を図っていこうとする考えがある。これらを考えていくときに参考となるのが2020年3月に三菱UFJリサーチ&コンサルティングが示した調査結果である¹⁾。調査結果からは、各施設とも集団的な指導の枠組みを基盤としながらも、個々の児童への関わりを高めている状況がわかる。しかし一方で、各自治体の定数管理下における人員体制や財政問題により、社会的養護全般に渡りニーズに応えられていない現状が浮き彫りとなっている。このような状況の中、児童自立支援施設として新たに持つべき役割や機能はどうあるべきかという視点での検討が求められている。

では、期待された役割を担うためにはどのような取り組みが求められるのであろうか。そこで登場するのが巻頭論文と特集の共通テーマで

ある「高機能、多機能化」に向けての観点である²⁾。前述の調査による報告書のとりまとめから抜粋すると以下の通りになる（表1）。

表1 高機能・多機能化への観点

高機能化に向けて	
①	医療との連携強化
②	心理療法担当職員の配置強化
③	個別対応のための寮職員等の配置強化
④	施設内における学校教育の充実
⑤	家庭復帰の厳しい中卒児童への対応強化
⑥	施設におけるアフターケア体制充実、地域資源と連携による重層的な体制作りの検討
⑦	職員の専門性向上及びメンタルヘルスに関する取り組みの充実
⑧	児童相談所との連携強化
多機能化に向けて	
①	通所機能、短期入所機能
②	一時保護児童の受け入れ
③	専門職の育成・資格取得、専門里親等への研修、実習の受け入れ

出所：UFJリサーチ&コンサルティング（2020）

本論文では、紙面の制約上により全ての項目への分析・言及を行うことは難しいため、全国の施設の共通課題でもある児童の出口支援である高校進学と中退問題について考えていきたい。なお、教護院の時代より高校中退者はもとより「退所児童に対する支援をどのようにしていくか」という課題については、現場レベルで長らく取り組んできた内容である。多職種連携や専門職の育成などの高機能・多機能化問題は改めて分析することとして、本論文は、現代日本社会における若年者を取り巻く実情を高校中退問題という切り口で分析することに焦点を合わせたい。表1の分類で示せば「高機能化」に

ついて④、⑤、⑥、⑧が「多機能化」では①、②が関連する内容であると位置づけられる。

【Keyword:進路選択、中退、生きづらさ、貧困】

1 問題の設定

本論文の目的は、児童自立支援施設を退所する児童の選択肢の一つである「高校進学」について考えていきたい。中学新規学卒者の進路選択として大きく分類すると、①就労する。②高校等へ進学する。③何もしない。以上、三つの選択肢が考えられる。①は、ハローワークや縁故により就労の確保、②は、本人の特性及び学力や経済問題が伴う。さらには家庭内養育か、社会的養護かなどの個別事情を勘案し絞り込んでいく。③は、傷病などで止む無く選択する場合はあるが、積極的な選択肢としては、やや想定しにくい。

わが国では、戦後急速に高校への進学率は上昇している。1954年には初めて50%超えとなり、1965(70%超)、1970年(80%超)、1974年(90%超)と拡大し、2010年では98%に達している。このような急速な教育機会拡大が見られたのは教育政策の功績といえよう。だが、一方では高校入学後に志半ばで退学する(せざるをえない)若者が存在しており、社会の関心が向けられている。これら中退者問題は1980年代には一定の注目を集めたものの、社会問題としては扱われず、2000年以降は減少の傾向にすらある。近年、中退者へ関心が高まっているのは、中退者へのパラダイム転換にある。これまで中退者に関しては、教育社会学を中心に様々な実証や検証が蓄積されてきた。だが、多くは、学業成績や高校格差、学校不適応との関連を分析することが重視され、中退者=高校教育のあり方やシステムの問題といった学校制度に注目するステレオタイプな議論が中心であった。文部省が公私立高校の中退問題について本格的に調査を行うようになったのも1982年度からである。かつて、1959年度に実施された

文部省による高校生の総合的な調査には、退学者についての調査が含まれていた。しかし、この時は、定時制高校を主たる対象として分析したものとなっている。この調査では、高校中退が、私立定時制高校の資質や高額な授業料に起因する問題や、勤労青少年の問題点が浮き彫りにされた。「定時制教育の改善策が、あらゆる視点から検討されなければならない」との問題に要約されるものであった(清田:2001)。次いで、全日制高校では中退率の推移は別の姿を見せる。清田らは、1976年度から継続的にデータが得られる東京都立高校について見れば、1970年代後半から80年代半ば過ぎにかけて、増加傾向にあるのが全日制高校の中退者であると位置づけた。その上で、1980年代以降に高校中退が社会問題化した背景には、全日制高校、しかも普通科での急増という、それまでにはない問題をはらむものと指摘した。さらに、中退状況に現れた新たな変化は、量的な拡大のみではなかった。中退について、従来から主な理由とされてきたのは、学業不振と問題行動であった。しかし、1979年度をMAXとして、その後は一貫して比率は減少している。1980年度の文部省調査からは、それまで存在しなかった、「不適応」と「進路変更」の2項目が追加されている。これらは、増加の一途をみせ、2022年の現在でも高校中退の中心的な理由となっている。

一方、若者自立・挑戦プラン(2003)以降、若者の生きづらさに対して世間の関心が高まり、支援の網が受けられない代表的な存在として高校中退者が注目されるようになった³⁾。その背景には、高校進学率が98.8%を越えるなかで中退を選択することは、貧困や生きづらさなどの社会問題へ直結する可能性が急速に高まっていくと考えられるようになったからである。すなわち、現実社会での若年期における自立(一人立ち)への難しさを物語っているに他ならず、本稿で改めて扱う意義はここにある。

2 進路選択と中退問題のパラダイム転換

戦後急速な高校進学率上昇の背景には、「進学を希望する者全員を高等学校に受け入れるべきである」、「高等学校教育を義務化すべきである」という考えが主張され、革新団体を中心に、いわゆる高校全入運動が展開されたことにある。2010年には進学率98%に達成し、義務教育終了後には大半の子どもが、高卒学歴を求める社会となり、学歴自体が地位を表示する機能を強く持つこととなった(天野:1983)。また、学歴が今日でも仕事や結婚といったライフチャンスに大きく関わり、人々の考え方やライフスタイルの選択にも強い影響を与えると考えられている。そのような状況下では中退者は社会的弱者に至る可能性が高いとの指摘もあり、厚生労働省では、関係諸機関と連携して地域若者ステーションを設置し、2010年度から高校中退者アウトリーチ事業を展開した。進路の決まらない高等学校中退者の訪問支援を実施し、学校教育から地域若者ステーション等への導きを行い、切れ目ない支援の展開を目指している(表2)。

表2 若者への政策展開

<ul style="list-style-type: none"> ・1990年代以降→若者失業率・離職率の上昇、若年者における無業者や非正規雇用従事者の急増といった問題が「社会問題化へ」。 ・1999年「第9次雇用対策基本計画」→若年者雇用対策が「一つの柱」。従来は雇用施策の主要な対象でなかった若者を、雇用に恵まれない存在として位置づけを改め、積極的支援の対象へ方向転換。 ・2003年6月「若者自立・挑戦プラン」にてキャリア教育の推進が掲げられた。「若者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)」設置提唱。 ・2004年6月「若年自立・挑戦プランの強化の具体的方向」 ・同年12月「若者の自立・挑戦のためのアクション・プラン」 ・2005年10月「若者の自立・挑戦のためのアクション・プランの強化」 ・2006年厚労省「地域若者サポートステーション事業」 ・2009年7月「子ども・若者育成支援推進法」 ・2013年「地域若者サポートステーション事業ありかた検討」→生活困窮者への生活支援策との連携が強調、包括的な支援策へのシフトを迫られた。
--

では、実際の中退者の意識はどのようにあるのだろうか。先行研究で明らかとなった重要な点は2点ある。まず、「中退を後悔している(23.7%)」に留まる反面、「中退後に高卒資格は必要(78.4%)」と考えている点。次いで、「中退を後悔していない」と考える者のうち、67.5%は「高卒資格は必要」と考えている点。すなわち、中退したことに対する後悔の低さと、高卒資格は必要だという認識の高さという一見相反

する感情を抱えている⁴⁾。かつて、教育が子ども達を引きつけていた理由として、学制公布(1872)以降、貧しい現在から豊かな未来への橋渡しをするものとして、学校には絶対性が付与されてきた。だが、豊かな日常生活が一般のものとなれば、唯一絶対のものとして、何としても登校しなければならないほどの価値を持ち得なくなったとの指摘もある(滝川:1996)。しかし、今日でも中学新規学卒者のほとんどが高校への進学を選択しており、就職は僅か0.2%に過ぎない(2020年調査)⁵⁾。

ところで、世間の意識は中退問題をどのように捉えてきたのだろうか。高校中退は、1970年代半ばに進学率が9割を超えて以降、限られた人々の話ではなく、誰もが経験し得る出来事になった(表3)。1980年代には文部省による追跡調査や中退者の受け入れを宣言する高校が登場するなど、新たな動きが見られる。ノンフィクション作家の金贇汀は『追跡高校中退(1986)』、『高校を考える-進学率93%と中退者11万人の亀裂(1987)』を発表し、主に神奈川県を舞台として中退問題を描き世論に問いかけた。1990年代では小林活夫の『ドキュメント高校生崩壊-1年間11万人を超える高校中退者の生態(1991)』や、神戸市御影に、不登校児や高校中退生のための私塾を設立した大越俊夫の『登校拒否・高校中退-親と子の闘いの記録-私たちはこうして立ち直った-(1992)』などが発表された。小林や大越は、主に中退後には大学資格検定(以下、大検)などを活用する選択肢の存在を提示している。事実、この当時大検の志願者は19,000人を越し、7割が中退者であると文部省調査で明らかとなっている(朝日新聞:1991年7月23日朝刊)。また、大検に関するものとして作家の稲泉連が、自身の体験を綴った『僕の中退マニュアル(1998)』を発表し大検合格までの軌跡を描いており、もはや高校中退という言葉は極一部の特別な人々の問題では無くなってきたといえるのではないかと。

2000年以降、若者の支援を行うNPOであ

る「さいたまユースサポートネット」の設立者である青砥恭の『ドキュメント高校中退-いま、貧困が生まれる場所 (2009)』では、中退を貧困問題に絡める議論が登場するようになる。また、この時期にはNPO「高卒支援会」主宰の杉浦考宣が『高校中退 - 不登校でも引きこもりでもやり直せる! (2014)』といった中退後の受け皿として通信教育などの活用を紹介するようになった。大検から通信教育への転換は多様な学びを後押しした教育改革の成果であるといえる。この転換もあって私立通信制高校の数が2000年代には急速に拡大した⁶⁾。

表3 高校中退者数の推移

年度	①全日制普通科	②全日制専門学科	③全日制総合学科	④定時制	⑤通信制	①～⑤合計
	中途退学者数(人)	中途退学者数(人)	中途退学者数(人)	中途退学者数(人)	中途退学者数(人)	中途退学者数(人)
平成2年度	60,887	39,564	-	23,078	-	123,529
平成25年度	23,924	11,389	2,584	12,240	9,786	59,923
平成26年度	21,260	9,248	2,219	11,319	9,345	53,391
平成27年度	19,650	8,035	2,101	9,769	9,708	49,263

(※1) 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

出所：文部科学省

だが、一方では中退者は支援が必要な若者とみなされるようにもなった。たとえば、2021年に出版された宮本みち子編集の『アンダークラス化する若者たち - 生活保障をどう立て直すか』では、中退者は雇用に恵まれず経済的困難に陥りやすく支援を必要とする若者として位置づけられている。すなわちこのような中退の社会問題化については、2000年代に入って、若者全体を巡る困難さが社会問題となり若者支援の必要性が次第に認知されるなか、中退者はリスクを抱える可能性のあるグループとして注目されることとなった。ましてや我々、児童自立支援施設の退所児童に至っては、実に8割は高校を中退するという一種の社会病理ともいえる状況が生じている⁷⁾。そこで、次節では児童自立支援施設の取り巻く状況を見てみよう。

3 児童自立支援施設における進路選択

2018年、厚生労働省の調べでは、社会的養護下で暮らす全国約42,000人の子ども達のうち、およそ2,000人が毎年18歳で自立を求められる。その多くの若者が住居費や生活費を自分で稼がなければならず、経済的な理由に加え体力的・精神的な疲労から、進学を諦める、あるいは就職しても長く続かない、といったケースも多い。「生活が不安定で継続的な養育を必要」と判断された場合は20歳まで(大学等就学中の場合は22歳まで認められることもある)は、措置延長することができるが、実際に2018年に措置延長を受けた子どもは2割に満たず、18歳を過ぎた子どもは自立を迫られることとなる。近年、社会的養護のもとで暮らす若者の高校進学率は、ここ数年上昇傾向にあるが、大学や専門学校への進学率は、児童養護施設児が約27%、里親委託児が約50%で、特に施設は全高卒者の約74%と比べて低い傾向にある。類似の調査として、東京都福祉保健局(2005)では、施設退所後半年未満で、地域や家庭、職場や学校でうまく適応できず退学・退園する児童は約4割にのぼり、非行に関わる者は4分の3に及ぶといった結果が明らかにされている。

次に児童自立支援施設の進路状況について見てみよう。一例であるが、1978年5月13日の視察時に用いられた本園の資料の中に示された「就職・進学状況(1973年～1977年)」を見てみたい(表4)。

表4 退園児童の就労・進学状況

西暦	住込、寮、下宿	自宅引取後就労	進学	県外就労	合計
1973	5	5	3	2	15
1974	4	0	2	2	8
1975	3	1	1	4	9
1976	3	2	1	0	6
1977	0	1	0	1	2

* 1973-1977 (延べ40名)

本園の退園児童の多くは、1976年まで住み込みを軸とした就労を基本としていたが徐々に県外への就職へとシフトしていった。またわずかながら進学の数値は確認できるものの、1973年～1977年高校へ進学した全児童7名に対し、特殊学級への進学は4名。57.1%が専門的な支援を求め進学をする形であった。住み込み（下宿）と引取り後就職、そして県外就職といった状況からも退園児童の出入確保は「就労確保」が課題であった。だが、状況は一変し近年では、児童自立支援施設においても、高校皆進学の様子がみられるようになり「進学先確保」が全国共通の重要課題となったのではなからうか。

だが、専門員の現場の声として、石飛（2011）によると進学した児童のうち1年以内の中退率は48.8%、就職した児童のうち1年以内の離職率は60.1%、また退所後1年以内の再非行率は16.7%という結果を明らかにしている。「退所後の児童は、早期の段階で課題に直面することが多い」と厳しい現実が浮き彫りになっている。

ともすれば、高校中退という選択は、自己責任という考えが今なお根強い。だが、中退者が置かれた家庭環境や社会状況に注目すれば、そもそも学校に対する意欲をそがれたり、在学しなくてもできない状況に置かれたりすることが要因にもなっているのではないか。具体的な調査として、東京都と連携し中退前後の生活状況と進路選択意識などを調査したものがある。中退後の進路は、学習面では再度中退後、何らかの教育機関に在学した者が3割強に達する。特に全日制高校の退学者では、通信制などに再入学する者が少なくない。更に、独学で勉強していた者も合わせると、全体の5割ほどに及ぶ。限られた経済的・文化的資源の中でも、中退後に何らかの学習・就労を経験し学び直しを試みる者は多い。しかし、一方では、中退者の学習のリカバリーを支える社会的条件や動機づけは、極めて短時間のうちに減退していったという結果も見られている。だとすると、中退者に対し支援機関や施設などは、どのように機能してい

るのか。同調査では、「特に利用したことがない」という回答は7割弱に及び、ほとんどの支援の場が利用されていないことが明らかとなっている。中退者の実情は独学も含め、「学び直しなどをしたい」と考える者が半数を超えているものの、上手く資源にアクセスできていないようである。また、内閣府調査では高校を中退した人や中学で不登校だった人の1割超がニートになっており、こうしたニートの5割以上は「就職に関する相談ができる場所」「技術や技能の習得を手助けしてくれるところ」を望んでいる（朝日新聞：2009年6月5日夕刊）。このような中退者の意識調査からも児童自立支援施設の高機能化・多機能化の目指すべき方向性が読みとれるのではなからうか。

4 まとめ

本論文では、児童自立支援施設退所時の選択肢の「ひとつ」、である高校進学を切り口として扱ってきた。高校中退に対して自己責任論が強い風潮であるなか、中退した当人たちは困難さや生きづらさを抱えているようにある。たとえば、一定程度の時間が経過した後に高校を目指すものもある。このように特定の社会問題が生じさせる原因が個人にあるのか、社会にあるのかという議論を喚起するのが中退者の存在なのである。我々、専門員は施設入所中共に起居し様々な体験を通じて信頼関係を構築していく。実際、高校進学時の進路選択の悩みや、中退後の就労を含む相談などは枚挙にいとまがないのではなからうか。近年、児童自立支援施設では、虐待を受けた経験（66%）、発達障害・行為障害等の障害をもつ子ども（35%）の統計からも、特別なケアが必要なケースが増加している。そのような近年の状況から、子どもが抱える問題の複雑さに対応し、個別の支援や心理治療的なケアなど、安全安心の生活を基盤にした、より高度で専門的なケアを提供する機能の強化が社会的に望まれている。特に専門員は児童にとつ

ては、余人に代えがたく、更なる専門性が期待されていくことになる。

本号の特集テーマである「高機能・多機能化」に関しては、時代的要請により避けては通れない取り組みである。だが、どうであろうか。難しく考える必要はない。制度化される以前から、我々現場の専門員にとっては、今まで行ってきたことばかりではないだろうか。これまで退所者にも公休日などを活用して informal な関わりを持ってきたのではなかろうか。そのような現場の声は全国から聞かれる。高機能・多機能化などを制度的に展開していくことは、教護の時代からの理念を formal な動きへと転換する契機であると言えよう。だが、今後の課題としては①寮職員のような親密な他者の育成をどのようにしていくか。②予防的介入はどうやってしていくかといった点にある。その上で、困難を抱える若者に対しての社会的支援、制度的支援を早急に検討すべきであり、児童自立支援施設の退所者をはじめ、もっと誰もが安心して成人への移行ができる社会へどれだけ近づけるかが重要となる。本論文では、高機能化・多機能化に向けての他の項目(冒頭の表1)については、十分な分析・言及は扱っていない。だが、地域への解放として、一時保護児童の受け入れをする際に、教育の保障をどうするか、といった点や、児童相談所との連携強化をしながら児童の退所後支援をどのように行っていくかなどのヒントは案外身近にあるのかもしれない⁸⁾。

たとえば、2020年新型コロナウイルスの驚異的な感染拡大により、子どもらが学校に通うことが難しくなったことは記憶に新しい。その時、登校できない時間帯を寮で生活するにあたって、「学校とは違って何か学ぶ機会を与えられないか」と寮職員は試行錯誤したのではないだろうか。このような状況に対して古典的名著として一冊の本が思い浮かぶ。『脱学校の社会』(1977)では、1977年に訳本が出て以降、版を重ね多くの人に読み継がれている。ある意味では今日の社会状況においては評価をしているかもしれな

い。筆者が、Ivan Illich から学べる点として、4つの網状組織を具体的に提唱している点にある。①学習者が、人生いかなる時も学習素材に辿りつける(教育的事物参考業務)②知識者と学習者との結びつけ(技能交換)③学習者の交流(仲間選び)④知識者が教えることを可能とする機会(教育者参考業務)である。端的に言えば、教える者も、学ぶ者もいつでもアクセス可能な環境づくりである。Ivan Illich が発表した当時は学校教育の代替案としては不十分とされ批判されるも、今日のような高度情報網の社会(ZOOM等の活用)においては、むしろ現実的な主張であるといえよう。この文献ひとつをとっても、地域の一時保護児童の教育保障のヒントがあるように思えないだろうか。重要なのは柔軟かつ各職種の領域に捕らわれない新たな取り組み策を大胆に議論することではないかと思う。

—謝辞—

高機能・多機能化の実現に向けては、児童自立支援専門員の「生の声」として現場レベルの訴えや問題提起が重要な礎となるのではなかろうか。今後、直接処遇の場における支援の理論化や「見える化」については、引き続き筆者自身の課題としても扱っていきたい。

本稿の礎となったのは、国立武蔵野学院などで実施されてきた、全国の実務者との交流(職員研修)の中から聞かれた声にある。現場の専門員からは対応に苦慮する声が聞かれる一方で、「何とか目の前の児童への支援に繋げたい」と皆共通の願いが聞かれた。もしも、このような活発な議論による気づきがなければ本論文は到底作成できなかったと思う。

勿論、施設の出口問題とも位置づけられる進路選択を一括りに議論できるものではないが、身近な問題を扱うだけに取りつきやすいテーマだと考えた。だが、現在の社会構造からみると、若者の生活が安定するか否かが、家族や周囲の

支えに依存した個人的な資源に左右され過ぎていることは明らかに問題である。本論文を通じて、若者（退所児童）をとりまく社会についての理解や関心が少しでも高まれば幸いである。

注釈

- 1) 「児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査」は厚生労働省委託事業である。調査期間は2019年10月16日～2020年3月31日。調査研究の実施方法は、①有識者による検討委員会の開催（各々計4回開催）。②児童自立支援施設の支援体制や内容、現状課題について調査票配布によるアンケート調査（2020年1月9日から2月28日）。調査方法は、施設協議会事務局よりメール配布し、調査事務局にてメール回収。配布数58施設。うち有効回答56施設（回収率96.9%）。
- 2) 児童自立支援施設の高機能化・多機能化に関しては、岩田（2020）では、心理療法担当職員の視点から、性教育に絡めた議論を展開した。また、岩田（2021）では多職種連携及び協働を視点に高機能化・多機能化への推奨を主張している。
- 3) 近年、生きづらさといった類の言葉が多く聞かれるようになった。政治、医療、教育、福祉などあらゆる分野で用いられ支持されている。仕事がうまくいかない、人間関係がまずくなどの長年生きづらさを抱えてきたその背後には、周囲に気づかれぬ知的障害や発達障害が影響している。2022年7月時点、NII学術情報ナビゲータでは「生きづらさ」で検索すると1,129件がヒットする。古くは精神神経学術誌で、その言葉を用いている。以後、機能不全家族や不登校、精神障害、発達障害、非正規雇用や貧困の問題などと関連されながら語られた。また、自殺に対する意識調査（2021）では「これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがある」と答えた割合は27.2%と3割にまで及んでいる。さらに、本稿の対象である若者（既存法令に準じておおむね15歳以上40歳未満）の中でも、20歳代は37.4%と最も高く自殺を考えた経験があるという危機的状況にある。
- 4) 調査対象は2004年度に高校中退した者。調査方法は郵送配布回収方式。発送数1,595票、調査票は学校から調査対象者個人に郵送配布。有効回収数168票（回収率10.5%）。内閣府調査

（2009）。

- 5) 学校基本調査中学校卒業後の状況調査，文部科学省（2020）。http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
- 6) 一方、学校基本調査（2017）では、高等学校卒業後の進路状況は通信制高校卒業生52,266人に対し、20,714人（39.6%）が進路先未定である。
- 7) 高校1年生の夏場が最初の壁だという。あくまで一例であるもフリーライター大元（2014）らのインタビューでは児童自立支援施設の卒業生で進学した約8割は高校を中退し、これが最大の問題点となっていると位置づけた。また、東京都福祉保健局（2011）では、児童自立支援施設退所者の高校中退の理由については「学科の内容やレベルが合わなかった」「学生間、教師等との人間関係」がともに44.4%と高く、次いで「心身のストレス、病気」「アルバイト等との両立ができなかった」が同率の22.2%という結果であった。
- 8) 本稿では「児童心理療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式報告書」での社会調査を参照してきた。しかし、必ずしもアンケート調査が優れた方法だと無条件に断定できない。例えば谷（1996）では「調査法は、包丁みたいなものである。魚をおろすときは出刃包丁～（中略）～野菜を切るのには菜切り包丁…」と例え、方法は用途に応じて使い分ける必要を示し、社会調査に万能包丁は存在しないと警鐘を打っている。だとすると、高機能化・多機能化の議論は全国の各ブロック（例えば、九児協など）での、現場職員による議論を集約する必要が高いと筆者は考える。

引用文献

- ・青砥恭，2009，『ドキュメント高校中退—いま、貧困が生まれる場所』，筑摩書房。
- ・天野郁夫，1983，「教育の地位表示機能について」，『教育社会学研究（第38集）』。
- ・石飛勝，2011，「児童自立支援施設におけるアフターケアの現状と課題—アフターケアの取り組みに関するアンケート調査から」，『非行問題（217）』，256-260，全国児童自立支援施設協議会。
- ・稲泉連，1998，『僕の中退マニュアル』，文藝春秋。
- ・乾彰夫，2006，『不安定を生きる若者たち—日英比較フリーター・ニート・失業』，大月書店。
- ・岩田智和，2020，「児童自立支援施設における自立支援の現状と課題：施設の高機能化・多機能化に向けて」，わかやま子ども学総合研究センター

- ジャーナル / 和歌山信愛大学わかやま子ども学総合研究センター編, 69-76.
- ・岩田智和, 2021, 「児童自立支援施設における施設機能の強化に向けた取り組み: 多職種・他機関との協働による高機能化・多機能化を目指して」, 『非行問題(227)』, 280-296, 全国児童自立支援施設協議会.
 - ・Ivan, Illich, 1971 Deschooling society. New York, Harper & Row (= 1977 小澤周三・東洋訳, 『脱学校の社会』, 東京創元社.).
 - ・大越俊夫, 1992, 『登校拒否・高校中退一親と子の闘いの記録 私たちはこうして立ち直った』, 日新報道.
 - ・片山悠樹 2008 「高校中退と新規高卒労働市場—高校生のフリーター容認意識との関連から」『教育社会学研究(83)』東洋館出版社.
 - ・加藤博史, 1981, 「街で患者として暮らすものの生きづらさ (主体的社会関係形成の障害と抑圧), P.S.W. 機能」, 『精神神経学雑誌』 83(12): 808-810.
 - ・神野賢二, 2006, 「ノンエリート青年の`学校と仕事の間、のリアリティ: ある高校中退者の事例から考える」, 『労働社会学研究』, 東信堂.
 - ・金賛汀, 1986, 『追跡高校中退』, 講談社.
 - ・小林活夫, 1991, 『ドキュメント高校生の崩壊 1 年間 11 万人を超える高校中退者の生態』, 双葉社.
 - ・厚生労働省, 2020, 「社会的養育の推進に向けて」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>
 - ・「児童心理療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式報告書」厚生労働省子ども家庭局家庭福祉科委託事業, 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, <https://www.mhlw.go.jp/content/000629055.pdf>.
 - ・杉浦考宣, 2014, 『高校中退—不登校でも引きこもりでもやり直せる!』, 宝島社.
 - ・須賀和彦, 1987, 「高校中退の実態とその発生構造: ある定時制高校を事例として」, 『明治学院大学大学院社会学研究科紀要論文』.
 - ・滝川一廣, 1996, 「脱学校の子どもたち」井上俊編, 『現代社会学 12 子どもと教育の社会学』, 岩波書店, 39-56.
 - ・谷富夫 (編), 1996, 『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』, 世界思想社.
 - ・東京都保健福祉局, 2005, 『東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状—子どもの健全育成と立ち直り支援の取組—』, 89-93.
 - ・東京都教育委員会, 2013, 『都立高校中途退学者等追跡調査報告書』.
 - ・東京都福祉保健局, 2011, 東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告 (<<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/60I8u200.htm>>.)
 - ・内閣府, 2009, 「高校生活及び中学校生活に関するアンケート調査」, <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/school-life/html/index.html>).
 - ・藤野友紀, 2007, 「`支援、研究のはじまりにあたって—生きづらさと障害の起源」, 『子ども発達臨床研究』, 45-51.
 - ・野口道彦, 1989, 「バークレイ校の差別事件と黒人学生の中退問題」, 『解放教育』.
 - ・宮本みち子 2002 『若者が「社会的弱者」に転落する』洋泉社.
 - ・宮本みち子・佐藤洋作・宮本太郎 (編著), 2021, 『アンダークラス化する若者たち—生活保障をどう立て直すか』, 明石書店.
 - ・文部科学省, 2020, 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」, https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm).
 - ・若者自立・挑戦プラン (2003), <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/>, 2003/0612/item3-2.pdf.

特別寄稿

高知県の非行問題への対応

～高知家の子ども見守りプラン～

高知県中央児童相談所（所長）

もり かつひと

森 克仁



「ケーキの切れない非行少年たち」「どうしても頑張れない人たち ケーキの切れない非行少年たち2」という本が、本の売り上げランキングに出てくるなど、少年非行問題に対応する関係者の範疇を超えて、世間から関心を集めています。著者は何度も非行を繰り返す少年たちに、認知機能の弱さ、対人スキルの乏しさなどがあり、認知力強化の支援によって子どもたちを救えると、本書はその実践的な答えを提示している。共感できる点が多々あり、著者の非行少年たちを何とかしたいという信念が伝わってきます。

この本を読みながら、児童相談所としての非行相談への対応のことはもちろんですが、私自身が2013（平成25）年4月に高知県地域福祉部児童家庭課長（現在の子ども・福祉政策部子ども家庭課）として着任早々、少年非行防止対策に取り組んだことを思い起こしました。その頃の本県の少年非行の現状は、刑法犯総数に占める少年の割合が、2011（平成23）年まで4年連続で全国ワースト1位、少年人口千人当たりの刑法犯少年は、3年連続で全国ワースト1位であるなど、非常に憂慮すべき状況にありました。

これまでも、県教育委員会、県警察本部、知事部局において、それぞれが少年非行の防止対策に取り組んできましたが、十分な成果とはなっておらず、全庁を挙げた取組として推進していくことが喫緊の課題となっていました。そうした中、2013（平成25）年に県庁の少年非行問題に携わる関係課が何度も集まり、本県の少年非行の現状を検証・分析し、議論と検討を重ね、抜本的な対策や今後の目指すべき姿など

をとりまとめ、「高知家の子ども見守りプラン」（以下「子ども見守りプラン」という。）を策定しました。

その後は、この子ども見守りプランに基づき、PDCAサイクルを回しながら取組を進め、2017（平成29）年には刑法犯総数に占める少年の割合は全国ワースト32位、少年非行率は全国ワースト28位、再非行率は全国ワースト4位となり、自分自身は異動により既に児童家庭課を離れていましたが、この結果を聞き、決して十分ではありませんが、一定の責任が果たせた安堵の気持ちと共に、当時計画策定から計画実行に取り組んだ方々の顔が浮かびました。共に取り組んでいただいた県教育委員会や県警察本部、関係機関の方々には、現在の中央児童相談所の仕事でもお世話になることがあり、その方々との繋がりは私の大きな財産となっています。

今年度は、本県がこの問題に真正面から取り組んで、10年の節目となります。これまでの取組を振り返り、記録として整理しておくとともに、この取組が同様に少年非行問題に取り組まれる方々の参考となればと思います。

1 子ども見守りプラン策定直前の本県の子どもを取り巻く状況（2012（平成24）年）

（1）少年非行の全国との比較

本県の2012（平成24）年の刑法犯少年の人数は、全国が減少しているのと同様に、統計を取り始めた1949（昭和24）年以降で最少の709人となっていました。

しかし、少年人口1,000人当たりの刑法犯少年の人数は、全国平均（6.7人）を上回る10.3人となっていました。

そして、刑法犯少年の再非行率も34.3%で、全国平均（30.3%）を上回っていました。

このように、少年非行に関する数値がいずれも全国平均と比較して高く、厳しい状況が続いていました。

このことから、犯罪行為や不良行為は決して許される行為ではないということを、子どもにしっかりと理解させていく必要がありますし、非行化の進んだ子どもに対しては、立直りや自立を支援することによって、非行をストップさせることも必要となっていました。

(2) 不良行為による補導と入口型非行の状況

2012（平成24）年の不良行為による補導人数は、前年から1,126人減少し5,052人で、そのうち深夜徘徊が、不良行為による補導人数の約6割を占めていました。

また、入口型非行人数は、前年から153人減少しているものの、445人でした。

万引きは、入口型非行人数の約6割を占めるといった状況で、深夜徘徊と万引き防止へ何らかの効果的な対策の実施が喫緊となっていました。

(3) 学校現場の状況

本県の学校現場における暴力行為発生件数、不登校児童・生徒数、生徒の中途退学率も全国ワースト上位にありました。

このことから、学校においては、全ての子どもの自尊感情を育み、社会性や規範意識を高める教育を充実させることや、非行の進んだ子どもの立直りや自立を支援する取組を強化する必要があります。

(4) 保健・福祉分野の状況

子どもの生活習慣では、高学年になるほど、朝食をとらなかつたり、夜型の生活になるなど、乱れる傾向がありました。

乳幼児期の健康診査の受診率は、全国平均を大きく下回る状況にあり、適切な時期に子どもに必要な保健指導や栄養指導等の機会を逃している幼児がいました。

また、2012（平成24）年度の児童虐待の相談（通告）件数は、前年度から17件増加し、299件でした。

そして、児童虐待の認定件数は、前年度から37件増加し、153件でした。

本県の子ども人口が年々減少する中、児童虐待の件数は高止まりの状況が続いており、児童虐待の増加や少年非行の背景には、家庭や地域の教育力の低下があり、このことが影響しているとも言われています。

家庭での乱れた生活習慣を改善し、健康的な生活習慣の定着を図ることや、支援を必要とする家庭に行政と地域の関係者などが積極的に関わり、地域で子どもを見守り・育む環境を整備する必要があります。

2 子ども見守りプラン策定までの動き

これまで、県教育委員会、県警察本部、知事部局において、それぞれが少年非行の防止対策に取り組んできましたが、本県における少年非行の憂慮すべき状況を考えると、こうした状況の抜本的な改善を図るには、全庁を挙げた取組として推進していくことが必要となっていました。

少年非行の問題には、直ちに適切な対策を立てて取り組まなければならない課題もありますが、一方で、その背景に複雑で多様な要因が考えられ、問題を解決するためには、中長期的な視点で地道に取り組むことが必要な課題もあります。

併せて、こうした取組を進める際には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となった総合的な取組として進めていく姿勢が欠かせません。

(1) 知事のリーダーシップ

2012（平成24）年までの少年非行の非常に厳しい状況を踏まえ、知事から早急に非行防止対策を検討し、取り組むよう指示がありました。2013（平成25）年は、少年非行問題に真正面から向き合い、本格的な取組をスタートさせる年となりました。

2013（平成25）年3月には、児童家庭課が事務局となり、県教育委員会、県警察本部、地域福祉部のほかに、高知市等も参加する「非行防止対策ネットワーク会議」を立ち上げ、実務者レベルで頻りに連絡と調整を行いながら、非行防止対策を推進していく体制をつくりました。そのうえで、少年非行の問題に携わる県教育委員会、県警察本部、知事部局から集まった3課が中心となって、これまでの取組の経緯を踏まえながら、本県における少年非行の現状を検証・分析することを通じて、この問題の背景にある要因や課題などを洗い出し、課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や今後の目指すべき姿（成果目標）などを取りまとめる作業を進めました。

そして、県民の皆様にとータル・プランとしてお示しし、このプランに基づき少年非行を防止するための対策の強化を図り、PDCAサイクルをしっかりと回しながら取組を進められるものを作っていました。

こうして、2013（平成25）年6月に、「子ども見守りプラン」が策定されました。

(2) 子ども見守りプラン策定直後の周知の取組

子ども見守りプラン策定後は、まず関係機関への周知を行いました。

県内を6ブロックに分けて、市町村の少年非行問題担当者に集ってもらい、子ども見守りプランの説明を行うとともに、地域の非行の状況や子ども見守りプランへの意見などを聞き取りました。

県児童福祉審議会や県社会福祉協議会、県民生委員児童委員協議会連合会などの関係機関の

会合に積極的に出向き、市町村の社会福祉協議会や民生児童委員協議会の方々にも周知を行いました。

市町村教育委員会と学校へは、県教育委員会が周知を行いました。

こうして、子ども見守りプランへの理解と協力体制を構築していきました。

3 早急に解決すべき7つの課題とその対策

子ども見守りプラン策定前の本県の子どもの取り巻く状況を分析し、そこから導き出された取り組むべき課題をまとめますと、「早急に解決すべき7つの課題」に集約されました。そして、7つの課題に対する「対策」を定めました。

(課題1) 子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

この課題に対し、幼児期から、子どもや保護者に対して、警察の親子教室や県教育委員会の親育ちの講演会などで、親子で規範意識や非行について考える機会を作ったり、学校での非行防止教室や万引き防止の啓発を行うなどにより、子どもを非行に向かわせない環境を醸成すること。その他に深夜徘徊少年等への効果的な対策に取り組むこととします。

(課題2) 学校における生徒指導体制の強化

この課題に対し、県と市町村の教育委員会が一体となって、小学校に生徒指導担当教員を置くことや教育相談の充実などによって、子どもに非行へと向かわせない環境の整備に取り組むこととします。

(課題3) 子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

この課題に対し、警察の少年サポートセンターの体制を強化し、非行少年への学習支援や就労支援などで、子どもの立直りを支援するための体制を構築することとします。

また、児童相談所や県立希望が丘学園（児童自立支援施設）は、子どもたちの将来に向けて、常に最善の方策を念頭に置きながら、関係機関と連携し、一貫した支援を行うこととします。

（課題4）地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

この課題に対し、県と市町村が連携して、見守り活動や非行の芽の早期発見につながる地域活動への支援を強化するなど、地域社会全体で子どもの育ちを支援する体制づくりを推進し、地域全体が少年非行問題に目を向け、「地域の子どもたちは地域で守り育てる」といった気運が醸成されるよう取り組むこととします。

（課題5）養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

この課題に対し、不適切な養育環境が、非行につながる要因の一つと考えられ、母子手帳の交付時の面接や、乳幼児健診の時などに、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援を適切に行える体制の整備に取り組むこととします。

学校教育では、生活リズムチェックシートや副読本等の教材を活用し、子どもの健康的な生活習慣の定着につながる取組を強化します。

また、家庭が孤立しない支援体制の確立に取り組みます。

更に、児童虐待は非行につながる要因の一つと考えられていますので、早期発見と早期対応の取組を強化します。

（課題6）発達の気になる子どもや保護者への支援の充実

この課題に対し、予防対策として発達の気になる子どもの早期発見・早期療育の推進や、学校で校種間の連携を図るなど、専門的な相談援助などを行います。

（課題7）子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

この課題に対し、非行少年の学校への復帰や就労などを通じて、子どもの立直りを支援するための体制を構築し、自立支援を進めます。

これらの「早急に解決すべき課題」の解決に向け、本県の少年非行の問題に携わる教育、警察、福祉、保健等の関係者が連携して、予防、入口、立直りの各段階に応じた合計58の取組を、2013（平成25）年度にスタートさせました。

4 抜本強化策の推進に向けた体制

県教育委員会、県警察本部、知事部局等の少年非行に携わる関係機関で「非行防止対策ネットワーク会議」を組織し、ここで横の連携をとり、必要となる施策の企画立案等を行うこととしました。

また、県内各界各層の方々に構成されている高知県青少年問題協議会では、非行防止対策全般について議論していただき、状況に応じて新たな対策や見直しなどの提言をいただくこととしました。

取組全体の進捗管理は、年4回開催される「日本一の健康長寿県構想推進会議」において行い、ここでのPDCAサイクルによる検証を通じて、個々の取組のバージョンアップを図るなど、着実な成果となるよう取組を強化していくこととしました。

5 子ども見守りプランの成果目標

子ども見守りプランでは、予防、入口、立直りの各段階に応じて、毎年1年単位でクリアしていく具体的な成果目標を設定し、官民協働の力を結集した取組を推進することとしました。

（1）予防対策

子どもの規範意識を育み、非行を未然に防ぐ

「予防対策」では、喫煙や深夜徘徊などの不良行為による補導人数を前年より5%減らすこととしました。

(2) 入口対策

非行の入口にいる少年を非行に向かわせないための「入口対策」では、万引きや自転車盗などの入口型非行の人数を2012（平成24）年の90%以下に抑えることとしました。

(3) 立直り対策

非行の拡大や連鎖を防ぎ、立直りを支援するための「立直り対策」では、再非行少年人数を前年より5%減らすこととしました。

6 課題解決に向けた重要な取組

(1) 学校や地域における少年非行の防止の仕組みづくりとその定着及び普及促進！

地域、学校によっては、地域で子どもを見守る環境や仕組みができていところもありますが、人間関係が希薄になったと言われている現在、「学校だけでは解決できない問題、課題が増えてきており、地域の方の力をお借りしたい」という声もありました。

そこで、地域で活動されている民生・児童委員や主任児童委員と学校・家庭が連携した、地域での見守り活動の仕組みづくりの取組を、2013（平成25）年度に高知市内の11の小学校でスタートさせました。

そして、この取組実施への支援と並行して、2014（平成26）年度には、県内の児童数100人以上の小学校91校のうち、6割（55校）以上の小学校でこの事業を実施することを目標に掲げ、各市町村の教育委員会や福祉担当課、民生児童委員協議会、小学校と協議を進めました。

そして、2014（平成26）年9月以降、高知市内11小学校で行った取組をモデルに、県内各小学校で行っている就学時の健康診断時に、地元で相談を受けてもらえる民生・児童委員及

び主任児童委員を保護者に紹介する取組が、順次実施されていきました。入学説明会や入学式などで同様の取組を行った学校もあり、県内196小学校のうち112校（※児童数100人以上の小学校では、91校のうち74校（81.3%））、民生・児童委員及び主任児童委員の紹介チラシ配布のみの小学校を加えると、142校（72.4%）で取組が実施されました。

この取組を通じて、学校との新たな関係づくりの活動を始める民生児童委員協議会や、これまで以上に関係を深めていくための活動をしようとする民生児童委員協議会など、各小学校の実情に応じた、子どもを見守る仕組みづくりの検討が行われるようになりました。

県としては、この取組を定着・普及させ、民生・児童委員等と学校が連携しながら、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や援助を行える体制づくりにつながるよう後方支援を行いました。

(2) 無職の非行少年の立直りにつながる就労支援の取組の強化！

この一連の取組を開始する前から刑法犯少年、不良行為、入口型非行の件数自体は、年々減少していましたが、無職少年に関する件数は横ばい状態にありました。

市町村の少年補導育成センターの先生方と話をしても、「学校にも行かず、仕事もしない中で深夜徘徊したり、だらだらとした生活が続くと、犯罪に巻き込まれたり、起こしてしまったりする可能性が高くなってくる」といった心配の声がありました。

これまで無職の非行少年の就労支援に十分に取組めていませんでしたし、無職の非行少年の就労に取り組む各関係機関同士の情報交換や連携も不足していました。

子ども見守りプランに基づき、無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくりに取り組むことになり、2014（平成26）年3月には、県保護司会連合会、少年補導育成センター、若

者サポートステーション、ハローワーク、保護観察所などの非行少年を支援する関係機関が集まり、児童家庭課が事務局となって「就労支援連絡会」を立ち上げました。

また、無職非行少年の就労に向けてのきっかけづくりとするため、見守りしごと体験講習(10日間)ができる事業所(見守り雇用主)の名簿を作成し、しごと体験の実施が、2014(平成26)年7月からスタートしました。

見守り雇用主とは、本県が独自に認定したもので、非行少年のことをある程度理解したうえで、見守りしごと体験講習を受け入れていただき、条件が整えば、雇用を検討してもらえる事業所のことです。

2015(平成27)年度からは、「見守り雇用主の拡大と就労促進に向けた新たな支援策」も追加しました。

- ①見守り雇用主に対する入札参加資格審査又は総合評価落札方式における優遇措置の創設
- ②無職の非行少年の職場適性をより慎重に見極めるための、20日間(4週間)の「見守りしごと体験講習事業」の創設
- ③無職の非行少年を見守りしごと体験講習で受け入れたり、雇用をした見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金等を支払う制度の創設

県では、この取組の積極的な推進に向け、県内の事業所を直接訪問し、無職非行少年を受け入れてくれる見守り雇用主の拡大を進めました。

そして、2021(令和3)年度末で、87社174店舗(26市町村)に登録していただいています。

(3) 深夜に徘徊する少年の減少と万引き防止に向けた官民協働の取組の強化!

2013(平成25)年に万引きで検挙補導された人数は、入口型非行の約6割を占めており、不良行為による補導人数は、深夜徘徊が約6割を占めていました。

非行が深刻化しないように、万引き防止と深夜徘徊する少年の減少に向けた取組の強化が必

要と考え、本県では、「万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と協定締結による参加店舗の拡大」に取り組みました。

2013(平成25)年12月の県内のコンビニエンスストア5社(ローソン、スリーエフ、ファミリーマート、サークルK、サンクス)に引き続き、2014(平成26)年12月には県内資本のスーパーマーケット6社(サニーマート、サンシャイン、サンプラザ、エースワン、ナンコクスーパー、トーヨー)とコンビニエンスストア・弁当店(くいしんぼ如月)、レンタルビデオ店(TSUTAYA)の計8社と「青少年の万引き及び深夜徘徊の防止のための一声運動」の協定を結びました。



この取組は、県が作成した「啓発ポスター」を店内に掲示していただくとともに、「一声運動の対応シート」を活用していただき、店員さんに万引き防止のための声かけを行っていただくというものです。2014(平成26)年度末で県内の13社約350店舗において、この取組が実施されています。

また、店舗数の増加とともに、各市町村少年補導育成センターが市町村にある参加店舗へのポスター掲示と子どもへの声かけの実施依頼や、小さな小売店舗へのポスター及び対応シートの配布(新規開拓)の役割を分担してくれるなど、官民協働の一声運動の取組が、官と民それぞれで徐々に広がりました。

その後、県外資本のスーパーやレンタルビデオ店、ドラッグストア、カラオケボックスといった深夜営業している店舗にもこの取組を広げ、県民運動となるような取組にしたいと考え、取組を進めました。

そして、2021(令和3)年度末で、20社約540店舗(29市町村)に取り組みいただいています。

(4) 県民への効果的な啓発事業の実施

2013（平成25）年には、「万引き防止テレビCM」を作成し、このCMを家族で見て、考えていただき、「子どもに、絶対、万引きをさせない」よう、親子の絆をしっかりと築いてほしいという願いを込めて、2013（平成25）年と2014（平成26）年の夏休み中に県内の民放3局で放送しました。

万引きは犯罪。商品の返却や弁償だけで済む問題ではありません。また、万引きを繰り返すことによって、犯行がエスカレートする可能性もあります。

しかし、実際のところ、「万引きが犯罪であるとの意識が低い子どもや親がいる」という指摘もあります。保護者の中には、謝罪の言葉があるどころか、「万引きぐらいのことで」とか「金を払えば問題ないだろう」というような方も実際におられました。

そこで、発育に合わせて小学1～3年生、小学4～6年生、中学生及び保護者向けの4種類の「万引き防止リーフレット」を作成し、2013（平成25）年度と2014（平成26）年度に県内全ての小中学校と特別支援学校で児童・生徒に配布しました。

このリーフレットは、子どもの規範意識を高めるために、学校の授業や警察が開催する非行防止教室などで活用されました。また、家庭訪問時等に先生から保護者に直接配布していただいている学校もありました。

(5) 少年サポートセンターと中央児童相談所の連携を強化することにより、早期からの少年非行の防止対策を強化！

2014（平成26）年4月に、警察の少年サポートセンターに、地域福祉部から新たに福祉専門職の児童福祉司、児童心理司を配置し、教員5名、警察6名、福祉2名の13名体制となりました。

このことにより、個々のケース毎に、それぞれの専門職員が支援チームを組み対応すること

によって、ケースの状況に応じた適切な対応ができるようになりました。

そして、体制が強化された少年サポートセンターと中央児童相談所との連携を強化することによって、初期の非行段階からの一貫した対策を行い、少年非行の深刻化防止に取り組みました。

7 取組開始後の本県の少年非行の状況変化

(本県と全国平均との比較)

		H24	H25	H26	H27	H28
少年1,000人当たりの 刑法犯少年（人）	高知県	10.3	7.5	5.2	5.5	4.2
	全国平均	6.7	5.8	5.0	4.1	3.4
	ワースト	2位	3位	13位	6位	8位
刑法犯総数に占める 少年の割合（％）	高知県	37.1	32.1	26.3	28.4	23.5
	全国平均	26.4	25.1	22.9	19.5	17.1
	ワースト	2位	3位	11位	2位	4位
刑法犯少年の再非行 率（％）	高知県	34.3	40.0	38.2	30.2	37.3
	全国平均	30.3	30.3	30.8	31.9	31.7
	ワースト	8位	1位	3位	25位	3位
		H29	H30	R1	R2	R3
少年1,000人当たりの 刑法犯少年（人）	高知県	2.4	2.5	2.5	2.1	2.6
	全国平均	3.0	2.6	2.3	2.0	1.8
	ワースト	28位	21位	10位	12位	5位
刑法犯総数に占める 少年の割合（％）	高知県	14.4	15.9	15.5	14.0	15.3
	全国平均	15.7	14.3	13.1	12.0	11.3
	ワースト	32位	13位	7位	8位	3位
刑法犯少年の再非行 率（％）	高知県	35.8	33.1	31.0	31.3	29.1
	全国平均	29.5	29.9	28.2	29.0	27.0
	ワースト	4位	10位	12位	8位	12位

(1) 少年非行率の推移（全国との比較）

全国の刑法犯少年は2004（平成16）年から18年連続で減少しており、本県も前年を上回る年もありながらも、減少する傾向にあります。

少年非行率（少年1,000人当たりの刑法犯少年（人））は、2012（平成24）年の10.3人（全国平均との差+3.6人）の状況から、全国との差を縮めながら、2017（平成29）年は、2.4人（全国平均との差▲0.6人）で、少年非行率は全国ワースト28位となりました。

しかし、その後は再び状況が悪化し、2021（令和3）年には、2.6人で全国平均の1.8人を上回り、全国ワースト5位となっています。

(2) 刑法犯総数に占める少年の割合の推移 (全国との比較)

刑法犯総数に占める少年の割合は、2012（平成24）年の37.1%（全国平均との差+10.7%）の状況から、全国との差を縮めながら、2017（平成29）年は、14.4%（全国平均との差▲1.3%）で、全国ワースト32位となりました。

しかし、その後は再び状況が悪化し、2021（令和3）年は、15.3%で全国平均の11.3%を上回り、全国ワースト3位となっています。

(3) 再非行率の推移（全国との比較）

2013（平成25）年の刑法犯少年の再非行率は40.0%で、全国平均（30.3%）を大きく上回っていました（全国ワースト1位）。その後、全国との差を少し縮め、2017（平成29）年は、35.8%（全国平均との差+6.3%）で、再非行率は全国ワースト4位でした。

その後も、再非行率は全国平均と比較し高水準で推移しているものの、全国平均との差を縮め、2021（令和3）年は、全国平均の27.0%を上回る29.1%（全国平均との差+2.1%）で全国ワースト12位となっています。

8 取組による成果目標の達成状況の変化

(1) 予防対策の成果目標の達成状況の変化

「予防対策」の成果目標は、「不良行為（深夜徘徊、飲酒、喫煙など）による補導人数の前年比5%低減（2016（平成28）年から2%に変更）」でした。2012（平成24）年の5,052人が、2013（平成25）年は前年比8%減の4,641人、以後2015（平成27）年を除き、2020（令和2）年まで連

（不良行為による補導人数の推移）

	H24	H25	H26	H27	H28
全体 (a)	5,052	4,641	3,279	3,623	3,000
うち深夜徘徊	3,060	2,837	1,909	2,181	1,634
(a) の前年比	-	▲8%	▲29%	10%	▲17%
	H29	H30	R1	R2	R3
全体 (a)	2,098	1,725	1,689	1,374	1,568
うち深夜徘徊	923	651	562	553	714
(a) の前年比	▲30%	▲19%	▲2%	▲19%	14%

続して目標を達成していましたが、2021（令和3）年は前年比14%増の1,568人となりました。

(2) 入口対策の成果目標の達成状況の変化

この10年間で入口型非行は8割以上減少し、刑法犯少年・触法少年（刑法）全体に占める入口型非行（万引き、自転車盗、占有離脱物横領）の割合も減少傾向にあります。

「入口対策」の成果目標は、「入口型非行人数を2012（平成24）年の90%以下に抑制」ですが、2012（平成24）年の445人が、2013（平成25）年は前年比71%の318人で、2021（令和3）年まで連続して、2012（平成24）年比90%以下に抑制できています。

（入口型非行人数の推移）

	H24	H25	H26	H27	H28
全体 (a)	445	318	203	216	154
うち万引き	266	189	123	138	109
(a) の H24 (455 人) 比	-	71%	46%	49%	35%
	H29	H30	R1	R2	R3
全体 (a)	84	107	87	56	53
うち万引き	45	70	56	26	33
(a) の H24 (455 人) 比	19%	24%	20%	13%	12%

(3) 立直り対策の成果目標の達成状況の変化

「立直り対策」の成果目標は、「刑法犯少年のうち再犯者数を前年比5%低減」ですが、2012（平成24）年の243人が、2013（平成25）年は前年比15%減の207人、以後2020（令和2）年まで連続して前年比5%低減となっていました。2021（令和3）年は前年比10%増の44人となりました。

（刑法犯少年のうち再非行少年人数の推移）

	H24	H25	H26	H27	H28
全体	709	518	356	364	271
うち再非行 (a)	243	207	136	110	101
(a) の前年比	-	▲15%	▲34%	▲19%	▲8%
	H29	H30	R1	R2	R3
全体	151	154	155	128	151
うち再非行 (a)	54	51	48	40	44
(a) の前年比	▲47%	▲6%	▲6%	▲17%	10%

子ども見守りプランで定めた3つの成果目標は、2016（平成28）年から2020（令和2）年までは連続して達成していましたが、2021（令和3）年は、多くの数値が上昇し、「予防対策」と「立直り対策」の成果目標は達成できていません。

9 おわりに

本県では、市町村や学校、民生・児童委員など地域の関係者の皆様とも連携・協力しながら、「子ども見守りプラン」を基にこの問題に真正面から向き合い、少年非行防止の取組を進めてきた結果、2021（令和3）年は、不良行為による補導人数が2012（平成24）年と比較して31%、入口型非行人数が2012（平成24）年と比較して12%、再非行少年人数が2012（平成24）年と比較して18%の状態となるなど、大幅に減少しました。

2017（平成29）年には、全国の都道府県と比較しても、これまで地道に取組を進めて来た結果が数字として表れましたが、2021（令和3）年には、不良行為による補導人数、刑法犯少年のうち再非行少年の人数が前年よりも増加するなど、全国都道府県との比較で、以前の全国ワースト上位に逆戻りしたような状況が出ています。

また、本県の児童相談所への非行相談件数は、2012（平成24）年度の203件から、2021（令和3）年度は102件と半減していますが、県立希望が丘学園（児童自立支援施設）に措置している子どものうち、ADHDやASDの診断のある子どもが約62%いるなど、非行の子どもの状態像も変わってきており、少年非行問題への対応についても更に検討を深める必要性が高まっていると感じています。

このように、少年非行問題は、一度対策を立て一定の成果を出すことができれば、それでも大丈夫というものではありません。現状を評価し、課題を見つけ、対応を考えて実行するということを、継続していくことが必要です。本

県の非行防止の施策を立案し、主導していく立場の方々には、本県の少年非行問題を憂い、何とかしたいと、子ども見守りプランの策定に関わり、その後の対策を進めた者たちの思いを引き継ぎ、個々の取組のバージョンアップや新たな取組などにもチャレンジして、子どもが自立した社会生活を営むための基礎づくりなど、県民挙げて、より効果的で総合的な少年非行の防止対策につなげていただくことを、大いに期待しています。中央児童相談所としても、非行相談への対応を通じて、「高知家」の子どもたちをしっかりと見守り、育んでいきたいと考えています。

引用文献

- ・宮口幸治. 2019. 「ケーキの切れない非行少年たち」. 新潮社. 全182頁
- ・宮口幸治. 2021. 「どうしても頑張れない人たち ケーキの切れない非行少年たち2」. 新潮社. 全186頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年課. 2012. 平成23年補導白書「ヤングスター」、4-25頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年課. 2013. 平成24年補導白書「ヤングスター」、4-25頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年課. 2014. 平成25年補導白書「ヤングスター」、4-25頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年課. 2015. 平成26年補導白書「ヤングスター」、5-27頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2016. 平成27年補導白書「ヤングスター」、5-27頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2017. 平成28年補導白書「ヤングスター」、5-27頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2018. 平成29年補導白書「ヤングスター」、5-27頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2019. 平成30年補導白書「ヤングスター」、5-25頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2020. 令和元年補導白書「ヤングスター」、5-25頁
- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2021. 令和2年補導白書「ヤングスター」、

5-25 頁

- ・高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課. 2022. 令和3年補導白書「ヤングスター」、4-24 頁
- ・高知県. 2013. 「日本一の健康長寿県構想」、117-119 頁
- ・高知県. 2014. 「日本一の健康長寿県構想」、106-108 頁
- ・高知県. 2015. 「日本一の健康長寿県構想」、101-103 頁
- ・高知県. 2016. 「日本一の健康長寿県構想」、58-60 頁
- ・高知県. 2017. 「日本一の健康長寿県構想」、57-59 頁
- ・高知県. 2018. 「日本一の健康長寿県構想」、63-65 頁
- ・高知県. 2019. 「日本一の健康長寿県構想」、64-66 頁
- ・高知県. 2020. 「日本一の健康長寿県構想」、66 頁
- ・高知県. 2021. 「日本一の健康長寿県構想」、69 頁
- ・高知県中央児童相談所幡多児童相談所. 2013. 「平成25年度版（平成24年度実績）業務概要」、33-40 頁

实践者寄稿

児童自立支援施設におけるファミリー ソーシャルワークの展望

～配置義務化から十年が経過した家庭支援専門相談員の
現状と課題～

和歌山県立仙溪学園（心理療法担当職員）

いわた ともかず
岩田 智和



I 問題と目的

全国の児童自立支援施設においては、被虐待経験や愛着形成に課題のある児童、里親や児童養護施設などから措置変更となった児童の割合が増加傾向にある（厚生労働省，2019/2020a；全国児童自立支援施設協議会，2022）。このため、児童相談所からも児童自立支援施設による家庭支援や環境調整の拡充が期待されている（厚生労働省，2020b）。入所児童や保護者、家庭の抱える問題が複雑化・多様化するなか、近年、児童自立支援施設においても家庭支援に関する実践報告や事例研究、調査研究などが行われつつある（末，2008；早樫，2010/2022；矢野，2014；大原ら，2021；鈴木，2022；武藤，2022 など）。

このような状況下、国は2011年の児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令により、児童自立支援施設に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置を義務化した。さらに、2016年施行の改正児童福祉法では、児童自立支援施設長に対し、親子関係再構築支援および家庭支援の義務を規定した。しかしながら、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の実践報告については、白井（2006）や石川県立児童生活指導センター指導課（2007）、三堀・星出（2017）、大城（2022）によるファミリーソーシャルワーク実践があるものの極めて少ない。また、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の実態については、これまで明らかにされておらず¹⁾、ファミリーソーシャルワークのあり方について包括的に論じられたものも見当たらない。今後、児童自立支援施設

の特性に応じたファミリーソーシャルワークを構築していくためには、ファミリーソーシャルワークの中核を担うこととなった家庭支援専門相談員の現状の把握と課題の整理を行い、実践と研究を積み重ねていくことが求められる。

そこで本稿では、児童自立支援施設におけるファミリーソーシャルワークの歴史的変遷について概観するとともに、アンケート調査をもとに配置義務化から10年が経過した家庭支援専門相談員の現状と課題について明らかにする。あわせて、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の役割と今後の展望について提示することを目的とする。なお、本稿では、ファミリーソーシャルワークを「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（厚生労働省通知）に示されている家庭支援専門相談員の業務と定義する。

II 児童自立支援施設におけるファミリー ソーシャルワークの歴史的変遷

過去の感化院・少年教護院・教護院の時代においても、現在と同様に、家庭環境や保護者の養育態度、親子関係などに問題のあった児童、また、家族などとの別離・喪失体験のあった児童が多く入所していたことが、過去の統計や主要な文献により明らかになっている（内務省社会局，1925/1930；全国教護協議会編，1964/1969；佐々木・藤原，2000）。このことから、過去においても、入所児童や保護者などに対するファ

ミリーソーシャルワークが必要とされていたと考えられる。そこで本章では、感化院から児童自立支援施設に至るファミリーソーシャルワークの歴史の変遷について、関連法令を軸に概観する。

1 感化院・少年教護院時代(1900年から1947年)

感化院時代における感化法や感化法施行規則・細則、道府県立感化院職員令には、ファミリーソーシャルワークに関する規定はなかった。なお、当時の感化院では「仮退院」制度(感化法第7条)があり、これに関連して感化法施行細則第9条に、仮退院の「通知ヲ受ケタル親権者又ハ後見人ハ本人ノ操行等ヲ監視シケ月毎ニ其ノ状況ヲ感化院長ニ通報スベシ但シ仮退院通知書指定ノ条件ニ違背シタルトキハ遅滞ナク感化院長ヲ経テ知事ニ報告スベシ」と規定し、仮退院時のみ、保護者へ仮退院児童の監視・通報・報告を義務化した。

次に、少年教護院時代における少年教護法や少年教護法施行令・規則、道府県立少年教護院職員令には、感化法と同様に、ファミリーソーシャルワークに関する規定はなかった。ただし、少年教護法では、道府県知事に対し少年教護委員の配置を義務化(第6条)するとともに、「仮退院者ハ之ヲ家庭其ノ他適当ナル施設ニ委託シ又ハ少年教護委員ノ観察ニ付スルコトヲ得」(第10条)と規定し、仮退院児童を関係施設などに委託することや少年教護委員の観察に託すことが可能となった。このような院外での保護観察や非行少年の早期発見・指導などを担う少年教護委員制度は画期的なものであったが、実際は少年教護院と少年教護委員との円滑な連携には至らなかった(佐々木, 2014)。

2 教護院時代(1948年から1997年)

感化院および少年教護院においては、それぞ

れに独立した法律が制定されていたが、教護院については、1948年施行の児童福祉法により、児童福祉施設の種類別(少年教護院から教護院へ改称)として規定された。

新たに制定された児童福祉法においても、ファミリーソーシャルワークに関する規定はなかった。唯一、同年制定の児童福祉施設最低基準第105条(後に第87条へ変更)に「教護院の長は、児童の保護者及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司、児童委員又は保導員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない」と規定された。ただし、これは保護者や関係機関職員へ児童指導の協力を求めたにすぎず、施設によるファミリーソーシャルワークを促進させるものではなかった。結果的に、児童福祉法の制定以降50年もの間、ファミリーソーシャルワークに関する改正・規定はなく、教護院のみならず、社会的養護関係施設全体において、ファミリーソーシャルワークは遅れた分野であった(小林・小木曾, 2004; 財団法人資生堂社会福祉事業財団監修, 2008)。

児童福祉法制定後、教護事業の理念や実践について初めて体系的にまとめられた『教護院運営要領(基本篇)』(1952)と『教護院運営要領(技術篇)』(1956)が厚生省から発刊された。しかし、運営要領には、ファミリーソーシャルワークに関する記述はみられない。次いで、1969年に『教護院運営指針』が全国教護協議会から発刊された。このなかで、入院児童の不良化の要因に関する調査結果として「家庭に原因のあるもの」が79.2%と最も高かったことを示し、「児童がいかに家庭の保護を受けず、正常な家庭生活を経験していないかが知られる」と指摘しているものの、ファミリーソーシャルワークに関する具体的な記述はみられない。唯一、「事後指導」の項目を立て、アフターケアの重要性を指摘している(全国教護協議会, 1969)。

教護院におけるファミリーソーシャルワークについて、初めて具体的に論じられたものが、

1985年に全国教護院協議会から発刊された『教護院運営ハンドブック』である。このなかで、「家族調整とその方法」の項目を立て、「教護のプログラム展開過程には、それらの親や家族に対する家庭再調整としての働きかけが含まなければならない」、「同時に職員は、親自身の生活の仕方、家族関係のあり方、親や家族の教護院入所中のわが子に対する見方や考え方などについて調整を行い、親や家族ともども、児童の教護の過程に参加するよう働きかけていく必要がある。院内教護だけでは決して完結したものということはできない」、「在院中に児童と家族との関係を調整し、こじれた関係を改善して、互いに好ましい状況に持っていくことは、教護の一環として重要なこと」（全国教護院協議会、1985）と指摘し、「ファミリーケースワーク」と「親子関係の調整」の必要性を述べている。また、「関係機関との連携」および「事後指導」の項目を立て、その意義や方法などについて述べている（全国教護院協議会、1985）。このことから、教護院時代においては、ファミリーソーシャルワークに関する法規定はなかったものの、実際の教護院の現場では、その必要性・重要性が認識されつつあったといえる（犬伏、1977；治療教育研究委員会、1977；長谷川、1986/1989；佐々木・安西、1998）。

3 児童自立支援施設時代（1998年から現在）

（1）児童福祉法の改正

1998年施行の改正児童福祉法により教護院から児童自立支援施設へと改称されるとともに、施設の目的が「教護」（教育保護）から「自立支援」へと改められた。改正児童福祉法には、家庭支援に関する規定はなかったが、関係機関との連携に関しては「その施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努め

なければならない」（第56条の6の2項）と規定され、地域相談支援の努力義務が明記された。また、同年、児童福祉施設最低基準に「前項（児童の自立支援）の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない」（第84条3項）、および「児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない」（同第87条）と規定され、関係機関との連携による家庭環境の調整が義務化された。

その後、2005年施行の改正児童福祉法により、退所児童へのアフターケアが施設目的に追加されるとともに、地域住民への養育相談の努力義務（第48条の2）が規定された。また、同年、児童福祉施設最低基準に、家庭状況などを踏まえた自立支援計画の策定が義務化された。

このような法改正の流れを受けて、1999年に全国児童自立支援施設協議会（1999）が発刊した『児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック』では、「家庭調整とその方法」、「アフターケア」、「関係機関との連携」の項目を立て、その意義や方法について述べている。また、2012年に厚生労働省（2012b）が策定した「児童自立支援施設運営指針」では、社会的養護の原理として「家族との連携・協働」および「継続的支援と連携アプローチ」をあげるとともに、支援のあり方の基本として「家族と退所者への支援」および「地域支援・地域連携」をあげている。

さらに、現時点で最新となる2014年発刊の『児童自立支援施設運営ハンドブック』においても、「家庭環境の調整」、「アフターケア」、「関係者・関係機関及び地域社会との連携」の項目を立て、その必要性・重要性を述べている。なお、この運営ハンドブックにおいて初めて、家庭支援専門相談員の役割や業務内容が紹介されている。このなかで、家庭支援専門相談員については、「児童相談所を始めとした関係機関と

連携しながら家庭訪問や関係機関訪問、退所後のアフターケアも行い、全ケースを把握する重要なポジション」と位置づけている（社会的養護第三者評価等推進研究会監修，2014）。

（2）家庭支援専門相談員の配置義務化

社会的養護関係施設の入所児童に対する家庭支援の必要性が議論され始めたのは、1990年代に入ってからである。1990年に厚生省が児童相談所における児童虐待相談の統計を取り始めて以降、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどるとともに、社会的養護関係施設においても被虐待児童の入所が増加していった。

こうしたなか、1996年の厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会（1996）では、「家庭や地域の子育て機能の低下」をあげ、「児童を対象を限定して支援を行うだけでなく、その背後にある家庭の問題をも視野に置き、幅広く家庭への支援を強化すべきである」との指摘がなされた。このような社会的背景や国内動向を受け、その後の児童福祉法改正（1998年）や児童虐待防止法制定（2000年）へと展開していった。

社会的養護関係施設に被虐待児童が増加するなか、1999年に厚生省から「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」の通知が発出され、条件つきながら、乳児院への家庭支援専門相談員の配置が可能となった。2004年には、上記通知に親子再構築支援の目的が追加されるとともに、児童養護施設や児童自立支援施設なども配置対象施設として追加された。なお、この通知から家庭支援専門相談員に対して、ファミリーソーシャルワーカーの名称が併記されるようになった。

その後、大きな転換点となったのが、2011年の児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（現在の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）の公布・施行である。これにより、児童自立支援施設への家庭支援専門相談員の配置が義務化された。また、同第84条3項が「家庭環境の調整を行わなければならない」から「親

子関係の再構築等が図られるように行わなければならない」へと改正された。あわせて、同年にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護の基本的方向として施設のソーシャルワーク機能の向上と家族支援・地域支援の充実が示された（厚生労働省，2011）。

翌2012年には、厚生労働省から「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の通知が発出され、家庭支援専門相談員の趣旨（表1）や業務内容（表2）などが示された（厚生労働省，2012a）。なお、家庭支援専門相談員の資格要件は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者などと規定されている。

表1 家庭支援専門相談員の趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

表2 家庭支援専門相談員の業務内容

- ①対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務
- ②退所後の児童に対する継続的な相談援助
- ③里親委託の推進のための業務
- ④養子縁組の推進のための業務
- ⑤地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助
- ⑥要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- ⑦施設職員への指導・助言及びケース会議への出席
- ⑧児童相談所等関係機関との連絡・調整
- ⑨その他業務の遂行に必要な業務

その後、厚生労働省が親子関係再構築支援ワーキンググループを設置し、2014年に「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」を作成した。さらに、2016年施行の改正児童福祉法では、「市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む）で養育されるために必要な措置を採らなければならない」（第48

条の3)と規定され、児童自立支援施設長に対し、親子関係再構築支援および家庭支援を義務化した。直近では、2022年2月の厚生労働省通知の一部改正により、家庭支援専門相談員の加配の該当要件として、「地域の要支援家庭や施設から家庭に復帰した児童がいる家庭等を巡回して訪問支援等を行う施設」などが追加された。

以上のことから、1998年施行の改正児童福祉法以降、ファミリーソーシャルワークに関する法令の制定・改正が急速に進められたといえる。

Ⅲ 方法

1 調査対象・調査方法

全国の児童自立支援施設全58施設を対象に、質問紙法によるアンケート調査を実施した。各施設には、電子メールにて依頼文および質問紙を送付した。

調査期間は、2021年6月1日から2021年6月22日であった。なお、回答基準日は2021年6月1日とした。

2 質問紙の構成・分析方法

質問紙の構成は、①家庭支援専門相談員の配置状況、②家庭支援専門相談員の属性、③家庭支援専門相談員の業務、④家庭支援専門相談員の課題・問題点、⑤家庭支援専門相談員の役割とした。なお、①から③については選択回答法、④と⑤については自由回答法での回答を求めた。

得られた回答については、Excelを用いて統計処理を行い、記述統計による分析を行った。なお、④と⑤については、筆者を含む職員3人(社会福祉士、または精神保健福祉士)により分類・集計を行った。

3 倫理的配慮

本調査は、筆者を含む職員3人(社会福祉士、または精神保健福祉士)により設問の検討を行ったうえで、所属長の承認を得て実施した。

調査の趣旨および倫理的配慮を書面に記載し、返送をもって同意とした。収集したデータについては、統計的に処理を行い、施設や個人が特定されることのないよう十分配慮した。なお、本調査は、家庭支援専門相談員の配置や業務の状況、それに対する見解を扱ったものであり、個人の不利益につながる内容は含まれていない。

Ⅳ 結果

1 家庭支援専門相談員の配置状況

全国の児童自立支援施設全58施設のうち55施設(回答率94.8%)から回答を得た。

家庭支援専門相談員の配置の有無を表3に、配置人数を表4に示した。家庭支援専門相談員の配置施設は46施設(83.6%)、未配置施設は8施設(14.5%)、欠員の施設は1施設(1.8%)であった。未配置の理由は、「採用枠がないため」、「業務分掌で役割を担っている職員がいるため」、「課長代理が関係業務を兼務のため」、「現在検討中」などであった。配置施設のうち、1人配置が37施設(80.4%)、2人配置が7施設(15.2%)、3人配置が2施設(4.3%)であった。

配置開始年度は、児童自立支援施設に家庭支援専門相談員の配置が可能となった2004年の通知前が2施設(4.4%)、2004年から2011年の配置義務化前が8施設(17.4%)、2011年の配置義務化以降が19施設(41.3%)、不明が17施設(37.0%)であった。

表3 配置の有無

	n=55	
あり	46	83.6%
なし	8	14.5%
欠員	1	1.8%

表4 配置人数

	n=46	
1人	37	80.4%
2人	7	15.2%
3人	2	4.3%

合計57人

2 家庭支援専門相談員の属性

家庭支援専門相談員合計 57 人の性別（表 5）は、男性が 32 人（56.1%）、女性が 25 人（43.9%）であった。年代（表 6）は、40 歳代が 24 人（42.1%）と最も多く、次いで 50 歳代が 22 人（38.6%）であった。なお、40 歳代以上が合計 50 人（87.7%）と多数を占めた。

常勤・非常勤（表 7）は、常勤が 49 人（86.0%）、非常勤（会計年度任用職員含む）が 8 人（14.0%）であった。常勤のうち専任が 4 人、非常勤（会計年度任用職員含む）のうち専任が 7 人であった。なお、38 施設（82.6%）が常勤配置であった。

専任・兼任（表 8）は、専任が 11 人（19.3%）、兼任が 46 人（80.7%）であった。兼任のうち児童自立支援専門員との兼任が 34 人、課長職との兼任が 4 人、児童生活支援員との兼任が 3 人などであった。

児童自立支援施設勤務合計年数（表 9）は、10 年未満が合計 36 人（63.2%）、10 年以上が合計 21 人（36.8%）、平均が 9.8 年（中央値 7 年）であった。

表 5 性別

	n=57	
男性	32	56.1%
女性	25	43.9%

表 6 年代

	n=57	
20 歳代	1	1.8%
30 歳代	6	10.5%
40 歳代	24	42.1%
50 歳代	22	38.6%
60 歳以上	4	7.0%

表 7 常勤・非常勤

	n=57	
常勤	49	86.0%
非常勤*	8	14.0%

※会計年度任用職員含む

表 8 専任・兼任

	n=57	
専任	11	19.3%
兼任*	46	80.7%

※児童自立支援専門員 34、課長職 4、児童生活支援員 3 など

表 9 施設勤務合計年数

	n=57*	
2 年未満	6	10.5%
2 年以上 4 年未満	5	8.8%
4 年以上 6 年未満	10	17.5%
6 年以上 8 年未満	9	15.8%
8 年以上 10 年未満	6	10.5%
10 年以上 20 年未満	12	21.1%
20 年以上	9	15.8%

※平均 9.8 年（中央値 7 年）SD8.3（1 年未満-34 年）

3 家庭支援専門相談員の業務

実施している家庭支援専門相談員の業務を表 10 に示した。児童面接や施設職員への助言・指導、ケース会議への出席は 70% 以上、アフターケアや行事参加、児童相談所職員との面接、関係機関との連絡・調整、保護者面接は 60% 以上であった。一方、研修講師や地域の相談支援、通所指導は 20% 未満であった。

家庭支援専門相談員の業務マニュアルについては、作成済みが 6 施設（13.0%）、未作成が 33 施設（71.7%）、検討中が 5 施設（10.9%）、その他（実務レベルで整理したメモなど）が 2 施設（4.3%）であった。

表 10 家庭支援専門相談員の業務

	n=46	
児童面接	33	71.7%
施設職員への助言・指導	33	71.7%
ケース会議への出席	33	71.7%
アフターケア	31	67.4%
行事参加	31	67.4%
兄相の福祉司や心理司との面接	30	65.2%
兄相など関係機関との連絡・調整	30	65.2%
保護者（家族含む）面接	29	63.0%
関係機関（兄相除く）との面接	25	54.3%
保護者宅家庭訪問	24	52.2%
自立支援計画の策定・関与	24	52.2%
生活指導	23	50.0%
関係機関訪問	21	45.7%
ケース会議の開催・司会進行	17	37.0%
クラブ指導・参加	15	32.6%
作業指導	14	30.4%
学習指導	10	21.7%
研修講師（施設内外問わず）	9	19.6%
地域の相談支援	6	13.0%
通所指導	5	10.9%
その他*	10	21.7%

※就労支援 3、入所事前協議の司会進行 1、家族支援プログラム 1、退所児童の来所対応 1 など

4 家庭支援専門相談員の課題・問題点

家庭支援専門相談員の課題・問題点について、自由記述での回答を求めた結果、44 施設（80.0%）から 58 個の記述が得られた。これらを類似した記述ごとにカテゴリー化した結果、【業務内容や役割の確立に関すること】（40.7%）、【専任職員の配置に関すること】（35.2%）、【非常勤職員の業務内容に関すること】（11.1%）、【専門性の向上に関すること】（7.4%）、【リービングケ

アやアフターケアに関すること】(5.6%)の五つが抽出された(表11)。

表11 家庭支援専門相談員の課題・問題点

		n=44*
業務内容や役割の確立に関すること	22	40.7%
専任職員の配置に関すること	19	35.2%
非常勤職員の業務内容に関すること	6	11.1%
専門性の向上に関すること	4	7.4%
リビングケアやアフターケアに関すること	3	5.6%

※44施設から58個の記述が得られた。ただし、「未配置などのため不明」4は除外。

5 家庭支援専門相談員の役割

家庭支援専門相談員の役割について、自由記述での回答を求めた結果、34施設(61.8%)から59個の記述が得られた。これらを類似した記述ごとにカテゴリー化した結果、【家庭支援や親子関係再構築支援に関すること】(27.6%)、【コンサルテーションやスーパーバイズに関すること】(27.6%)、【アドミッションケアからアフターケアまでの進行管理に関すること】(24.1%)、【関係機関との連携・協働に関すること】(15.5%)、【ケースアセスメントに関すること】(5.2%)の5つが抽出された(表12)。

表12 家庭支援専門相談員の役割

		n=34*
家庭支援や親子関係再構築支援に関すること	16	27.6%
コンサルテーションやスーパーバイズに関すること	16	27.6%
アドミッションケアからアフターケアまでの進行管理に関すること	14	24.1%
関係機関との連携・協働に関すること	9	15.5%
ケースアセスメントに関すること	3	5.2%

※34施設から59個の記述が得られた。ただし、「役割について模索中」1は除外。

V 考察

1 家庭支援専門相談員の配置体制

本調査では、全国の児童自立支援施設全58施設のうち55施設(回答率94.8%)から回答を得た。これにより、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の実態が示されたといえる。

児童自立支援施設に家庭支援専門相談員の配置が義務化されているものの、現時点において

未配置および欠員の施設が計9施設(16.4%)にのぼることが明らかになった。未配置の理由は、施設によりさまざまであるが、家庭支援専門相談員の配置義務に対する認知度の低さ、およびファミリーソーシャルワークの位置づけの弱さが見て取れる。

一方、家庭支援専門相談員を配置している施設は46施設(83.6%)であった。このうち、常勤の配置が38施設(82.6%)であったものの、常勤かつ専任の配置が4施設(8.7%)、1人配置が37施設(80.4%)であった。2009年に石飛(2011)が実施した全国の児童自立支援施設へのアフターケアに関するアンケート調査では、回答のあった42施設のうち、家庭支援専門相談員を配置している施設は27施設(64.3%)、未配置施設は15施設(35.7%)であった。また、家庭支援専門相談員を配置している27施設のうち、常勤の配置が23施設(85.2%)、常勤かつ専任の配置が3施設(11.1%)、1人配置が24施設(88.9%)であった。今回の調査結果と比較すると、配置義務化により家庭支援専門相談員の配置施設は増加しているものの、常勤かつ専任の配置施設数には大きな変化がみられなかった。

「家庭支援専門相談員の課題・問題点」(表11)では、【業務内容や役割の確立に関すること】が40.7%と最も多く、次いで【専任職員の配置に関すること】が35.2%、【非常勤職員の業務内容に関すること】が11.1%であった。その内容をみると、【業務内容や役割の確立に関すること】では「業務内容の不明瞭さ」や「役割が施設内でも十分に整理できていない」、「寮職員や寮長寮母との役割分担の困難さ」などがあげられた。【専任職員の配置に関すること】では「兼任では十分な家庭支援は困難」や「施設全体のファミリーソーシャルワークを実践するためには専任での配置が必要」など専任の配置を求める声が多数であった。【非常勤職員の業務内容】では「常勤職員ではないので勤務時間や出勤日の制限がある」や「年度ごとに職員の交代が生

じ、継続的な支援が困難」などがあげられた。これらのことから、家庭支援専門相談員の配置義務化から10年が経過したものの、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の配置体制は極めて脆弱なものであることが認められた。

厚生労働省（2016）の調査報告書によると、児童自立支援施設における親子関係再構築支援の目標別該当児童割合として「親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する」（家族再統合支援）が62.8%にのぼり、社会的養護関係施設のなかで最も高率であった。また、全国児童自立支援施設協議会（2022）の運営実態調査によると、2020年度に全国の児童自立支援施設58施設を退所した児童の合計は823人、このうち、自立支援達成により退所した児童が732人（88.9%）、自立支援未達成により退所した児童が91人（11.1%）であった。自立支援達成により退所した児童の退所先をみると、「家庭復帰（進学・復学・就職）」が449人（61.3%）、「他の児童福祉施設へ措置変更」が210人（28.7%）、「住み込み就職」が9人（1.2%）、「その他」²⁾が64人（8.7%）であった。なお、児童の入所期間は「1年未満」が226人（27.5%）、「2年未満」が426人（51.8%）、「3年未満」が130人（15.8%）、「3年以上」が41人（5.0%）であり、8割近くの児童が入所後2年以内に退所していた。

児童自立支援施設の特長として、児童の入所から退所までの期間が短い傾向にあるため、短期間で退所に向けた家族再統合などの家庭支援や環境調整が求められている。また、退所後に他の児童福祉施設へ措置変更となった児童が3割近くにのぼるため、児童相談所や措置変更先施設などとの調整・連携も必須といえる。

厚生労働省（2016）は、児童自立支援施設におけるファミリーソーシャルワークを推進していく方策として、家庭支援専門相談員とケアワーカーの役割分担と協体制の明確化、親子関係再構築支援システムの構築、ライフストーリーワークやペアレントトレーニングプログラムの導入、家庭支援専門相談員の専門性の向上

や研修体制の充実、スーパーバイズ体制の強化の必要性を指摘している。児童自立支援施設の特長に応じたファミリーソーシャルワークを確立していくためにも、家庭支援専門相談員の体制整備は不可欠であり、特に常勤かつ専任の配置は必須といえる。

2 家庭支援専門相談員の役割

脆弱な配置体制のなか、各施設の家庭支援専門相談員がさまざまなファミリーソーシャルワークを展開していた（表10）。特に児童や保護者との面接、アフターケアや保護者宅家庭訪問、関係機関との面接や連絡調整、ケース会議への出席は50%を超えており、児童や保護者を中心とした当事者主体の支援、アウトリーチによる地域支援、関係機関との連携・協働が進められつつあることが見て取れる。また、家庭支援専門相談員の役割（表12）として、【家庭支援や親子関係再構築支援に関すること】、【コンサルテーションやスーパーバイズに関すること】、【アドミッションケアからアフターケアまでの進行管理に関すること】、【関係機関との連携・協働に関すること】、【ケースアセスメントに関すること】が抽出された。

これらのことから、アドミッションケアからアフターケアまでの親子関係再構築支援・家庭支援およびマネジメントが家庭支援専門相談員の主要な役割として位置づけられているといえる。ただし、家庭支援専門相談員の課題・問題点として、【業務内容や役割の確立に関すること】が最も多くあげられていたことから、家庭支援専門相談員による実践を積み重ね、児童自立支援施設の特長に応じたファミリーソーシャルワークの理論化・体系化（ガイドライン策定など）を図ることが必要と考える。

石田ら（2006）は、児童養護施設における家庭支援専門相談員の役割を、①児童の入所から退所にいたるまでのマネジメント、②施設内での管理的役割（施設内で期待される役割）、③

他職種との連携、④地域子育て支援、⑤里親支援、⑥開発的役割（資源の開発）、⑦家族との関係をつなぐ、の七つの援助カテゴリーに整理している。児童自立支援施設と児童養護施設とでは施設の機能や目的は異なるものの、家庭支援専門相談員の役割に関しては多くの共通点がみられた。

入所児童を取り巻く家庭環境や保護者の抱える問題は、両施設ともに共通している部分も多く、特に被虐待経験のある児童や愛着形成に課題のある児童は、児童自立支援施設においても増加している。現在では、非行と被虐待経験および性非行と被性的虐待経験との関連が指摘されており（安部，2018；野坂，2019など）、児童自立支援施設においても保護者などへの再虐待の防止に向けたアプローチや家庭支援、環境調整は必須といえる。家族再統合支援や親子関係再構築支援に関しては、先に家庭支援専門相談員を配置した乳児院³⁾や児童養護施設において、先駆的な実践報告や先行研究も多く散見されることから（石田ら，2007；伊藤，2012；大澤，2013；宮崎・大月，2019など）、今後、児童自立支援施設としての家庭支援のあり方を検討していくうえで参考になり得ると考える。

一方、児童自立支援施設は、他の社会的養護関係施設と異なり、児童の触法行為や犯罪行為、行動上の問題などの問題性の改善に向けた指導・支援の重要な役割を担っている。近年、法務省の矯正・更生保護領域においては、犯罪や少年非行に占める再犯・再非行率の増加が問題となり、国は2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）を制定した。翌年には「再犯防止推進計画」を閣議決定し、再犯・再非行防止を重要な政策的課題として位置づけ、さまざまな再犯・再非行防止施策が進められている。

児童自立支援施設においても、2005年にアフターケアが施設目的として規定され、その重要性・必要性については、全国の児童自立支援施設の共通認識となっている（社会的養護第三

者評価等推進研究会監修，2014）。しかしながら、現状ではアフターケアに関する専任職員の未配置や支援体制の脆弱さ、支援方法の未確立などにより、アフターケアを十分に実施できていない施設も多い（尾崎，2012）。アフターケアの新たな取り組みとして、東京都が2006年から児童自立支援施設提供型グループホームを開設しているものの（石井・荒井，2010；笹森・斉藤，2010）、全国的な広がりには至っていない。また、児童自立支援施設において、退所児童の再非行防止の観点からのファミリーソーシャルワーク実践や非行からの立ち直り・離脱（desistance：デシスタンス）に関する研究は進んでいない。

小林（2007）は、社会参加活動と非行少年の立ち直りとの関連を分析し、家族や地域の大人の働きかけ・サポートを受けることが非行からの立ち直りに正の関連があると述べている。また、白井ら（2011）は、非行からの立ち直りのためには、児童が地域社会のなかで援助者となる人との出会いが必要であるとともに、援助者の働きかけの質とそれを支える枠組みのあり方が重要と指摘している。このことから、退所児童の再非行防止に関しては、家庭支援専門相談員によるファミリーソーシャルワークが重要な鍵になってくるとともに、全ての児童をファミリーソーシャルワークの対象児童に位置づけることが必要ではないかと考える。

児童が入所中に成長を遂げたとしても、家庭環境や親子関係の問題などが変化・解決していなければ、退所後に児童が不安定な生活や再非行に陥る危険性が高くなる。このことは、従来から全国の児童自立支援施設において共通の課題として認識されていたものの、十分なアプローチがなされていたとは言い難い。児童自立支援施設に新たに配置された家庭支援専門相談員が、この課題の解決に向け、今後、中核的な役割を担っていくものと考えられる。

VI 結論

本稿では、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の実態について明らかにすること、および家庭支援専門相談員の役割と今後の展望について提示することを目的に、アンケート調査結果の分析と考察を行った。

その結果、家庭支援専門相談員の配置義務化から十年が経過したものの、配置体制の不備や脆弱さが明らかになった。一方で、このような状況のなか、各施設の家庭支援専門相談員が児童や保護者を中心とした当事者主体の支援、アウトリーチによる地域支援、関係機関との連携・協働を基盤としたファミリーソーシャルワークを展開していることが認められた。また、今後の家庭支援専門相談員の目指すべき方向性・役割として、①アドミッションケアからアフターケアまでの親子関係再構築支援・家庭支援およびマネジメント、②退所児童の再非行防止支援の二つを提示した。あわせて、今後、児童自立支援施設の特性に応じたファミリーソーシャルワークを確立していくためにも、家庭支援専門相談員の配置体制の整備・拡充（常勤かつ専任の配置など）やガイドラインの策定とともに、全ての児童をファミリーソーシャルワークの対象として位置づける必要性を示唆した。

本稿では、児童自立支援施設における家庭支援専門相談員のファミリーソーシャルワークに焦点をあて論考したが、児童自立支援施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークやコミュニティワークのあり方についても、今後検討されるべき研究課題である。

謝辞

当施設における今後の家庭支援専門相談員業務を検討していくにあたり、全国の児童自立支援施設へアンケート調査を実施したところ、多くの施設からご回答をいただき、参考にさせていただきました。この場を借りて改めて厚く御礼申し上げます。

注釈

- 1) 現在、児童自立支援施設運営実態調査では、職種別職員として「ソーシャルワーカー」の項目を設けている。しかし、入力基準が明確でないため、家庭支援専門相談員を「ソーシャルワーカー」としてカウントしている施設と、していない施設に分かれており、正確な統計にはなっていない。
- 2) 「その他」の詳細は不明。
- 3) 「乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン」が策定されている。

参考文献

- ・安部計彦 (2018). 子ども虐待と非行の関係 人間科学論集, 14(1), 167-194.
- ・石井真一・荒井琴江 (2010). 児童自立支援施設提携型グループホームの実践ー「福生ホーム」開設からこれまでもー 非行問題, 216, 57-68.
- ・石川県立児童生活指導センター指導課 (2007). 親 (保護者) 支援・家庭支援のあり方を考察する 非行問題, 213, 60-68.
- ・石田賀奈子・芝野松次郎・原佳央理・山岡美智子 (2007). 児童福祉施設におけるファミリーソーシャルワーク実践に関する研究ー乳児院への実態調査の結果からー 子どもの虐待とネグレクト, 9(1), 25-36.
- ・石田賀奈子・芝野松次郎・山岡美智子・原佳央理 (2006). 児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの役割分析ーエキスパートインタビューの分析を通してー 子ども家庭福祉学, 6, 13-22.
- ・石飛勝 (2011). 児童自立支援施設におけるアフターケアの現状と課題ーアフターケアの取り組みに関するアンケート調査からー 非行問題, 217, 256-260.
- ・伊藤嘉余子 (2012). 生活型福祉施設におけるソーシャルワークの介入と調整ー児童養護施設実践に焦点をあててー ソーシャルワーク研究, 38(2), 100-106.
- ・犬伏祐三 (1977). 若葉学園をとりまく各関係機関とのつながりについて 非行問題, 176, 34-49.
- ・大澤朋子 (2013). 家庭支援専門相談員の機能と家族再統合 社会福祉, 53, 57-73.
- ・大城丈典 (2022). 児童自立支援施設における集団支援の可能性ー保護者の視点からみつめるー 非行問題, 228, 46-63.
- ・大原天青・笠松聡子・笠松将成・萩生田伸子 (2021). 児童自立支援施設職員の家族支援に関する意識と実態ー実践現場からの検討ー 非行問題, 227, 200-217.
- ・尾崎万帆子 (2012). 児童自立支援施設における

- アフターケアに関する考察－児童退所後の見守り支援に焦点を当てて－ 法学政治学論究, 93, 1-35.
- ・厚生省 (1999). 乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について
 - ・厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会(1996). 中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告書について <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/603.pdf>
 - ・厚生省編 (1952). 教護院運営要領－基本篇－ 日本少年教護協会
 - ・厚生省編 (1956). 教護院運営要領－技術篇－ 日本児童福祉協会
 - ・厚生労働省 (2011). 社会的養護の課題と将来像－児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ－ https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf
 - ・厚生労働省 (2012a). 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について
 - ・厚生労働省 (2012b). 児童自立支援施設運営指針 雇用均等・児童家庭局
 - ・厚生労働省 (2014). 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン 親子関係再構築支援ワーキンググループ
 - ・厚生労働省 (2016). 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査報告書 平成 27 年度先駆的ケア策定・検証調査事業 みずほ情報総研株式会社
 - ・厚生労働省 (2019). 平成 30 年度厚生労働省委託事業児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書 みずほ情報総研株式会社
 - ・厚生労働省 (2020a). 児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在) 子ども家庭局・社会援護局障害保健福祉部
 - ・厚生労働省 (2020b). 児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式報告書 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング
 - ・小林寿一 (2007). 地域社会を基盤とする非行防止活動の効果について－社会参加活動を中心に－ 法学研究, 80(12), 349-373.
 - ・小林英義・小木曾宏 (2004). 児童自立支援施設の可能性 ミネルヴァ書房
 - ・財団法人資生堂社会福祉事業財団監修・STARS(資生堂児童福祉海外研修同窓会) 編集委員会編 (2008). ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来－子ども家庭援助と児童福祉の展望－ 中央法規
 - ・佐々木英則・安西秀子 (1998). 家族短期入所事業について 非行問題, 204, 146-150.
 - ・佐々木光郎 (2014). 昭和戦前期における少年教護委員の実態史研究 静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要, 12, 25-38.
 - ・佐々木光郎・藤原正範 (2000). 戦前 感化・教護実践史 春風社
 - ・笹森一哉・斉藤やよい (2010). 高齢児寮における高校生の支援と提携型グループホームとの連携について 非行問題, 216, 43-56.
 - ・社会的養護第三者評価等推進研究会監修・児童自立支援施設運営ハンドブック編集委員会編集 (2014). 児童自立支援施設運営ハンドブック
 - ・白井和年 (2006). 家庭支援専門相談員 一年の実践から 非行問題, 212, 60-70.
 - ・白井利明・岡本英生・小玉彰二・近藤淳哉・井上和則・堀尾良弘・福田研次・安部晴子 (2011). 非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (VI)－「出会いの構造」モデルの検証－ 大阪教育大学紀要 第 IV 部門教育科学, 60(1), 59-74.
 - ・末功司 (2008). 入所児童の家族再統合への取組 非行問題, 214, 90-96.
 - ・鈴木義憲 (2022). 児童自立支援施設における家族再統合支援の可能性－施設機能を活かした家族とのつながりの取戻し－ 非行問題, 228, 64-80.
 - ・全国教護院協議会編 (1985). 教護院運営ハンドブック－非行克服の理念と実践－ 三和書房
 - ・全国教護協議会編 (1964). 教護事業六十年
 - ・全国教護協議会編 (1969). 教護院運営指針－非行からの回復とその方法論－
 - ・全国児童自立支援施設協議会 (2022). 全国児童自立支援施設運営実態調査
 - ・全国児童自立支援施設協議会編 (1999). 新訂版 児童自立支援施設 (旧教護院) 運営ハンドブック－非行克服と児童自立の理念・実践－
 - ・治療教育研究委員会 (1977). 明日の教護院をめざして 非行問題, 175, 134-145.
 - ・内務省社会局 (1925). 感化院収容児童鑑別調査報告・同附表
 - ・内務省社会局編 (1930). 感化事業回顧三十年
 - ・野坂祐子 (2019). 児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究報告書 (第 1 報告) 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業調査研究 (指定研究)
 - ・長谷川彰 (1986). 教護院におけるソーシャルワーク実践の現状と課題－東京都立 H 院を中心に－ ソーシャルワーク研究, 12(1), 30-41.

- ・長谷川彰(1989). 教護院におけるソーシャルワーカーの役割 -親子・家族関係調整の事例を中心に- 鹿兒島経済大学社会学部論集, 8(3), 79-89.
- ・早樫一男 (2010). 家族支援 児童自立支援施設における取組から 更生保護, 61(7), 20-23.
- ・早樫一男 (2022). 『家庭支援のあり方について』 -親子関係再構築 家庭支援専門相談員のあり方など- 非行問題, 228, 4-30.
- ・三堀久美子・星出信一郎 (2017). 愛着障害の視点からみた家族支援のあり方について 非行問題, 223, 45-63.
- ・宮崎正宇・大月和彦 (2019). 児童養護施設におけるリビングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割-レジデンシャル・ソーシャルワークに着目して- 文教大学教育学部紀要, 53, 97-105.
- ・武藤健太郎 (2022). 夫婦小舎制施設での家庭支援について-子どもの成長を家庭支援に繋げる- 非行問題, 228, 81-89.
- ・矢野茂生(2014). 児童自立支援施設におけるソーシャルワークの可能性-「家族全体支援と環境調整の重要性を考察する」-非行問題, 220, 196-203.

よりよく生きるための児童支援を目指して

～性問題研究委員会の今後の活動に向けて～



二豊学園（性問題研究委員長）

みしろ ようすけ

三代 陽介



二豊学園（性問題研究委員会）

もとやま かおり

本山 香織



二豊学園（性問題研究委員会）

なかむら ふみとし

中村 文俊

はじめに

本稿の目的は、大分県立二豊学園（以下、本園）に2022年に新しく設置された「性問題研究委員会（以下、本会）」における、本会結成の報告と委員の問題提起を行うものである。

性教育に関しては誰かに任せておけばよいものとして扱われがちだが、本来的には家庭教育においてその一次的な責任を負うこととなる。斎藤（2018）では、性教育は家庭教育の一環で日々関わる親などの支援が大切と位置付けている。児童自立支援施設に入所した児童は施設内において24時間、児童自立支援専門員らと生活することとなり、親代わりと言っても過言ではない。すなわち、性に関する問題は施設職員として避けては通れない課題であるとも位置づけられる。だが、入所児童の多くは既に性に起因する課題を抱えていることが多い。

かねてより、児童福祉施設が向き合ってきた性に関する問題に対しては、同じく本園でも危機感を持ちながら、現場レベル（寮）では取り組んできた。だが、一方ではベテラン職員の経験や知識に依存していた一面は否めない。そこで、本会の初年度の目標は、我々、委員自体の知識の底上げを図り、「性」に関する話題を広く議論できるようになることを目指した。勿論、将来的には、①「職員に向けた情報の発信」や、

②「児童に向けた取組」ができるようにしている。性に関する問題に関しては、加害児・被害児が長年感じていた人間関係のつまづきなど、周囲に気づかれにくい個別の課題を抱えていることが多い。これらに対応するべく、直接処遇の現場では性教育の必要性を考える職員が多くいる一方で、「失われた15年によって性教育そのものが停滞している」と厳しい指摘もある¹⁾。このような背景を踏まえ、本稿は「性について多様な価値観で考える」契機を提供するものである。なお、本会が結成初年度ながらも全国誌へ投稿するもう一つの意義は、本園における取組の紹介を通じて既に取り組んで入る先進他県からの助言や、我々の議論の元となる気づきが得られることを期待するものである。コロナウィルスの感染が少しでも落ち着き、全国の実務者たちと直接議論が出来る日が一日でも早く実現することを願いつつ各委員の問題意識を提示する。

I 性教育の歴史

2022年の児童自立支援施設の入所理由のなかで、「性」に関わる主訴は高い割合を占めている。小木曾（2022）は、児童福祉施設における性的問題行動に対して、近年特に表面化され

るも、これまでは施設が持つ独特の「閉鎖的文化」によって顕在化することがあまりない、昔から起こっていた問題であると位置づけ、現場の実態と実践を記した。では社会的実践や研究の場で「性」はどのように語られてきたのであろうか。例えば、川島（2001）によると、性問題は根深い課題であるとの見解を示し、直接処遇における性教育の難しさを明らかにした²⁾。このような背景に浅井（2020）では、わが国の性教育政策は、子どもたちの性意識・性行動の現実と国際的なスタンダードと乖離しており、日本の場合、例えば、中学1年の保健体育科の学習指導要領に「妊娠の経過は取り扱わないものとする」と記載されており、いわゆる「はどめ規定」による制限を加えている点で根本的な違いがあると指摘している³⁾。かつて、戦後GHQの公衆衛生福祉局の管理で文部省が展開した純潔教育は性風俗対策、性病対策の一環として位置づけられていた。当時、米軍兵士による性犯罪を懸念し性の防波堤としてR A Aが設立されるも、一方で設置者である国は性病の蔓延を危惧していた⁴⁾。こうした時代背景からも男女間の道德秩序を築くことを最大課題とされ、教育の場では修身科が中心として担ってきた⁵⁾。戦後の修身科なき社会では特設された道德の時間が継承することとなる。主に対象は女性に向けられ、貞操観念や月経教育など女性の性行動の抑制学習が中心だった。よって、男性は性教育の範疇にすらなかったのである。こうした純潔教育が性教育と呼ばれるようになっても本質的には変わりがなかった。このような背景を踏まえた上で浅井（2020）は、これまで性教育の軸は学校内での問題を未然に防ぐ視点が強く、いわゆる「寝た子を起こすな！」理論に依拠しており、性教育のあり方を問うことがなされなかったと危惧している。

では、世界の潮流として性教育は現在どのように位置づけられているのであろうか。性教育をリードしてきたアメリカでは、SIECUS⁶⁾などが包括的な性教育の展開を進め、方向性を示

した。具体的には性的発達と実態に即しながら、社会の性的環境を踏まえること。性的自己決定の能力を育てるためには、研究や実践を通じ、国家は現場の実践を支援していく。そして性教育の内容を検証し、創造していくことへ多様な価値観（子ども自身、関わる大人）を持つ人が、参加するシステムを大事にしていく包括的な性教育を目指している。また、人権教育として性教育をすすめることは現代社会の不可欠な課題へと発展し、教育、予防、対応に関して、一貫して取り組む必要があるものとなった。

II 児童自立支援施設における性教育

少年の性非行は1998年をピークに減少を見せている一方、依然高い水準にあり援助交際で補導された女子は2004年時点で2,500人を上回る（警察庁：少年の補導及び保護の概況）。我々の児童自立支援施設においても性に関わる主訴に基づいて入所してくる児童は近年、増加の傾向にある。『司法福祉学研究（2008）』では、現場の実務者の声として、石澤が一つの論文を発表した。研究の目的としては、児童自立支援施設がどのような意識のもと、どのような方法で性教育をしているかを明らかにすることとしている。全国の同施設へのアンケート調査の結果から導いた知見は次のとおりである。①95%以上の調査対象者が性教育は必要であると考えている。だが、②職員自身が性教育について不勉強な部分があり、指導することへの自信がない。また、性教育を実施していると回答した施設の65%の施設が年に1～3回の実施で頻度が少ないことが明らかとなったのである。このような実情に対し石澤は①個別のプログラムの作成、②職員の研修の充実（テーマ別）、③支援の連続性を保つために、最低でも月に2～3回の性教育の実施、以上の3点を提言している。しかし、性教育に対する意識・関心の高さに対して、性教育は盛んであるとは言えない状況が

あり、性教育の必要性が終始、悲観と共に訴えられていた。同じ実務者の目線として『世界の児童と母性 VOL.71』において心理療法の立場から相澤（2011）は、とりわけ児童自立支援施設において、大きく3つの予防的支援の必要性を主張している（表1）。

表1 入所児童の性的問題への関わり

	予防的支援の分類
1	性的問題の再発予防
2	入所児童全体への予防的「性教育」
3	施設内での性的問題発生予防

出所：相澤（2011）

相澤の説明を要約すると、「1. 性的問題の再発予防」に関しては、性的問題を持った児童には、単に性的欲求のみが課題としてあるわけではなく、多様な問題が複合的に絡み合って表出されるという点である。その上で、なぜそのような性的問題が生じたのか、性に関する知識をどれだけ持っているか、再度問題を起ささないという動機付けはあるのか、それらに取り組めるだけの能力や強さはあるのかといった点を慎重に見立てていくことが重要と位置づけている。次に「2. 入所児童全体への予防的性教育」では、生活に根ざしたものを行うことは特に社会的養護の対象とする子どもには必要であり、地域の保健所への訪問や、性感染症やH I Vなどの模擬検査を受けるなどして予防教育などを体験することを通じて学ぶ必要性があるということである。ただ、一方では、施設内で性教育を行う場合、職員間の性的問題への認識の差も考慮に入れる必要を訴えている。性的問題は扱う側の理解度によって子どもへ与える影響が大きく異ってくるからである。最後に「3. 施設内での性的問題発生予防」では、施設内での性的問題の発生は避けていきたいものの、実際の予防としては難しい点があるということである。特に児童自立支援施設では他の児童福祉施設とは違う問題の発生構造が強く影響をしている。その上で、施設内における予防的取組の重要性を認識し、再発予防に向けて、大人が少しでも

長く関わり長期的に支えていく必要性を示唆した。このような相澤（2011）の主張に対し同感できる部分は多く、本園の在寮女児に対して実践的に取り組める方法を模索していた。その時に一つの手がかりとしたのが、高橋（1925）に記された「女児の性教育」である。高橋は東京女子高等師範学校教諭であり、有名な児童教育家でもある。ともすれば時代錯誤な面も否めない。しかし、綴られている内容は我々、現場の視点から見るとヒントが散見しているように思える。例えば、各論の中では、性的課題に対する対応・予防法として、「身近な環境を整理すること」、「清潔、睡眠に関すること」、「衣服及び食べ物の注意」、「趣味を持つこと」、「運動をすること」、「将来へ夢を持つこと」などを必要な取組として位置づけている。賢明な読者の皆様はお気づきだと思うが、私たち専門員が日々、寮内で行っている支援そのものではないだろうか。我が学園においても、上記の支援に加え、「自己決定」や「他者との共感性」を育む支援を行っている。だとすると、やはり最も重要なのは日々の寮内での関わりや生活訓練をどれだけ大切にできるかという点が重要であり、関係性を構築しながら、これらの上に各種プログラムが存在しているのではなかろうか。高橋は書の最後に次のように記している「かくして女児の性教育の効が見られれば、一方男児の性教育の進歩と相伴って、個人の幸福は更なり、施いては国民の幸福・人類永遠の幸福が生み出される」。

近年、科学技術の進歩、国際化・情報化の進展等激しく変化する社会を背景に、我々、国民の性に対する意識や価値観は多様化してきているといえる。では、子どもの社会はどうであろうか。あふれる情報を取捨選択できず、スマートフォンやP Cに関連する性に関する被害は増加の傾向にある。このような時代の流れの中では性的課題を抱える児童の入所は増えてきている。種類は様々であるも、男児であれば幼児猥褻、性加害、同性間での性的いたずら、下着窃盗など。女児であれば、不純異性交遊、援助交

際、性被害、性虐待などである。そのような状況のなかで生活を通しての治療だけでは対応しきれない部分も生じている。勿論、医療介入や治療プログラムの重要性は認識しつつも、専門員としては日々の生活の中での関わりにおける、生活治療を重視しながら今後も関わっていきたいと考えている。大切なのは生活治療と並行しつつ、各児童の実情に応じた支援をしていくことではないだろうか。

Ⅲ 情報教育の必要性と性教育の関係性

本節では、Ⅱ説の文末において警鐘したPCやスマートフォンを含む高度情報社会（インターネット等）と児童の関わりを見てみたい。最新統計では、中学生（81.8%）、高校生（98.6%）と極めて高い割合で自分専用のスマートフォンを所持している⁷⁾。このような状況からも、本園に入園する児童も何らかの形でインターネットを使用した経験は多く、退園直後にはスマートフォンを所持する傾向にある。これらは、全国的にも共通の課題であり傍観視できない。

では、情報化社会における児童を取り巻く課題とはどのような内容だろうか。まず、顕著なのが児童ポルノに関する事案である。特に児童が自らを撮影した画像に伴う被害が多く発生しており2018年には1,276人に及ぶ⁸⁾。また、性加害を主訴として本園に措置されている男子児童の多くが、入園以前にインターネットの閲覧による猥褻動画を見た経験が多く、「動画と同じような行為はすべての女性が喜ぶ」といった誤った認識を抱いていることも少なくない。このような状況に対してインターネットを介しての性被害の抑止やトラブルに巻き込まれないためにどれだけの対応ができていのだろうか。

現在の子どもたちは、生まれた時からインターネットが身近な存在にある。パソコンやスマートフォンの扱いについて、子どもから教えてもらったことがある大人も少なくないのでは

ないだろうか。筆者自身、SNSをほとんど利用しておらず、この論文作成のために学んだことが多い。その中で、SNSなどの言葉では、アクセスを制限されるおそれのある言葉（NGワード）として、引っかけられないための隠語が多く存在している（表2）。

表2 SNS上での隠語

神待ち	自宅に泊めてくれる人を探している
サポ	サポート希望、援助交際を意味する
JK、JC	女子高生、女子中学生
助けて	金銭的援助を求めている
対局	性行為
荷、U吉(ユキチ)	荷＝二、20,000円、「荷で助けて欲しい」という場合、20,000円で援助交際して欲しい
PJ	パパ活を希望する女性

筆者作図（2022）

これらの言葉はごく一部で、他にも多くの隠語が使用されている。このような状況に対して、「未成年者の携帯電話・スマートフォン利用実態調査」⁹⁾によると、未成年者の89.8%がSNSを利用しており、そのうち、40.1%がネット上のみでのコミュニケーションだという。さらに、SNS上の者と「会った」、「会いたいと希望する」割合は40.3%に及ぶ。注目すべきは、そのうち60.7%はSNS上の会話を通じて相手を信頼しているという点である。一方、性被害などに対する危機意識は依然として希薄である。例えば当事者になり得ると感じたWEB上の事件は「特にない」とした未成年者は、42.1%と実に4割が危機感を感じていない。さらに、自分は誘拐事件にあわないと思う（89.2%）、自分は自撮り被害にあわないと思う（92.9%）との結果が出ている。このような状況に対して有効とされているのが、保護者がきちんと使用を管理することである。例えば、未成年者のスマートフォン利用に対して有効とされているのが、ペアレンタルコントロールである¹⁰⁾。しかし、実際には未成年者のフィルタリング使用率は35.0%と低い割合で活用には至っていない。また、世の中の保

護者の実態は「子どもの判断に任せている」23.0%「SNS等の利用については子どもと月1回以上話している」40.7%と利用方法は子どもに委ねていることがかなり多い点が判明した¹³⁾。

インターネットはとても便利な存在であり、子どもたちにもとても身近な物である。調べたことをすぐに知ることができ、誰とでもつながることができる。しかし、その情報の中には、欲しい情報も、欲しくない情報も、同時に入ってくることもある。そのような状況の中で、子どもの目に触れさせないようにすることは難しい。子どもを守るためには、大人がインターネットやスマートフォン、SNSを理解し、正しく教えていくことが性教育にもつながっていくのではないだろうか。そのための最初の取組として、我々支援者が、実社会に応じた知識を身につける必要があると考える。なお、「性教育の手引き（東京都）」では、高等学校情報科の授業において、SNS利用によって生じるトラブルについて扱われている。今後、それらを手掛かりに在園児童向けのパンフレットや啓蒙活動に使用できる教材を作り上げていこうと考えている。

VI まとめ—今後に向けて—

2016年3月、厚生労働省は、養育支援の内容と方針について「児童養護施設運営指針」を示した。この指針において、性に関することがらが明記され、施設における性への取組が設けられ、性教育の実施及び職員への研修が求められることとなった。施設で起きる性的問題に対応しようとするとき、大多数の職員はとかく性教育プログラムの実施や実践的活動に注目しがちとなる。しかし、性問題の内容が、年少者の性器の見せ合いから妊娠、性病など多岐に及ぶため実際には一括りにはし難いものがある。同様に小木曾（2022）では、「児童養護施設等において“性的問題”をどのように捉えて行くか」という議論すら十分に行われていないのが現状

である」とし、森田（2008）の性化行動を見分ける項目分類を紹介している（表3）。ただ、一方では性化行動というものに対し、子ども自身の特性のように見えてしまうことへの危険性を指摘している（筆者も特に留意している点である）。

表3 性化行動項目分類

1	力関係	脅し、買収、秘匿の強要、年齢差など
2	頻度・関心度	性的関係の常習化、マスターベーションを見せる等
3	内容	大人の性行動の模倣、サディスティックな性的行動
4	感情	性的行動に恐れなどが伴う場合に支配関係が硬直化する

森田（2008）参照

児童自立支援施設に入所する児童の入所前の生活は必ずや平穏な生活環境を保証されてきたとは言い難い。したがって、家庭的な環境のなかで個別の児童が抱える性的課題に対して、ゆっくりと時間をかけて関わっていくことが効果的であると考えられる。その上で、個人的要因にばかり着目するのではなく、家庭や地域などの環境要因も把握し、性的行動は如何にして表出されたのかを探りながら日々の支援へ還元したい。なお、本稿で示した各委員の問題意識については、本会における性教育への入り口に過ぎない。今後、将来的には性教育における先進他県と本園職員が活発な議論が出来る土台作りを目標としつつ、新たな取組の一端を紹介させていただいた。なお、先行レビューの脆弱さや、心理を軸とした性教育の紹介に及んでない点は今後の課題としたい。

注釈

- 1) 都立七生養護学校において2003年7月4日、東京都教育委員会及び都議会議員らが新聞記者を同行し同校を訪れ、同校の性教育にかかわる教員らを直接強く批判するなどの事態が発生し、その直後同校で性教育に使用されていた全教材類について、都教委による回収管理へ。なお、この領域は浅井（2018）を参照されたい。
- 2) NII 国立情報学研究所の学術情報ナビゲータにて

「児童自立支援施設」「性教育」というキーワードで検索すると、『日本性科学会雑誌』へ掲載された川島（2001）ら「児童自立支援施設での性教育の実際」が最も古い。

- 3) 新学習指導要領においては、いわゆる「はじめて規定」を原則削除。また、はじめて規定の緩和に言及したものと、現代教育科学（47）では現場との兼ね合いも言及している。そのほかには、14本の論考があるので詳細は文献を参照されたい。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/tosho/003/gijiroku/08090901/004.htm
- 4) Recreation and Amusement Association (RAA) 特殊慰安施設協会。RAA に焦点を当てたものの文献は少なく、例えば、乃南アサ『水曜日の凱歌』では大森海岸と熱海の RAA 慰安所を舞台に、翻弄される女性たちの姿と思いを描いたものがある。内容は手順を踏襲した質的調査とはいえず、状況描写に優れており一読する価値がある。
- 5) 修身は、身を修めることを意味する第二次世界大戦前の日本の小学校における科目。1890年の教育勅語発布から、1945年の敗戦まで存在。イギリス等の宗教教育や戦後日本の道德教育に相当するもの。
- 6) SIECUS = Sex Information and Education Council of the United States (アメリカ性情報・性教育評議会)。Mary Steichen Calderone (1904—1998) と、L・カーケンダール Lester Allen Kirkendall (1904—1991) らによって提唱されたもので、現代の性教育の根幹をなすものである。<https://siecus.org/>。
- 7) 令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）令和2年3月 内閣府 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/tyousa/r01/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf
- 8) 政府広報オンライン「SNS利用による性被害等から子どもを守るには」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201508/1.html>
- 9) デジタルアーツ株式会社「未成年者の携帯電話・スマートフォン利用実態調査」
<https://www.daj.jp/company/release/common/data/2020/040701.pdf>
- 10) parental control：子どもが使うパソコンやスマートフォン等の機器を親が管理するための機能）やフィルタリング機能（事前に決めておいた条件に基づいて閲覧可能なウェブサイトと閲覧不可能なウェブサイトを選別する機能）である。
- 11) 前掲 9) より

参考文献

- ・相澤林太郎, 2011, 「子どもの性的問題と予防的支援—児童自立支援施設での取組」, 『MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORD 世界の児童と母性』53-60, 資生堂社会福祉事業財団。
- ・浅井春夫, 2018, 『わが国の性教育政策の分岐点と包括的性教育の展望—学習指導要領の問題点と国際スタンダードからの逸脱—』, まなびあい。
- ・浅井春夫, 2020, 『包括的性教育：人権、性の多様性、ジェンダー平等を柱に』, 大月書店。
- ・有田朋美, 2012, 『いやされない傷—児童虐待と傷ついていく脳』, 診断と治療社。
- ・石澤方英, 2008, 「児童自立支援施設における性教育—全国児童自立支援施設へのアンケート調査をもとに」『司法福祉学研究』, 現代人文社。
- ・榎本稔（編著）, 2014, 『性依存の治療—暴走する性・彷徨う愛』, 金剛出版。
- ・小木曾宏, 2022, 「社会的養護における子どもの性的問題、の実態と理解」『児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック』, 生活書院。
- ・川島広江, 窪田和子, 大川玲子, 「児童自立支援施設での性教育の実際」『日本性科学雑誌（19）』。
- ・厚生労働省, 2020, 「社会的養育の推進に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>
- ・斎藤益子, 2018, 「我が国の性教育の現状と課題」『現代性教育ジャーナル（87）』, 日本性教育協会。
- ・高橋寿恵, 1925, 『女兒の性教育』, 明治図書。
- ・野波アサ, 2018, 『水曜日の凱歌』新潮社。
- ・野坂祐子, 2019, 『トラウマインフォームドケア問題行動を捉えなおす援助の視点』, 日本評論社。
- ・橋本紀子, 池谷嘉夫, 田代美江子, 2018, 『教科書にみる世界の性教育』, かもがわ出版。
- ・藤岡淳子（翻訳）, T.J. カーン（原著）, 2009, 『回復への道のり - 親ガイド - 性問題行動のある子どもをもつ親のために』, 誠信書房。
- ・藤岡淳子（翻訳）, T.J. カーン（原著）, 2009, 『回復への道のり - パスウェイズ - 性問題行動のある思春期少年少女のために』, 誠信書房。
- ・藤岡淳子（翻訳）, T.J. カーン（原著）, 2009, 『回復への道のり性問題行動ある児童および性問題行動のある知的障害をもつ少年少女のために』, 誠信書房。
- ・藤野友紀, 2007, 「支援研究の始まりにあたって生きづらさと障害の起源」, 『子ども発達臨床研究』, 45-51。
- ・Mather, Cynthia Lynn, K.E. Debye 1955 (原著), 野坂祐子, 浅野恭子（翻訳）, 『あなたに伝えたい

こと：性的虐待・性被害からの回復のために』，誠信書房。

- ・森田ゆり，2008，『子どもへの性的虐待』，岩波書店。
- ・森山至貴，2017，『LGBTを読みとくークィア・スタディーズ入門』，筑摩書房。
- ・八木修司，岡本正子，2012，『性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援』，明石書店。

トラウマを抱える職員が、子どもを支援 するということ



国立きぬ川学院 教務主任
おおしろ ゆほ
大城 由峰

1 はじめに

恵まれた環境で育ったのに、それを当たり前のように思い、感謝もせず、いつもどこかで不平不満を探している人が嫌いだ。

現職に就いてから、「職員の実子が可愛がられている光景を見ると、つらい」と泣きながら話す子どもがいた。それを聞いて私は「その気持ち、なんか分かる」と感じていた。その後、日々を送りながら「なんとなく『この人、嫌い』と感じるタイプ」について考えてみたのが、冒頭の一文である。さらに、何故自分がそういうタイプを嫌悪するのか考えていくと「なんか分かるわ」と感じた理由と結びついた。「自分にはなかったものを持っている人を、羨む気持ち」が出处だからだった。

自己紹介も兼ねるが、私が少年非行に関心を持ったのは、中学生の時に起きた神戸連続児童殺傷事件の時だった。同年代が起こした凄惨な事件で「14才は危ない」とマスコミに騒がれる中、クラスメートが「怖いとは思うけどさ、なんか分かるよね」と話した。思春期における心の闇に興味を持った。また、母親が突然家出し父親は多忙のため、祖母に養育されている友人がいた。学校では問題ばかりを起こし、教員から毎日のように叱責されていた。当時の私には、教員たちは彼が抱えている寂しさや背景を全く見ずに、力でねじ伏せようと怒鳴ってばかりいるように見えた。「こんな大人じゃない大人になりたい」と思った。

少年非行に関わる仕事は、少年院しかないと思っていたが、大学4年の時に、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所（現在の人材育成センター）を知り「矯正教育よりも、福祉的観点からの『育て直し』の方が魅力的」と思い、受験して入所した。初めての夫婦小舎制寮の実習で「実際の夫婦が生活を共にすることが、こんなにも安心するのか」と感動した。脅かされることのない生活を過ごせている子どもを見て「私も、ここで育ちたかった」とも思った。どの寮担当も魅力的で、どの寮にも温かさがあった。私も寮母になってみたいと思いつつ養成所を卒業して、児童相談所で勤めた。運良く夫が私に惚れてくれたので、結婚して、当院の普通寮を持たせてもらえることになった。

2 子どもの支援と向き合うなかで

「子どもは鏡」と言われているが、その通りだと私も思う。「〇ちゃんのあの時の反応、奥さん（＝寮母のこと）にそっくりだったよ」「1寮イズムが身に付いてきてるね」等と言われたことが何度もあった。職員の考え方や言動、しぐさ等が似てくるのだ。良くも悪くも、である。だから職員は、子どもに悪い面を映し出された時にはハッとさせられる。戒めの言葉でもある。

しかし、私にとっては別の意味もあった。私たちの寮では、子どもの支援過程において、子ども自身の振り返りには重きを置いてきた。子どもと共に生い立ちや心情を整理することで、入所に至った理由を考え、同じことを繰り返さないための方法を探り、退所後の生活を前向き

に捉える大切な作業であることは、言うまでもない。その作業のなかで、「お母さんって、他のきょうだいのことは可愛いけど、私だけは嫌いなんだと思う」「家で独りぼっち、何日も過ごした時の怖さが忘れられないの」「ママがね、死んだ（自殺）時、正直ほっとした。『今から死ぬ』って連絡が来る度に、探し回って、いつもハラハラしてた。死んだら、やっと終わったって思った。そんな風に考えちゃう私って、ひどいよね？」「あんな思いしたら、もうどうでも良くなって。『自分を大切に』とか、意味がわからないの」等、心情を吐露する子どもに共感し、時には一緒に涙したりもした。最初は、子どもが素直な感情を私に語ってくれることが純粹に嬉しかった。今まで関わってきた大人にはできなかったことを、私にしてくれているという安堵も感じた。より子どもを理解できたことも、今後の支援に活かせるヒントをもらえたことも、前向きに捉えていた。しかし、こういった面接を積み重ねるうちに、いつしか「こんなに共感してしまう私って、もしかして、当事者だったのか？」と感じるようになった。

私自身は「別に大したことじゃない」と思ってきた生育歴や経験が、子どもの理解を深めたり、支援を展開するうちに、次第に表出されていくことになった。時には、無理矢理こじ開けられたり、えぐられるような痛みもあった。そして、それは、年数を重ねるごとに、心の中に深く埋まり、硬く凝り固まり、重い塊になっていく、嫌な感覚があった。私のなかで「なんでもない」と思ってやり過ごしてきたことが、子どもを支援する時間を積み重ねるごとに「向き合わざるをえない、過去の辛い経験」に変わっていった。向き合う子どもが鏡になり、私のトラウマを映し出してくれたのだ。

いつしか、私は「自分のような目に合うことのないように」という想いを子どもに向けてい

て、それが仕事をする原動力にもなっていることに気づいた。円満とは言えない家庭で育ったことも、家出の常習犯であったことも、何もかもがどうでもいいと思って生きていた日々も、子どものそれらを共感できる自分の強みだと思っていた。実際に、子どもが話す家庭不和の辛さには、「どこか別の場所に行ってしまうって気持ちになるの、分かるよ」等と声をかけ、振り返りや心情吐露が進むこともあった。私たちが支援する子どもは壮絶なサバイバルをしてきた分、目の前の大人が本心で言っているのか、ただの表面上の繕いなのかなど、瞬時に察することができる。だからこそ、私は嘘のない言葉をかけることが出来る自分に自信すら持っていた。恵まれた環境の中で、それはそれは幸せに生きてきた他者から向けられるキラキラした言葉に傷つけられ、受容されることへの諦念も、怒りも、同様に抱いてきた身だからこそ、出来てきた関りが実際多かったとも思う。

共感や受容は、子どもだけではなく大人であっても、心を開く第一歩になると思う。単なる言葉だけではなく、実際に同じ経験をしている人からの共感心は心を癒す効果もあると、私は人生の中で体感してきた。この「この人は分かってくれる」と感じてもらえるためのツールとして、私は自分の経験を共感という方法で活用してきた。そして前述したように、子どもと生活する日々を重ね、対峙する子どもが増え、退所後も関わる中で、自分のトラウマを認識していき、「私のような辛い思いをしない子になってほしい。そのために、この子に何ができるか」という視点も、自然に持つようになっていったのだ。

同時に、この職に就いてからずっと思っていること。過去に色んなことがあっても、自分なりに人を大切にして、本気でアホなこととして笑って、そこそこ良いパートナーと一緒に、楽しく働いている私を見て「大人になるって楽しいことかも」と子どもに感じてほしい。それを体現していくことが、自分がしたい仕事だと信じて、子どもと向き合ってきた。

ここまで読んでいて、どんな感想をお持ちだろうか。「分かる」と頷いている方も、全くピンとこない方もいると思う。だが、私が出会ってきたこの業界の職員たちは、なんらかのトラウマを抱えている方が多い印象がある。「苦しい思いをしたから、同じような苦しみに寄り添える」のは、素晴らしいことだと思う。しかし、子どものトラウマケアに熱心なこの業界の職員たちは、果たして、自身のトラウマはケアできているのだろうか。トラウマを抱えながら子どもを支援する際に生じるであろう傷つきの再体験や、支援をしていくうえでの留意点を教えてくれる誰かがいるのだろうか。さらに、トラウマを抱える同僚に対する理解や配慮は積極的に行われているのだろうか、私は疑問に感じる。

また、社会的養護で育ったいわゆる当事者が児童福祉の職に就くことがある。「私も寮母になりたい」という子どもが何人もいた。実際に児童養護施設でアルバイトした退所生もいる。おそらく、このような希望を持つ子どもの声を、何度も聞いているのではないだろうか。職員たちの働く姿を見て「になりたい」と思ってくれること、子どもが自分の経験を活かして今度は支援する立場になりたいと望むことは、素晴らしいことのはずだ。しかし、私たちは、実際にその夢が叶った子どもに対して「大丈夫か?」と心配してしまう。おおよそ、それは「子どもに飲み込まれないか」「引っ張られて、ケアする立場じゃなくなるんじゃないか」等の不安からだと思う。そんな曖昧な不安を抱くばかりで、子ども（その時は大人になっているが）が納得する明確な懸念点の提示はできるだろうか。また、不安を払拭させるような具体的なアドバイスはできる現状なのだろうか。

以下に、私のエピソードを用いて、トラウマを抱える職員、当事者の職員が、子どもを支援する上での留意点について私見を述べさせてもらう。ここで扱う「トラウマ」は、いじめ、死別、虐待、保護者の精神疾患の支え、搾取、D

V、自然災害等、読んでいる方が「自分がそうかも」と思われること全般について該当するように綴っていく。また、これは今流行りの科学的根拠などない。「それって、あなたの感想ですよね?」と言われたら「うん」と即答することを事前にご理解いただきたい。

3. 自覚できているトラウマ

(1) 自己覚知

トラウマを抱える子どもの支援において、アセスメントの重要性は言うまでもない。トリガーになる事象を職員は把握している。不調になった際の経緯から、トリガーを新たに認識していくこともある。子どもの成長・発達にあわせて、それを子どもと共有し、子ども自身も自分を理解していくことは理想でもある。

職員にとっての自己覚知は、これらと同様もしくはそれ以上に重要なことだ。子どもを支援する中で自分のトラウマに触れることは多々ある。そして、それは大抵、唐突にやってくる。食器洗い中の会話で、授業での発言で、レクで負けて悔しがる反応で、固まっている子どもの対応で、思いもよらない場面、予想もできない状況で、突然ふと想起させる事象が起きるものだ。そういった場面が起きることを事前に知っていなければ、その都度、動揺したり、妙な気分の落ち込みに襲われたりしてしまう。それを消化できないまま子どもの支援にあたると、普段なら流せることにも怒ってしまったり、うまく笑えなくなったりと、調子が悪くなってくる。それらから目を背けたままにしていると、いずれ心身が辛くなる。そしてその辛さが、支援されている子どもに波及し影響が出ることは当然のことだ。

そうした事態を防ぐためにも、職員は自覚しているトラウマ、トリガーになりそうな場面やワード（これらは増えたり減ったりすることも認識してほしい）、それに触れた時の自分の思考や言動のパターン、何に投影してしまいがち

か等について、日頃から把握しておく必要がある。そして、「あ、この話題は、自分ちょっと感情的になってしまう」などと自覚しているのとしていないのでは、雲泥の差がある。

(2) 「自分もそうだった」をどこまで活用するか

自分と同じトラウマを経験した子どもと対峙する時に「分かる」と共感を示してきたと前述したが、私は「私も子どもの頃にさ」等と明確かつ具体的に言葉にすることは避けてきた。それは何故か。子どもに気を遣わせないためだ。

どんなにトラブルの絶えない子どもでも、知的能力が低くても、特性が強くても、暴れちらかす子ども、子どもは繊細だ。「この発言をしたら、先生が苦しむかも」と気遣う。言葉にできなくても気にする。言葉にできない気遣いだからこそ、心に積もって、不穏になってしまう場合もある。

私は、そういった気遣いを子どもにさせてしまうと、自分の思い描く「支援者」ではなくなる気がしていた。私が苦手なことは子どもが助けてくれたり、励ましてくれたりするような生活の中での子どもからの気遣いは、十分に溢れていた。そこに、職員のトラウマへの気遣いをプラスさせることはしなくなかったからだ。

もしも、「自分もそうだった」と明確に子どもに伝える支援展開を希望する場合は、こういった、子どもに気を遣わせることになることを意識してほしい。子どもの動揺にも配慮し、伝える内容や範囲についても熟慮すべきだ。さらに、それは子どもが関わる他者にも知られる可能性も把握したうえで行うべきだ。悪意の有無に関係なく、子どもは誰かに話す。それを責めず、受容する姿勢が必要になる。

また、自分のトラウマと似たような経験に共感していくと陥りやすいのが、不幸マウントを取ってしまうことだ。「自分もそうだったよ」と話された子どもが「そうだったんだ。先生も同じような辛さを経験したけど、乗り越えて大人になったんだ。自分も、そうなれたらいいな」

と前向きに受け止めてくれば、それは子どもにとってプラスの経験になる。ただ、子どもが「そうなんだ。でも、自分の方が先生より辛い状況だった」という思いを抱く場合もあるだろう。そうした反応に対して、職員が受容の姿勢ではなく「自分の方が不幸だった」とマウントをとるような言動をしてしまっただけではいけない。マウントというものは、大抵意味がない。コンプレックスや自信のなさを露呈するだけの愚かな行為だとも、私は感じる。

また、「自分もそうだった」を活用する際のみならず、常に留意しておくべきことがある。辛さに共鳴しすぎて、支援方針から逸れる対応をしてはいけない。施設として、寮として、検討して決められている支援方針から逸脱するような言動にはなっていないかどうかという意識は、いつも明確に持つべきだ。

(3) 子どもが望んでもいない「自分の経験からのアドバイス」をおしつけない

支援において、もう一つ重きを置いてきたことがある。それは、子どもの自己決定だ。入所する子どもたちは、選択肢を提示されることもなく、大人の判断で措置された子が多い。子どもを守るための大人の配慮であったとしても、時にそれは、納得のいかなさから問題行動という形で現れることも多かった。そうした経験で傷ついてきた子どもに、同じような思いはさせたくない。トラブルの解決方法でも、退所先でも、子ども自身で決定したことを応援する立場でいたかった。それは、トラウマの整理においても、重要に位置付けられる。

子どもは相談したい相手に話す。この人からのアドバイスなら聞きたいと思える人に求める。それに該当した職員はアドバイスをするのが望ましい。(ただ、実際は「その話は、〇先生にして」と、流さなければいけない立場の方もいるだろう。これは本題から逸れるので言及を避ける) ここで陥ってしまいがちなのが、子どもは「話しただけ。別にアドバイスとか求めてな

い」状態なのに、似たような経験のある職員が「アドバイスしてあげなきゃ」と熱が入り、自分の経験談や乗り越えた経緯など一方的に語りに入ってしまうことだろう。子どもは「めんどくさい」「話さなければよかった」と、開きかけた心を閉ざしてしまう虞もあるため、この見定めは肝心である。

また、望んでもらったアドバイスに対しても、それをどう感じ、どう受け入れ、どう整理し、どう行動していくのかは、子ども自身に選択権も決定権もある。職員はそれを尊重すべきだ。同じ経験をした分、情熱とエネルギーをかけてアドバイスしたのに、予想と反する展開になると怒りや憤りを抱くかもしれない。しかし、あなたと子どもは、別の人間である。その感覚は忘れてはいけない。

(4) 無礼な同情にならないように

子どもの辛さに触れた際に「涙が出そう」と言う職員がいる。私は内心「一滴も出てないやん」と突っ込みながら、なんて失礼なことだろうと感ずることがある。子どもからも「生育歴話したら、〇先生に『泣きそう』って言われた。ムカついた」という話を聞いたことがある。子どもの表情を見て、その職員の言葉はこの子にとっては無礼な同情になってしまったんだなと思った。この感想は、「共感は大切だ」と述べていることと矛盾しているだろうか。違う。本当に心から共感して辛さに寄り添うことと、見せかけの涙や言葉は、全く異なるものだからだ。ハッとした方は、気に留めてほしい。本人が求めてない同情心むき出しの言動。当事者からすると、これほど腹立たしいものはない。特に思春期の荒波にいる子どもたちは、それらに過敏に反応してしまう。その子が「かわいそうと思ってほしい」と望んでいるのならば、話は別だが。時に、同情は人を傷つけるものにもなる。その視点は持ってほしい。

ただし、子どもへの想いから、辛さに触れて本当に辛くなる場面や、自分の過去とリンクし

て悲しみを抑えきれないことは、実際に起きる。職員として、素直な感情をストレートに伝え、心を通わせることは、この業界では大事な理念でもある。そんな折には、「ただの同情ではないこと」を言葉で説明を付け加えることが必要な場合もある。「ごめんね、あなたがそんな思いしてきたと思うと、私はつらくて」とIメッセージとして伝える。その効果は、時代の変化があっても、変わらずに大きいものだと感じている。

(5) 自身のトラウマを職員に共有する際の留意点

この業界は、大企業ではない。同じ施設に勤める職員の中だけで「知らない人」などいない。多くの場合は、児童相談所等関係機関の職員までも「知っている人」で溢れているだろう。もし、信頼できる職員に、自分の傷つきを相談できたとしても、「みんなに知られてしまう」「腫物扱いされる」「自分には、理解を示してくれるあの職員も、陰ではなんて言ってるだろう」等という不安が離れない。この壁を、乗り越える覚悟があるかどうかはカギになる。

また、例え児童福祉に携わろうと、多数の子どもと向き合ってきた先輩でも、「分かってももらえない人」には、分かってももらえないこともある。その際に、「福祉職している身のくせに、なんで」「そんなんで、この仕事できないだろう」など怒りの感情に囚われてしまいがちだ。これを書いている私も、経験がある。しかし、夏がダメだったりセロリが好きだったりするように、育ってきた環境が違ふと考え方は異なる。それが現実だ。そこで、その人を「嫌いだ」と見下すか、それでも分かってもらおうと努力するかは、あなた自身に決定権がある。ただ、そういった現実と直面する可能性を、前もって理解しておくのは重要だと思う。

(6) 保護者支援において

強烈なクレーマーや、クセの強い保護者の対応

に苦戦することは少なくない。子どもに丁寧な支援を展開して、子どもが成長を遂げても、保護者がそれに見合った子どもの理解に応じてくれない。子ども自身は生い立ちの整理や非行に至った原因を見つめ直すことを頑張っているのに、保護者は自分たちの育児を反省してくれない。

ただ、保護者も子どもと同様に、育児を適切に行えなかった背景がある。退所後に家庭復帰を目指している際は特に、私たちは児童相談所と協働して、子どもに対する支援と同じような関わりを保護者にもする必要がある。

保護者は孤独であることが多い。保護者は児童相談所を「お役所仕事」「子どもと私を引き離した人」と敵対視していることも多い。しかし、実際に子どもと生活を共にしている施設職員には、(子どもの問題行動が改善していたり、施設での生活に頑張りをを感じる場合は特に)好意的に関わる場合が多いように体感している。

さらに、施設職員は生活エピソードを山のようには持っている。「〇ちゃん、寮でこういうことがあったんです。ご家庭でも、そういうことはありましたか？お仕事をされながら、この子を育ててきたのは、本当に大変だったと思います。」嘘ではない。本当にそう感じるから伝えてきた。たいていの保護者は、共感してくれることに安堵されていた。「分かってくれる人がいる」という安心感は、孤独な保護者にとって、子どもと共に前に進むためには大きな最初の一歩になるようにすら感じる。

こういった保護者への支援の中で、職員のトラウマなどを話すことは、かなり慎重になった方が良く私は思う。なぜなら、保護者は専門家ではないからだ。偏見が当たり前存在する世界で生きている。一気に見下して「そんな人には相談できない」と思われる可能性がないとは言いきれない。残念なことに、リスクがメリットを上回ってしまう可能性が高いからだ。心の関りだけでなく、リスクマネジメントについても、常に私たちは気に留めておく必要がある。

4. 自覚できていないトラウマ

ここまでは、私の中では「自分で向き合い整理できている」経験(だから、それをトラウマと言うのは抵抗すら感じる)のエピソードと、それに対峙したものを述べてきた。次は、子どもを支援する中で、えぐられ、苦しめられた「整理できていないトラウマ」に晒されたケースを綴る。

寮を持って十数年が過ぎた時期に、性非行が主訴で入所したA子は、特性も強く、寮生とのトラブルの絶えない子どもだった。私は、そのトラブルが起きる度に、他の子どもの愚痴を聞いて仲裁する立場だった。子どもの『育て直し』のためにはグループワークの重要性と効果を大切にしてきたので、トラブルがあっても、双方から心情を聞き、話し合いで解決するというスタンスで寮を運営してきた。しかし、A子は、解決のために動いている最中にも、新たなトラブルを起こす。ストレスで、それまでしたことのない自傷行為をする寮生まで出てきた。寮生を守れていないことにも、私は焦っていた。A子への不満を聞く毎日。A子を疎外させないために、「でも、A子も頑張っている点はあるじゃない？」という話の終わらせ方をとることで、寮生への不満が完全には拭えていないことも私は感じていた。いつ起きるか分からないA子の言動がきっかけで発生するトラブルに、ハラハラしていたのは事実だ。でも、それまでも同じような子どもは何度かいたし、私たち寮担当や当院の職員、寮生との日々を重ねることでA子は落ち着いていくと信じてもいた。実際、非常勤の医師や当院の心理士も手厚くA子と私たちを支えてくれた。

しかし、私はA子に対して、今まで出来ていた寮母としての関りが出来ない。他の寮生にはできていることが、A子にはどうしてもできない。理由は自分で分かっていた。

A子は性非行の中で様々な性被害を受けており、特性も相まって、そのトラウマは重かった。

それだけならば、寮経験の中でも何人かいて、普通に対応できたはずなのに、A子の私への距離の取り方が独特だった。急に至近距離で体を触ってくる。愛着形成のための大事な段階だとも理解しているのに、避けてしまう。急にいやらしく出る下ネタも性化行動だという認識もあるのに、受容できない。何か指摘された際の言動も3F反応であることも分かっているのに、苛立つ自分を止められなかった。次第に私はA子からの「白い壁を見るだけで、つらい」「布団の重みが、思い出す」「牛乳が飲めない」などの相談ごとを聞くのも、苦痛になった。A子のカンファレンスをしている際には、出るワードのほとんどに過去の傷が想起させられ、体が鉛のように重く海底に沈んでいくような感覚になっていた。

さらに、寮経験が長くなっていったことも、私を苦しめた一つの原因だったのだろうと、今なら思える。それまでは普通にできていたことが急に出来なくなるという戸惑いも、「自分は、大丈夫じゃない」と自覚することも、初めてだった。自信満々に掲げていた「共感できる強み」が「絶望的な弱み」になっていると痛感して、落ち込んでいった。同僚たちは、私のポンコツぶりに意見があったらうに、私を潰さないための配慮で極力それを避けてくれていたのだろう。それも分かって、辛くなった。「こんな状態の私は子どもを支援する仕事なんて、やる資格がない」と心底感じるようになっていた。それまで学んできたトラウマや性被害の理解等の知識が「ああ、これが私に起こっているんだ」と痛感させ、苦しくなっていた。

A子の退所が見えてきた頃、私が苦しいと感じるのと同じような理由で人を傷つけたり、人から嫌われてしまうことを懸念し、A子の言動の何が辛いのかを私はA子と向き合って話したらしい。「あなただけが、悪いわけではない」とも伝え、A子も自身の言動を振り返り、二人で泣いて話合ったらしい。「らしい」というのは、寮長から聞いたことであって、正直私はあまり

覚えていないからだ。(このように、しんどい時期の記憶が曖昧な職員も少なくないのではないかと、私は思う) A子は、学院生活を本当によく頑張った。自分とも家族とも向き合い、支援達成で退所した。でも、私はいまだに個人的に連絡が取れずにいる。

A子が退所して数年が経ち、私の身に起きていたことを振り返り、あの時何がどうなっていたら、A子に他の寮生と同じように寮母としてのあるべき関りが出来ていたのかを自問自答してきた。こうして綴れるようになったことも回復の証なのかもしれない。しかし、自分の中で折り合いがついたからと言って、今更A子に寮母面して連絡するのは、筋が通らないと思っている。A子は私を受け入れてくれないのではないかという怖さも、情けない正直な心情としてある。

この「自覚できていないトラウマ」については、前章のように留意点等を言語化することが、私は未だにできない。恥ずかしいことだが、それほど子どもの支援を通じて晒された自分で整理できていないトラウマの処理や対応は、難しいものなのだかと痛感している。

5. 求められる体制

これまで述べてきた経験を踏まえ、今後トラウマを抱える職員が子どもの支援する中で、傷ついたり苦しくなっても、自分が思うあるべき支援ができるための体制について考察を述べさせてもらいたい。

(1) 就職希望者への説明と提示

それぞれの動機を持って、この職に就きたいと望む方を私たちは期待と歓迎をする。

雇用者は業務内容や勤務スケジュールの説明は行うが、子どもとの生活で「晒される」という事実を提示はしているだろうか。トラウマの有無に関わらず、子どもの虐待経験を聞いたり、性被害開示の対応をしたり、子どもから暴言や

暴力を受けた時には、職員は心をえぐられたり「くらってしまう」ことも多い。子どもの『育て直し』をファンタジーのような想像のみで捉えて実務に入ると、心身の疲弊は相当なものになってしまう。

トラウマを抱える職員は、こういった子どもへの支援上現実に起こることを事前に具体的に説明されることは、特に重要かと思われる。この際「あなたに、トラウマはありますか？」等の質問はいらぬ。脅しではなく、ただ現実を予め提示するのだ。そのうえで、希望者が自身を見つめ「不安はあるけど、働きたい」と思うか「やはり、無理かもしれない」と判断するのか、希望者自身の意思を選択してもらうことは、雇用者サイドの責任でもあるように思う。新規採用した職員が数年で離職するダメージに比べれば、雇用時点での提示は健全なあり方のように思う。

(2) 新任時の自己覚知の促し

新任職員が初出勤当日から、子どもの支援にあたる施設もあるだろう。新任職員は覚えなければいけないことが山積みだ。程度やスパンの差はあれ、そんな状況下でのオリエンテーションは、実は形式的かつ煩雑になりやすい。本来は丁寧に行うべきことがおろそかになりがちな現状だからこそ、あえて私は重要だと主張したい。

志望動機、得手不得手、自身の経歴から仕事に活かしたい点、どういう関わりを大切にしたいか、どういうスタンスで支援をしていきたいか等、新任時に自己把握を促す。さらに、何に熱が入りやすいか、逆に何に落ち込みやすいか、過敏に反応してしまう事柄等を予め自己整理することは、必須なのではないかと思う。これは決してネガティブなものではなく、今後の実務にあたるうえで、前向きな自己覚知としても重要性を教授することも必要だ。

(3) メンタルケアの導入・体制の確立

ケアワーカーのメンタルケアは謳われつつあ

る。しかし実際は、日々の寮運営の忙しさに追われて実践できずいたり、「そんなもん、時間の無駄」と言い放つ職員も多い。同じ立場の職員との飲み会で、愚痴を聞いて励ましたりする文化は色濃いけど、それだけで職員のメンタルは充分にケアできていて、傷つきは解消しているのだろうか。

A子の支援に苦しんでいた時の私は、同僚にその辛さを知られることを一番に恐れていた。気を遣われるのが苦手だからだ。ストレスチェック表には、適当な記入をして提出していた。かといって、専門家に相談することも「そんな奴が国立の職員なのか」と思われやしないか、当院のネームバリューが下がるのではないかな等、今考えると、いらぬ懸念をしていた。「そもそも、この仕事について説明からするのも、めんどくさい」とも思っていた。苦しみの渦中にいる人は、そういう思考になるのだなと振り返って思う。

私が、なんとなく「救われた」「まだ、やっていける」と思えたのは、当院で導入された第3者機関のカウンセラーによる面接だった。具体的な苦しみは全く話さなかったが、業界の異なる方と会話をして「すごい仕事ですね」的なことを言われただけで「そうだよな」と思えた。たった一度の面接で（だからなのか）、前向きになれた。関係ない人だから話せたし、かけられた言葉に気づきも、癒された感覚も生じたのかもしれない。

方法や体制はどんなものであっても、その体制が組まれていることに意味がある。職歴や役職、求める求めないに関係なく定期的なメンタルケアは実施されるべきだと私は思う。費用面・時間の確保などと、職員の心身の健康が崩れ子どもの支援に影響が生じることを天秤にかけた際、どちらを優先するべきかは明らかではないか。

(4) 「相談された職員」としての対応を検討しておく

日々子どもと生活を共にする中で、数々の疲

弊やストレスが生じる。職員間の人間関係の悩みもある。私はそれらについては、同じ立場の同僚や先輩に相談することが多かった。相談される側は、専門職故共感もアドバイスもするが、多少なりとも負担はあるはずで、私はそれを懸念してA子に関する辛さについては「話せない」状態になっていた。このスパイラルが良くなかったと、今振り返ると痛感する。

トラウマに関する相談は、単に仕事上の愚痴ではない。衝撃もあるだろう。組織的な影響を鑑みて、上司や管理職に報告すべきか否かの判断も問われる。私はあえて、職歴に関わらず「相談された際の対応」については、職員みなを想定しておく必要があると思う。

子どもと同様、人は「話したい相手」に話す。特に、悩みや辛さを相談する相手の基準は人それぞれだ。利害関係や影響のない、ある程度距離のある人にだから話せることもある。つまり、新任でも、課の違う職員でも「相談されること」が起こりえるのだ。

トラウマの理解や治療、開示の対応、司法面接等を学び知識を身に付けることは、子どもへの支援のために不可欠である。それらは、同僚を支えるためにも活用する可能性があることを意識してほしい。子どもに寄り添い、育む姿勢と同じように、同僚の心情を汲み、前述したような自己理解の促しを行うべき時があることを職員は認識してほしいと、私は思う。

また、管理職や上司は立場上の責任感から、自分の部下の心身状況を把握しておきたい思いになるが、職員の「この人にだから話せた」という心情を尊重して扱ってほしい。そこに必要以上の管理的介入はいらない。職員へのアプローチについて模索する際も、その姿勢は保ってもらいたい。

6. 職員としての姿勢

子どもの支援を通じて私たちは、職員として自身の言動や思考を見つめ直しながら働いている。

「あの時の子どもへの声かけは、正しかったのだろうか」「このタイミングで、子どもに課題と向き合わせたか、子どもにとっては適切なタイミングだったのだろうか。負荷をかけすぎてはなかったのだろうか」「あの対応しか出来なかったのは、どうしてだったのだろうか。自分に何があれば、もっと子どもに響くメッセージを届けることができたのだろうか」等、日々子どもへの支援を振り返り、反省をする。時には、子どもにとって良い支援展開に至らないことも生じる。失敗をして、同じことを繰り返さないために、異なるアプローチを模索していく。同僚からのアドバイスを自分なりに精査して取り入れながら、子どもの対応に活かすチャレンジをする。試行錯誤を積み重ねながら自身の支援をスキルアップしていく。

経験値は貴重な財産だが、その時その場面の子どもに通用しない場合には、かつて構築したスキルを一度は壊して再構築していくことも必要になる。常にブラッシュアップが求められている。こうした作業は、支援者である限り保ち続けなければいけないものだと私は思う。つまり、子どもを支援するということは、自問自答を繰り返しながら、自分の内面とも向き合うことなのだ。

このように、子どもとの対峙を通して、職員としてだけでなく、一人の人間としてのあり方をも見つめていく姿勢を職員は持っていなければならない。トラウマの有無に関わらず、職員は子どもを育てながら、自分自身を子どもに育てられていくのだ。

前章では「求められる体制」について綴ったが、これらの体制や組織的な配慮を「当たり前にある前提」として捉えてはいけない。むしろ、私が前提として念頭に置いてもらいたいのは、職員自身が、子どもを支援する中で過去や今現在の自分自身を見つめ直しながら「なりたい支援者になっていく意識と覚悟」だと言いたい。たとえ上司や同僚からのサポート体制が十分に整っていても、基盤となるのは職員自身の「ど

うありたいか」という望みと、それに向かって自分と向き合っていく努力だからだ。

7. おわりに

入所している「子どもの質が変わった」と言われてもう何年経つだろう。私も、特性の強い子どもが寮の半数を超えると、「自分が目指した仕事はこんなだったか？昔ながらの非行児の支援がしたいのに」と不満に思うこともあった。しかし、昨今の児童自立支援施設において、発達障害児がゼロという所は、存在しないだろう。虐待と同様に、発達障害を有することにより傷つき、見捨てられ、非行行為に至ったことを、私たち職員はみな知っている。専門的な知識と支援方法を持ち、その子に寄り添い、理解し、前を向いて生きていくための支援をしている。

なのに、職員に対してはどのようなだろう。「あいつは、アスペだから、分かんないよ」「あのADHDどうにかならんのか？」と怒り、見捨てるような扱いをして終わっていないだろうか。特性のある子どもへの支援は専門家なのに。それで良いのだろうか。合理的配慮が義務化された現代において、特性のある職員が今後増えていくことを想定もせずに、具体的な配慮や対応策を探りもせずに「背中で学べ」「気合で乗り越えろ」といった従来美徳とされてきた対応のみで充分だと感じているのだろうか。子どもには変化と成長を期待して育てている職員が、それらの対応には変化していない現状に、ふと私は危機感と恥ずかしさを感じることもある。

それは、トラウマを抱える職員への配慮についても同様だ。私の場合は「自身にトラウマ経験があるから、それを活かして子どもを支援したい」と思ってこの職に就いたわけではないが、おそらく、そういうスタートの方もいるだろうし、今後は増えていくかもしれない。その方たちにとって、少しでも力になればという思いが、これを書くことに決めた理由の一つだ。現在も自身のトラウマに晒されながら子どもと向

き合うことで辛さを感じている方も多いと思う。自身のトラウマが理由で、子どもや職員との関係不和が生じ、通常の働きができずにいる方もいると思う。それが原因で離職してしまった方も、少なくないのかもしれない。そういった同僚と共に働く方にとって、どんなことでも構わないから、気づきや心に残るものがあればいいなという願いも込めた。

冒頭でも記したように、これは私の個人的な見解だ。これを読んで、もしも「気分を害した」「間違っている」と感じられた方がいらしたら、大変申し訳なく思う。可能であれば、ご自身の負担がなければ、その理由や意見を教えてほしい。この施設で子どもたちと向き合い、同じ志を持つ同僚たちと働いてきた中で、意見を批判や否定としてではなく、受け止めて再考する姿勢の大切さを、日々実感している。今後も共に、考えていきたい課題だと思っている。

きゅう



にんしん SOS 高知みそのらんぷの取り組み ～ひとりじゃないよ～

高知聖園ベビーホーム にんしん SOS 高知みそのらんぷ 支援コーディネーター
おかの まき
岡野 麻希



にんしん SOS 高知みそのらんぷ（以下みそのらんぷ）は、思いがけない妊娠で悩んでいる方の相談窓口です。

2022（令和4）年1月1日、本体施設の乳児院である高知聖園ベビーホームの中に開設しました。高知聖園ベビーホームは、県内唯一の乳児院として『愛されたことが心の底に残るように』の理念のもと、高知県内の社会的養護を必要とする乳幼児を24時間365日お預かりして、養育に努めています。

乳児院にお預かりする赤ちゃんたちの背景は複雑で、ご家族は様々な課題を抱えています。中には、妊婦検診未受診、飛び込み出産、自宅分娩などにより生まれてきた赤ちゃんたちもいます。生まれてきた過程はそれぞれ違いますが、どの子も元気に成長してほしい、これからの人生を大切に育ててほしい、と思っています。しかしながら、私たちが出会えたお母さんや赤ちゃんは一部の方であり、今現在、困難な状況の中、誰にも相談できず、苦しんでいる方も多数いることが推測されます。以前から報道されている、生まれてすぐの赤ちゃんが遺棄され亡くなる事件は、最近でも全国各地で起きています。そのような事件を耳にするたびに、こうならないために何かできなかったのか、話を聞いてくれる誰かがいてくれれば、尊い命が守られていたのではないかと悔やまれます。

にんしん SOS 相談窓口は、思いがけない妊娠に悩んでいる人、不安な人、困っている人のための相談窓口として、全国に約60か所あります。四国では、かがわ妊娠 SOS に続き、みそのらんぷで2か所目となります。思いがけな

い妊娠をして、ひとりで悩みを抱え、誰にも相談できないまま出産に至ってしまう状況や生まれてすぐに命を奪われてしまう赤ちゃんがいる現状をなくしたい。少しでも早く出会い、お母さんと赤ちゃんを支えたい、困難な状況にある方を孤立させたくない、そのような願いから、妊娠期からの支えの必要性を感じました。また、高知聖園ベビーホームには、地域のご家庭を支える児童家庭支援センター高知みそのや里親家庭を支える里親家庭サポートセンター結いの実が併設されているため、出産前から出産後の支援を継続的に行うことができるのではないかと考え、みそのらんぷの開設となりました。

相談は、電話とメールで受けつけています。内容は、妊娠したかもしれないという妊娠判定前の不安や、妊娠が確定したがお金がなく育てていけるかわからない、学生なので産めないが親へは言えないという妊娠後の悩み、根拠のない噂やインターネットでの不確かな情報を信じて行動を起こし心配になったというものもあります。どの方も、不安な中、勇気を出して相談くださった方です。まず、何に困っているかを丁寧に聞き、その方にとってのよりよい方法を、一緒に考えていくようにしています。

みそのらんぷを開設して、8か月が経過しましたが、これまでに150件を超える相談が全国各地から寄せられています。相談を受けていく中で、県外からの相談の多さに驚くと同時に、知っている人がいない場所にあえて相談をする、身近な人にこそ話せないという、相談すること自体のハードルの高さを痛感しています。

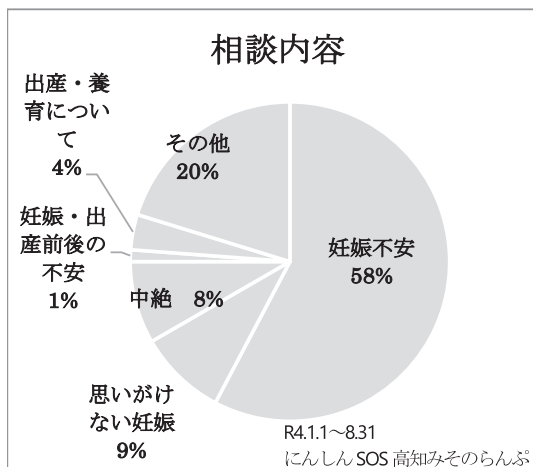
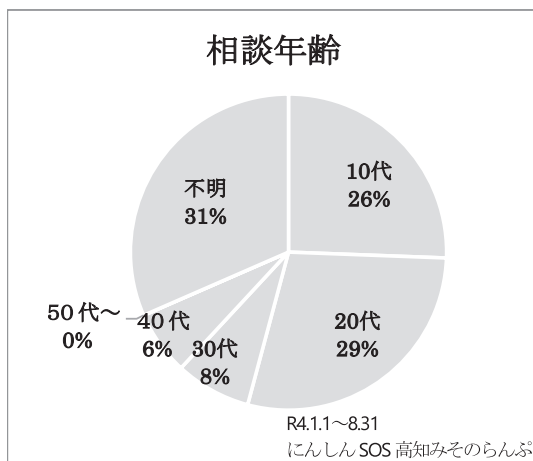
最近ですが、未受診で陣痛の始まった方から、

相談電話がありました。その後、救急搬送となり、何とか無事に病院で出産することができました。その相談者の方は、以前からみそのらんぶの存在は知っていたそうです。電話しよう、相談しようと思いつながらも、陣痛が始まるまで電話ができなかったと話されていました。今回、無事に出産できたことは喜ばしいですが、未受診で赤ちゃんの状態が不明なうえ、いつ生まれるかもわからない、少し遅れていたらお母さんの命も赤ちゃんの命も危ないところでした。もっと早くつながるために何ができるのか、相談しやすくなるのにはどうしたらよいか、そもそも相談したい方に周知されているのか、と課題は尽きません。

思いがけない妊娠の背景は様々です。安全な状態で出産できても、その後の生活に不安があり、支えが必要な方もいます。出産を悩んでいるのであれば、置かれている状況により支援の方法も変わってきます。若年（特に10代）の相談では、知識不足を感じる内容が多く、身体や性について知識があったら、思いがけない妊娠に至らなかったのではないかと感じる相談が寄せられます。100%確実な避妊はないこと、1回の性交で妊娠することがあること、妊娠しないためには性交をしないこと…これらの知識がなく性行為をする若者が多いです。第二次性徴を迎えると、男性は精通が起こり、女性は月経が始まり、性交をすれば妊娠することを知ってほしいです。そして、子どもたちに、性について伝えるときには、万が一この先思いがけない妊娠に直面したときに知っておくべきことの一つとして、にんしんSOS相談窓口の存在を伝えてください。相談窓口の存在を知っているかないかで、その後の人生を大きく左右すると思っています。

そして、何より思いがけない妊娠となり、不安や傷つきのある女性を孤立させるのではなく、社会全体で温かく支えていかなければならないと考えています。やっとながった1通の電話、メールをきっかけとして、相談者の方が

これから自分らしく自由な選択ができるよう支え、必要な機関へと繋がっていきけるよう途切れない支援を目指し、これからも取り組んでいきます。皆様のご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



相談電話：0120-620-331
8：30～20：00（365日）
相談メール：misonolamp@shirt.ocn.ne.jp
（24時間以内に返信）

交友会

第43回（令和4年度） 全児協転退職者交友会 中部（岐阜）大会



全児協転退職者交友会 会長
ながみね こうじ
長嶺 耕次

はじめに

第43回全児協転退職者交友会総会が、【「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜】で開催され、無事終わりましたのでここに報告させていただきます。

令和元年度 関東大会時の引継ぎで、次の開催地を中部支部・岐阜を予定していました。ところが、全世界を巻き込むコロナウィルスの拡散・流行により中止せざるを得なくなりました。令和2年・3年と、ホテルや長良川鵜飼観覧船等の予約をしたり取り消したりと、中部支部の梶井悟先生には大変ご迷惑・ご苦勞をおかけしました。令和4年度も引き続きお世話いただけたということもあり、コロナ第7波の心配の中、途中ずいぶんと迷いましたが開催に踏み切りました。幸いにもコロナの感染者も少し落ち着きを見せ、GO TOトラベルの恩恵にも預かり、当日（10月11・12日）は、天候もよく近隣の散策も気持ちよく、少し汗が出るほどでしたが楽しく過ごすことが出来ました。

お世話いただいた梶井先生はじめ、わかあゆ学園の元園長 高木清孝先生、前園長 大野勇悟先生にもお手伝いいただき大変恐縮しています。この2日間ほんとうにありがとうございました。

1 役員会

協議題

- (1) 令和2・3年度 事業報告
- (2) 令和2・3年度 決算報告

- (3) 令和4年度 事業計画（案）
- (4) 令和4年度 予算（案）
- (5) 次年度総会開催地選定について
- (6) 会の在り方について
- (7) その他

会長より、令和2・3年度の事業並びに決算報告があり承認される。（2・3年度は、コロナの影響で活動もなく、決算報告は各会員へ年度終了後報告済み）

平林義夫監事より、監査報告が行われ承認される。

会長より、令和4年度の事業計画（案）及び予算（案）の説明と提案がなされ、審議して承認される。

磯貝和子副会長より、全国少年野球大会の様子—大阪府立修徳学院の優勝、女子参加のチームが2チームあったこと、コロナ関係で参加できなかったチームがあったこと、現在プロ野球で活躍している大谷選手・菊池選手・佐々木選手たちが育った球場で行われたこと、来年度の開催地は大阪府であること等々が報告されました。

会長より、全児協転退職者交友会の在り方について、近年、会員皆様のご高齢化や若い人たちの入会がないこと、会費未納の会員数が多いことなどにより会員名簿の整理を行うと同時に皆様のご意見（存続か解散か）を伺うこととし

ました。結果、存続を望む声が多く、引き続き会員募集や会の在り方など工夫を重ねながら続けていくこととしました。むしろ、会の役割の一つとして児童自立支援施設の低迷を阻止すべく支援や助言等々必要であることなどのご意見をいただきました。この点につきましては、現在、厚労省や武蔵野学院、有識者等々で「児童自立支援施設あり方検討会」が持たれ、年度末には結果報告されるということです。まとめがいただけたら皆様にコピーして配布し、ご意見を伺いたいと思います。

来年度の総会開催は、中国支部にお願いしたいと思います。

来年度、役員改選を行います。

2 総会

役員会に引き続き、梶井先生の司会のもと、総会が開かれました。

今回、コロナ第7波の影響もあり全児協の会長さんや地元わかあゆ学園長さんの参加が不可能となり、全国の児童自立支援施設の現状が聞けなかったことは残念でした。また、当初の予定参加者が諸般の事情で参加できなくなり11名と少なく寂しくもありましたが、元わかあゆ学園の園長先生や前園長先生のご参加、ご協力があり、また、前園長先生から歓迎のご挨拶もいただき、会を盛り上げていただきました。

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり全議題とも承認を頂きました。

磯貝副会長から全日本少年野球大会の報告もしていただきました。

最後に、磯貝副会長の閉会の挨拶とこのあとの写真撮影や懇親会の場所、明日の日程など説明を頂きました。

3 懇親会

わかあゆ学園前園長 大野先生の司会のもと始まり、少人数ながらも楽しい時間を過ごさせ

ていただきました。

4 2日目（観光）

天候にも恵まれ、川原町をぶらぶら散策しながらぎふ金華山ロープウェイに乗り岐阜城へ。さほど高い山ではないように見えましたが結構勾配がきつく（高齢者には）休み休み上りました。天守閣から見る岐阜の町並みを見ていると、天下統一を夢見た信長になった気分で「岐阜を制する者、天下を制す」など勝手に思いを寄せました。下山した後はふもとの茶屋でかき氷を頂く始末でした。他、リス村や歴史博物館へ行かれた方もおられました。

さいごに

コロナ禍でありましたが、3年ぶりの開催で元気な皆様とお顔を合わせられたことを大変うれしく、ありがたいことだと実感しました。来年こそはもっとたくさんの会員の皆様と会えることを楽しみに、私もこの1年健康に気を付けていきたいと思います。会員の皆様も健康に気を付けて再びお会いしましょう。

最後に、児童自立支援施設のOB会があること、毎年会を開催していること等、退職された方、転職された方皆様に周知していただけたら、また、入会していただけたら大変ありがたいと思います。将来のあなた方にもお願いしておきます。



文献賞

文献賞

令和四年度 文献賞

最優秀賞

「児童自立支援施設における家族再統合支援の可能性

～施設機能を活かした家族とのつながりの取戻し～」

東京都立萩山実務学校 児童自立支援専門員課長 鈴木 義 憲

優秀賞

「児童自立支援施設における心理療法担当職員の現状と展望

～心理療法担当職員の配置義務化から十年を迎えて～」

和歌山県立仙溪学園 心理療法担当職員 岩 田 智 和

優秀賞

「夫婦小舎制施設での家庭支援について

～子どもの成長を家庭支援に繋げる～」

石川県児童生活指導センター 指導第一係長 武 藤 健太郎

文献賞選考経緯

令和4年度文献賞は、第228号に掲載されている論文が対象となりました。その中から右の3編が、選考の結果、各賞を受賞しました。

最優秀賞には副賞として2万円のクオカード、優秀賞には1万円のクオカードが全児協より贈呈されます。選考委員の選評を抜粋して掲載します。

○最優秀賞「児童自立支援施設における家族再統合支援の可能性

～施設機能を活かした家族とのつながりの取戻し～

「家族再統合支援の基本的考え方から具体的取組内容や課題までの確に示されており、児童自立支援施設職員の参考となる内容となっている。」

「書き出しの言葉に共感を覚える。それは児童自立支援施設での、家庭支援・家庭再統合の成果であり、子ども達の未来を切り拓くための私たちの大きな役割であるからである。」

「本論では、自らの経験と学術的見解とを見事に融合させ、感覚や経験則に陥りがちな処遇に対して、理論的な取り組みをしている。また、様々な家庭支援の在り方を明確に区分けし取り組んでいる姿は、読み手に共感と新たな学びを喚起させる。」

「再統合支援のあり方とその内容が項目に整理されており、それぞれに示唆に富んだ事例があげられていることから、今後の実践の参考となり得る。」

「社会的養護施設として児童自立支援施設での家族再統合支援の内容と課題が分かりやすく、共感できるものだった。」

○優秀賞「児童自立支援施設における心理療法担当職員の現状と展望

～心理療法担当職員の配置義務化から十年を迎えて～

「児童自立支援施設における心理職の配置と機能についての歴史的な整理と、全国の施設で行った調査は、施設の高機能化等を考える際の資料となり得る。」

「心理療法職員に児童処遇に係る何を求めてきたのか、これから「何を協力し共に積み重ねる事が大切か」が語られていました。」

○優秀賞「夫婦小舎制施設での家庭支援について～子どもの成長を家庭支援に繋げる～

「子どもとの「情動的な繋がり」から始まる親子アプローチを論じていることに他にはない新しさを感じました。また、説得力のある構成・文章を評価します。」

「児童の願いに耳を傾け、児童の努力や変容ぶりを伝えつつ、目の前の児童の願いを保護者に伝えることができ、施設職員は子ども達の「代弁者として、保護者の心と姿に変容を求めなければならない。」という気持ちを再認識することができた。」

○選考委員

秋吉 修一	(全国児童自立支援施設協議会会長)	愛知県愛知学園長)
赤坂 秀彦	(全国児童自立支援施設協議会副会長)	北海道立向陽学院長)
唐木 宏和	(全国児童自立支援施設協議会副会長)	名古屋市玉野川学園長)
河尻 恵	(全国児童自立支援施設協議会顧問)	国立武蔵野学院長)
小松 秀夫	(全国児童自立支援施設協議会顧問)	国立きぬがわ学院長)
石橋 一	(全国児童自立支援施設協議会監事)	新潟県新潟学園長)
河村 勝博	(全国児童自立支援施設協議会監事)	岐阜県立わかあゆ学園長)

編集後記

『児童自立とWITHの心～児童自立支援施設の実践～』編集事務局 高知県立希望が丘学園

今年度より『非行問題』から名称が『児童自立とWITHの心～児童自立支援施設の実践～』と変わりました。それに伴い、様式や構成、編集に係るいくつかのことについても変更をしております。

冊子としての本来の役割である、支援に関する知見を補うものとして活用してもらう以外にも、今後各施設において編集が為される際、今回引き継がせていただくノウハウを基に円滑な作業が展開できれば幸いです。

さて今回の特集テーマは、令和2年5月に厚労省より公表された「これからの児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する報告書」で提示されている課題に則し、『児童自立支援施設の役割と機能』となっております。当園においても入所児童の傾向の変化や抱える課題の複雑化への対応ということは実際に起こっており、改めて今が児童自立支援施設が直面している重要な転換期にあるということを実感させられています。

システムやハードの調整・個に応じた支援に必要な専門性や多面的な視点の獲得・個のみではなく個と個の橋渡しとなり、社会適応に必要となる自助力や互助力といったものをどう高めていくか…など取り組むべきことは多いですが、今回寄稿していただいた中にも様々なヒントや学びがありました。これを呼び水として様々な実践や意見が全体で共有されていけばと願っております。

最後になりましたが、本誌の発刊にあたり、各ブロックの編集委員・執筆者をはじめ、多くの方々のご協力を賜りましたことを編集事務局一同深く感謝申し上げます。

会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会

会長 秋吉 修一

全国児童自立支援施設協議会は、児童自立支援事業の振興を図ることを目的とし、全国 58 か所の児童自立支援施設（国立 2 施設、公立 54 施設、社会福祉法人 2 施設）の相互協力、事業の企画や調査研究、機関誌の発行等の活動を行う組織で、7つの地区協議会（東北・北海道地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区）から構成されています。

この「非行問題」は、当協議会が児童の自立支援に関係する皆様から寄せられた研究結果、研修内容、実践記録等をもとに編集・発行しており、本年度の第 229 号では、「児童自立支援施設の役割と機能～施設の高機能化と多機能化に向けた実践～」を特集テーマとして取り上げました。

さて、昭和 41 年に名称変更して以来、長年にわたり親しまれてきた「非行問題」ですが、非行という従来のカテゴリーに当てはまらにくくケアニーズの高い児童の増加等を踏まえ、今年度より名称を「児童自立と WITH の心～児童自立支援施設の実践～」に変更することとなりました。また、体裁や構成等についても見直しを行いました。今後とも児童福祉に携わる方々や児童福祉を研究・学習されている方々のお役に立つ紙面となるよう努めてまいります。

なお、「きゅう」コーナーについては、会員外の皆さまからのご提言やご助言、ご感想などの発表の場として存置しますので、ぜひ事務局あて投稿をお寄せくださるようお願いいたします。

また、一部バックナンバーについては、当協議会ホームページから PDF 版をダウンロードすることも可能ですのでご活用ください。

全国児童自立支援施設協議会事務局（令和 4 年度）

〒 480-0304

愛知県春日井市神屋町 713-1

愛知県愛知学園 学園内

TEL 0568-88-0174

FAX 0568-88-0162

Email : zenjikyuu-aichigakuen@pref.aichi.lg.jp

※令和 5 年度の事務局は、北海道立向陽学院です。

編集委員

編集長	高知県立希望が丘学園	國藤 尚也
編集委員	高知県立希望が丘学園	森 英彰
(四国地区編集委員)		出口 隆博
		吉本 和敬
		藤田 卓磨
		杉本 由衣

東北・北海道地区編集委員	宮城県さわらび学園	内海 尚彦
関東地区編集委員	国立武蔵野学院	寺岡 美雪
中部地区編集委員	愛知県愛知学園	堀井 尊久
近畿地区編集委員	兵庫県立明石学園	手島 梓
中国地区編集委員	広島県立広島学園	臼井 直希
九州地区編集委員	熊本県立清水が丘学園	今別府隆宏

編集事務局

〒 783-0043
高知県南国市岡豊町小蓮 720
高知県立希望が丘学園内
T E L 088-866-2913
F A X 088-866-0649
E-mail 060402@ken.pref.kochi.lg.jp

児童自立と WITHの心

児童自立とWITHの心

～児童自立支援施設の実践～

第229号

令和5年3月発行

編集人 國藤 尚也

発行人 秋吉 修一

印刷所 (有)西村謄写堂